

建築主用

この建築主用の仕様書は、工事請負契約の際の設計図書の一部としてお使いいただくとともに、工事監理の際にもご活用下さい。

枠組壁工法住宅工事共通仕様書(解説付)

平成9年度版

(全国版)

《基準金利適用住宅・割増融資工事の仕様適用一覧表》

(実施する仕様の適用欄に○印を記入して下さい。また、仕様書の当該部分を添削した場合には、()内に「添削」と記入して下さい。)

基準金利適用住宅・割増融資工事の仕様の種類		適 用
基準金利適用住宅 工 事 仕 様 書	バリアフリータイプの仕様	()
	耐久性タイプの仕様	()
	省エネルギータイプの仕様	()
割 増 融 資 工 事 仕 様 書	高規格住宅の仕様	()
	長寿社会対応住宅の仕様	()
	省エネルギー断熱構造工事の仕様	()
	開口部断熱構造工事の仕様	()

(注)「高齢者同居住宅工事」、「障害者同居住宅工事」又は「二世帯住宅工事」のいずれかの割増融資を受ける場合は、「長寿社会対応住宅工事」を実施することが必要です。

建 築 主	住 所	
	氏 名	印
施 工 業 者	住 所	
	氏 名	印
設 計 者	住 所	
	氏 名	印

目 次

仕 様 書 の 使 い 方	1
解 説 に つ い て	2
〔I〕工 事 概 要	3
〔II〕共 通 仕 様 書	11
〔III〕基 準 金 利 適 用 住 宅 工 事 仕 様 書	185
〔IV〕割 増 融 資 工 事 仕 様 書	231
付 錄	245

(参考) 4'×8' サイズの面材の使用を前提とした北米の合理的な設計・施工方法を取り入れた枠組壁工法住宅を建設する場合、本仕様書のほかに「北米型枠組壁工法住宅工事特記仕様書」が用意されています。

仕様書の使い方

1. 仕様書の位置付け

仕様書は、設計図面に表せない事項を補足するものとして重要であり、工事請負契約の際の設計図書の一部になるものです。従って、内容を確認した上で大切に保管して下さい。

2. 仕様書の記載内容と構成

本仕様書は、建築基準法に基づく昭和57年建設省告示第56号（以下、告示という。）及び住宅金融公庫融資住宅基礎基準等（以下、公庫基礎基準等という。）に適合する枠組壁工法住宅の工事共通仕様書として、次のような構成で作成されています。なお、告示や公庫基礎基準等に該当する箇所には、下表のように記号を付して表現しています。

《I》工事概要

（建物の概要や内外部の仕上げ表など工事の概要を明記する欄）

《II》共通仕様書

（公庫の基礎基準を含め、建物の工事一式について標準的な仕様を掲載）

《III》基準金利適用住宅工事仕様書

（公庫融資に係る基準金利適用住宅の技術基準に適合する仕様の一例を掲載）

《IV》割増融資工事仕様書

（公庫融資に係る割増融資工事の技術基準に適合する仕様の一例を掲載）

記載内容	表記方法
告示本文に係る仕様（当該仕様によらない場合は、建設大臣の認定が必要とされるもの）	該当箇所を_____で表示
告示のただし書き等に対応する仕様	該当箇所を_____で表示
公庫の基礎基準等に係る仕様	該当箇所を_____で表示
	割増融資基準等関係
	該当箇所の項目に※印で表示

なお本仕様書は告示の第1から第8までの内容に基づいているものです。したがって告示の第9の規定に基づく構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、本仕様以外の仕様とすることができます。

3. 仕様書の使い方と留意事項

本仕様書は、材料・寸法・住宅性能など様々な場合を考慮して全国共通に作成されています。従って、本仕様によらない部分がある場合は、次のような点に留意の上、ご自分の工事内容に合わせて該当仕様部分を適宜添削するか、又は別途仕様書を作成して添付してご使用下さい。

なお、本仕様書以外の別の仕様書を用いることも可能です。

【共通仕様書の留意事項】

- (1) 「_____部分」を添削すると違法建築物となりますので融資が受けられません。ただし、建設大臣の認定を受けた場合は、この限りではなく添削することが可能です。
- (2) 「_____部分」を実験や構造計算等により安全性を確かめずに訂正すると、違法建築物となり、融資が受けられない場合があります。
- (3) 「_____部分」を訂正すると、公庫基礎基準に適合しないことがあるため、融資が受けられない場合があります。

- (4) 公庫の融資区分上、準耐火構造の住宅として融資を受ける場合は、14（省令準耐火構造の住宅の仕様）、16.1（1時間準耐火構造の住宅の仕様）又は16.2（45分準耐火構造の住宅の仕様）のいずれかの仕様によって下さい。

なお、17（高性能準耐火構造の住宅の仕様）の本文で※印を付した項目を訂正すると、融資上の優遇を受けられない場合があります。

【基準金利適用住宅工事仕様書の留意事項】

- (1) 公庫融資に係る基準金利適用住宅に係る「バリアフリータイプ」、「耐久性タイプ」又は「省エネルギータイプ」のいずれかの技術基準（共通基準等を含む。）に適合する住宅として、公庫融資上の基準金利の適用を受ける場合は、各々基準金利適用住宅工事仕様書のⅠ（バリアフリータイプの仕様）、Ⅱ（耐久性タイプの仕様）又はⅢ（省エネルギータイプの仕様）によって下さい。
- (2) 基準金利適用住宅工事仕様書の本文の※印を付した項目は、基準金利適用住宅の技術基準に係る項目ですので、訂正すると基準金利の優遇を受けられない場合があります。
- (3) 基準金利適用住宅としてⅠ～Ⅲのいずれかの仕様を実施する場合は、本仕様書の表紙に掲載した「基準金利適用住宅・割増融資工事の仕様適用一覧表」の当該仕様の適用欄に○印を記入するとともに当該仕様の添削の有無について必ず記入して下さい。

【割増融資工事仕様書の留意事項】

- (1) 公庫融資に係る割増融資である「高規格住宅」、「長寿社会対応住宅」、「省エネルギー断熱構造工事」、又は「開口部断熱構造工事」の技術基準に適合する住宅として、公庫融資上の割増融資等の優遇を受ける場合は、各々割増融資工事仕様書のⅠ（高規格住宅の仕様）、Ⅱ（長寿社会対応住宅の仕様）、Ⅲ（省エネルギー断熱構造工事の仕様）又はⅣ（開口部断熱構造工事の仕様）によって下さい。
- なお、「高齢者同居住宅工事」、「障害者同居住宅工事」又は「二世帯住宅工事」のいずれかの割増融資を受ける場合は、「長寿社会対応住宅工事」を実施することが必要です。
- (2) 割増融資工事仕様書の本文の※印を付した項目は、割増融資工事の技術基準に係る項目ですので、訂正すると割増融資の優遇を受けられない場合があります。
- (3) 割増融資に係るⅠ～Ⅳのいずれかの仕様を実施する場合は、本仕様書の表紙に掲載した「基準金利適用住宅・割増融資工事の仕様適用一覧表」の当該仕様の適用欄に○印を記入するとともに当該仕様の添削の有無について必ず記入して下さい。

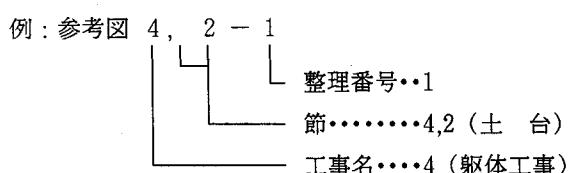
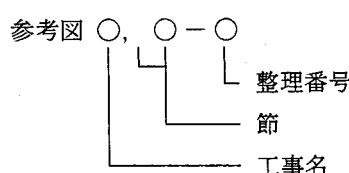
「解説」について

枠線欄外の解説は、仕様書の内容をご理解いただき、建築工事現場をご覧になる際などの参考にしていただくために作成したものです。

この解説欄には、仕様書の各項目について直接解説を加えたもののほかに、建築に関する一般知識や関連資料等も併せて掲載しております。

仕様書は、工事請負契約の内容の一部になるものですが、この解説部分は、通常、工事請負契約の内容とはなりませんのでご注意下さい。

（注）参考図の数字は、下記に示すように工事名と節の数字を表わし、本文のどの節に該当する参考図であるかがわかるようになっています。



〔I〕工事概要

(設計図面に記載した場合は、ここに記入する必要はありません)

1. 工事内容

(1) 構造：(高性能準耐火構造、準耐火構造、省令準耐火構造、

その他_____)

(2) 階数：(平家建、2階建、3階建)

(3) 床面積：1階_____m²、2階_____m²、3階_____m²、計_____m²

(4) 戸建型式：(1戸建、連続建、重ね建)

(5) 附帯設備工事：(電気、給排水、衛生、ガス、その他_____)

(6) 別途工事：_____

2. 外部仕上表

各部名称	仕上	備考
基礎		
外壁		
屋根		
軒裏		
ひさし		
とい		
塗装 木部 鉄部		

3. 内部仕上表

室名	床	幅木	壁
玄関			
居室			
押入			
台所			
便所			
洗面・脱衣室			
浴室			
縁側			
廊下			
階段			

(注)

- 塗装仕上げはそれぞれの欄に記入すること。
- 備考欄には設計に含まれているもの(造り付け棚、下駄箱類、天袋、なげし、カーテンレール、台所流し、コンロ台、浴槽、大小便器、手洗器、洗面器など)を記入すること。

天 井	備 考

4. 附 帶 設 備 表

室 名	電 灯	スイッ チ	コンセント	水 桜	ガス 桜	電話用配管	電話機
玄 閣	灯	個	個			個	個
居 住 室	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
	灯	個	個		個	個	個
台 所	灯	個	個	個	個	個	個
便 所	灯	個	個	個			
洗面・脱衣室	灯	個	個	個	個	個	個
浴 室	灯			個	個		
縁 側	灯	個	個			個	個
廊 下	灯	個	個			個	個
階 段	灯	個	個				
	灯	個	個	個	個	個	個
	灯	個	個	個	個	個	個

(注) 電灯欄は、直付、埋込み、コード吊、プラケットなどそれぞれ記入のこと。

〔II〕 共通仕様書

1. 一般事項	11
1.1 総則	
1.2 施工一般	
2. 仮設工事	12
2.1 なわ張り等	
2.2 足場・仮用い・設備	
3. 土工事・基礎工事	12
3.1 土工事	
3.2 地業	
3.3 地下室の基礎壁	
3.4 平家建又は2階建の基礎	
3.5 埋戻し及び地ならし	
4. 躯体工事	19
4.1 一般事項	
4.2 材料	
4.3 断面寸法等	
4.4 防腐・防蟻措置	
4.5 平家建又は2階建の土台	
4.6 平家建又は2階建の床枠組	
4.7 平家建又は2階建の壁枠組	
4.8 支持柱	
4.9 平家建又は2階建の小屋組	
4.10 小屋裏換気・軒裏換気	
5. 屋根工事	87
5.1 下ぶき	
5.2 金属板ぶき	
5.3 粘土がわらぶき	
5.4 厚形スレートぶき	
5.5 屋根用化粧スレートぶき	
5.6 むねと壁との取合い、軒先、けらば及び谷ぶき	
5.7 水切り・雨押え	
5.8 とい	
6. 給排水設備工事	102
6.1 一般事項	
6.2 給水設備工事	
6.3 給湯設備工事	
6.4 排水設備工事	
7. ガス設備工事・ガス機器等設置工事	108
7.1 一般事項	
7.2 ガス設備工事	
7.3 ガス機器等	
8. 電気工事	111
8.1 一般事項	
8.2 電力設備工事	

8.3 弱電設備工事	
9. 断熱工事	115
9.1 一般事項	
9.2 材料	
9.3 施工部位	
9.4 断熱性能	
9.5 断熱材・防湿材の施工	
9.6 工法	
10. 内外装工事	124
10.1 左官工事	
10.2 タイル張り	
10.3 仕上塗材仕上げ	
10.4 サイディング張り等	
10.5 開口部廻りのシーリング処理	
10.6 せっこうボード張り	
10.7 内装工事	
11. 建具造作工事	140
11.1 一般事項	
11.2 材料	
11.3 内部ドア	
11.4 内部引違い戸	
11.5 外部金属建具(アルミサッシ)	
11.6 上レール式建具	
11.7 階段	
11.8 ふすま	
11.9 フラッシュ戸	
11.10 雨戸	
11.11 建具金物	
11.12 木製建具	
11.13 ガラス	
12. 塗装工事	155
12.1 一般事項	
12.2 工法	
13. 衛生設備工事・雑工事	157
13.1 衛生設備工事	
13.2 し尿浄化槽工事	
13.3 便槽工事	
13.4 換気設備工事	
13.5 雜工事	
14. 省令準耐火構造の住宅の仕様	160
14.1 一般事項	
14.2 外壁・軒裏	
14.3 界壁	
14.4 界床	
14.5 界壁及び界床以外の部分の内壁・天井	
14.6 その他	
15. 3階建の仕様	163
15.1 一般事項	

15.2 基 础 工 事	
15.3 土 台	
15.4 床 枠 組	
15.5 壁 枠 組	
15.6 小 屋 組	
15.7 防 火 仕 様	
15.8 避 難 措 置 等	
16. 準耐火構造の住宅の仕様.....	171
16.1 1時間準耐火構造の住宅の仕様	
16.2 45分準耐火構造の住宅の仕様	
17. 高性能準耐火構造の住宅の仕様.....	180
17.1 総 则	
17.2 耐久性工事措置	
17.2.1 基 础 工 事	
17.2.2 軸 体 工 事	
17.2.3 内・外装その他工事	
17.2.4 設 備 工 事	
17.3 防 火 仕 様	

〔III〕 基準金利適用住宅工事仕様書

基準金利適用住宅工事仕様書の使い方	187
I. バリアフリータイプの仕様.....	188
I.1 一 般 事 項	
I.2 基礎 の 構 造	
I.3 軸 体 工 事	
I.4 造 作 工 事	
II. 耐 久 性 タ イ プ の 仕 様.....	203
II.1 一 般 事 項	
II.2 基礎 の 構 造	
II.3 床 下 換 気 措 置	
II.4 床 下 防 湿 措 置	
II.5 外 壁 下 張 り	
II.6 外 壁 内 通 気 措 置	
II.7 防 腐 ・ 防 蟻 措 置	
II.8 小 屋 裏 換 気 措 置	
II.9 公 社 分 譲 住 宅 ・ 優 良 分 譲 住 宅 の 付 加 基 準 の 仕 様	
III. 省 エ ネ ル ギ ー タ イ プ の 仕 様.....	211
III.1 一 般 事 項	
III.2 基礎 の 構 造	
III.3 材 料	
III.4 施 工 部 位	
III.5 断 熱 性 能	
III.6 断熱材・防湿材の施工	
III.7 工 法	

- III.8 日射の遮蔽措置
- III.9 気密工事
- III.10 開口部断熱構造工事
- III.11 公社分譲住宅・優良分譲住宅の付加基準の仕様

〔IV〕 割増融資工事仕様書

割増融資工事仕様書の使い方	233
I. 高規格住宅の仕様.....	234
I.1 総則	
I.2 計画一般	
I.3 基礎の構造	
I.4 床下換気措置	
I.5 床下防湿措置	
I.6 材料	
I.7 防腐・防蟻措置	
I.8 外壁下張り	
I.9 外壁内通気措置	
I.10 小屋裏換気措置	
I.11 設備工事	
I.12 外構工事（公社分譲住宅及び優良分譲住宅のみ適用）	
II. 長寿社会対応住宅工事の仕様.....	239
II.1 一般事項	
II.2 軀体工事	
II.3 造作工事	
III. 省エネルギー断熱構造工事の仕様.....	240
III.1 一般事項	
III.2 材料	
III.3 施工部位	
III.4 断熱性能	
III.5 断熱材・防湿材の施工	
III.6 工法	
III.7 日射の遮蔽措置	
III.8 気密工事	
IV. 開口部断熱構造工事の仕様.....	242
IV.1 一般事項	
IV.2 開口部建具の種類	
IV.3 注意事項	

1. 一般事項

1.1 総則

1.1.1 範囲 本仕様書の範囲は、昭和57年建設省告示第56号（枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件）の第1から第8までの内容にもとづいている。同告示の第9の規定に基づいて構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合、本仕様書によらず特記とする。

1.1.2 工事範囲 工事範囲は、本仕様書及び図面の示す範囲とし、特記のないかぎり、電気工事については引込口までの工事、給水・ガス工事については本管接続までの工事、排水工事については流末接続までの工事とする。

1.1.3 疑義 図面と仕様書との記載内容が相違する場合、明記のない場合又は疑義の生じた場合は、建築主又は建築主の指定した監督者（以下「監督者」という。）と協議する。

1.1.4 軽微な設計変更 現場のおさまり、取合せその他の関係で、材料の取付け位置又は取付け工法を多少かえるなどの軽微な変更は、建築主又は監督者の指示により行う。

1.1.5 別契約の関係工事 別契約の関係工事については、関係者は相互に協議のうえ、工事完成に支障のないように処理する。ただし、監督者がいる場合はその指示による。

1.2 施工一般

- 1.2.1 材料等
1. 軸体工事に用いる材料は、建築基準法及びそれに基づく告示等による。
 2. 各工事に使用する材料等で、日本工業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）の制定されている品目については、その規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものを使用する。また、認証木質健在（AQ）として認証の対象となっている品目については、AQマーク表示品又はこれと同等以上の性能を有するものを使用する。
 3. 各工事に使用する材料等について品質又は品等の明記のないものは、それぞれ中等品とする。
 4. 建築部品、仕上材の材質、色柄などで建築主又は監督者と打合せを要するものは、見本を提出し、十分打合せを行うものとする。

1.2.2 養生 工事中に汚染や損傷のある材料及び箇所は、適当な方法で養生する。

- 1.2.3 注意事項
1. 工事の施工に必要な諸届・諸手続で、請負者が処理すべき事項はすみやかに処理する。
 2. 工事現場の管理は関係法規に従い、危険防止、災害防止に努め、とくに火災には十分注意する。また、石綿スレート等の加工又は解体作業にあたっては、専用工具を使用する等十分な配慮を行う。
 3. 工事現場はつねに整理し、清潔を保ち、工事完了に際しては建物内外を清掃する。
 4. 工程表及び工事チェックリストを作成し各段階ごとに検査を行う。

J I S Japanese Industrial Standard の略称

鉱工業品の品質を全国的に統一単純化して生産、消費の合理化を行うことを目的として定められた工業標準化法（昭24、法185号）に基づいて、各品目について通産、運輸、建設など各大臣が日本工業標準調査会（通産省内に設置）にはかって定めた国家規格。

J A S Japanese Agricultural Standard の略称

農林物資の品質改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用の合理化を図るため、農林物資規格法（昭25、法175号）の規程に基づいて制定された規格。農林水産省告示をもって告示施行される。

A Q Approved Quality の略称

安全性及び耐久性の優れた木質建材の供給の確保を図るため、木質建材等認証推進事業実施要領（昭和63年4月7日付け63林野第24号林野長官通達）に基づいてJAS規格では対応できない新しい木質建材について日本住宅・木材技術センターが優良な製品の認証を行うものである。認証されたものには、AQマークが表示される。

2. 仮設工事

2.1 なわ張り等

2.1.1 地なわ張り

建築主又は監督者の立会いのもとに、敷地境界など敷地の状況を確認のうえ、図面に基づき建築位置のなわ張りを行う。

2.1.2 ベンチマーク

木杭、コンクリート杭などを用いて移動しないよう設置し、その周囲を養生する。ただし、移動の恐れのない固定物がある場合は、これを代用することができる。なお、監督者がいる場合は、その検査を受ける。

2.1.3 やりかた

やりかたは、適切な材料を用い、建物の隅部その他の要所に正確堅固に設け、建物位置、水平の基準その他のすみ出しを行う。なお、監督者がいる場合は、その検査を受ける。

2.2 足場・仮囲い・設備

2.2.1 足場・仮囲い

足場及び仮囲いは、関係法令等にしたがい適切な材料、構造とする。

2.2.2 設備

工事用水道、工事用電力などの関係法令等にもとづく手続および設備は、施工業者が行う。

3. 土工事・基礎工事

3.1 土工事

3.1.1 地盤

敷地地盤の状態については、工事計画上支障のないように、地盤調査を実施するか、あるいは近隣の地盤に関する情報資料等により検討する。

3.1.2 根切り

根切りの幅及び深さは、やりかたに従い正確に行う。なお、必要がある場合は、のりをつけるか土留めを設ける。

3.2 地業

3.2.1 割栗地業

割栗地業は次による。ただし、地盤が比較的良好な場合は、割栗によらず碎石による地業とすることができます。また、地盤がとくに良好な場合は、これらを省略できる。

イ. 割栗石は硬質なものを使用する。なお、割栗石の代用として玉石を使用する場合も同様とする。

ロ. 目つぶし砂利は、切り込み砂利、切り込み碎石又は再生碎石とする。

ハ. 割栗石は、原則として一層小端立てとし、すき間のないようにはり込み、目つぶし砂利を充てんする。

ニ. 締め固めは、ランマー3回突き以上、ソイルコンパクター2回締め以上又は振動ローラー締めとし、凹凸部は、目つぶし砂利で上ならしする。

くい打ち地業を必要とする場合は、特記による。

3.2.2 くい打ち地業

3.3 地下室の基礎壁

3.3.1 一般事項

地下室は、良好な設計・施工によることとし、各部の仕様は特記による。

3.3.2 基礎壁

1. 地下室の壁（以下「基礎壁」という。）は、基礎と一体の鉄筋コンクリート造とする。

ただし、地上階数2以下の場合は、直接土に接する部分及び地面から30cm以内の外周の部分以外の壁を、木造の壁とすることができます。

2. 外周部基礎壁沿いには結露防止のため厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を基礎天端から貼り付ける。凍上のおそれのある場合の断熱材の厚さは18.4.2(断熱材の厚さ)以上とし凍結深度以上から貼り付ける。

3.3.3 基礎壁の一部を 木造の壁とする 場合

1.3.3.2(基礎壁)のただし書きにより一部を木造の壁とする場合の基礎壁の構造は、3.3-1 図(A)、(B)によることとし、外周部のすべてに配置する。ただし、設計条件が異なる場合は、別途構造計算により安全を確かめる。

2. 木造の壁の構成等は次による。(3.3-2 図(A)、(B)参照)

- イ. 土台(下枠兼用)、たて枠、上枠及び頭つなぎには、すべて寸法型式206以上の製材又は集成材を用いる。なおたて枠の間隔は、500mm以内とする。
 - ロ. アンカーボルトは、3.4.6(アンカーボルト)の1及び2の項による他、埋込み位置は、住宅の隅角部附近、土台の継手附近、開口部の両端部150mm内外とし、その他の部分は間隔1,370mm以内とする。
 - ハ. 隅角部及び開口部の両端部は土台とたて枠とをかど金物で緊結する。
3. 木造の壁に開口部を設ける場合は、次による。
- イ. 隅角部から900mm以内は、次の5による構造用合板を張った壁とする。
 - ロ. たて枠、土台、上枠及び頭つなぎは切断しない。
 - ハ. 開口部を連続して設ける場合は、その幅の合計を1m以下とする。
 - ニ. 一の壁面に設けることができる開口部の幅の合計は、当該壁面の長さの30%以下とする。
4. 木造の壁の頭つなぎと1階の床枠組との緊結は次による。
- イ. 側根太、添え側根太及び端根太からCN75を250mm以内に斜め打ちする。
 - ロ. 端根太ころび止めから床根太相互間に2本のCN75を斜め打ちする。
5. 木造の壁には、厚さ9mm以上の構造用合板(特類)を土台、側根太又は端根太まで張りつめる。釘打ちは、CN50を用い、合板の外周部及び頭つなぎ又は上枠に対しては、100mm間隔以下、中間部は200mm間隔以下とする。

3.4 平家建又は2階建の基礎

3.4.1 一般事項 1. 基礎は、1階の外周部耐力壁及び内部耐力壁の直下に設ける。

2. 基礎の構造は、次による。ただし、1階の内部耐力壁直下の基礎は、床梁に代えることができる。

イ. 布基礎

- ロ. 腰壁と一体となった布基礎
- ハ. 床と一体となった布基礎
- ニ. ベタ基礎と一体となった布基礎

3.4.2 基礎 1. 布基礎の構造は、次のいずれかによる。

- イ. 地盤が良好(地耐力5t/m²以上)で、耐力壁の壁倍率を4以下に設計する場合は、一体のコンクリート造布基礎とする。(3.4-1図参照)
- ロ. 地盤が良好で壁倍率を4を超えて設計する場合、盛土等で地耐力が十分でない(地耐力5t/m²未満)場合又は特定行政庁が建築基準法施行令第42条第1項の規定によって指定した区域内に建設する場合には、一体の鉄筋コンクリート造布基礎とする。(3.4-2図参照)

2. 布基礎の根入れ深さは、地面より120mm以上とし、設計地耐力の地盤まで掘り下げるとともに、建設地域の凍結深度以上とする。

3. 地面からの布基礎の立上がりは、300mm以上とする。

4. 布基礎の幅は、一般地及び多雪区域平家建の場合は120mm以上、多雪区域2階建の場合は150mm以上で土台の幅以上とする。

5. 地盤の地耐力が十分でない地域、多雪区域及び一般地2階建の場合には、布基礎の下部に底盤を設け、その厚さ及び張り出しあは、それぞれ布基礎の幅と同じとする。

3.4.3 腰壁 1. 便所、浴室廻り等で布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げ、腰壁とする場合は次による。なお、鉄筋コンクリート造とする場合は特記による。(3.4-3図参照)

- イ. ブロックの品質は、JIS A5406(建築用コンクリートブロック)に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
- ロ. ブロックの厚さは、布基礎の幅120mm以上の場合は100mm以上、布基礎の幅150mm以上の場合は120mm以上とする。

- ハ. 目地及び空洞の充てん用のモルタルのセメント、砂の調合は1:3を標準とする。
 - ニ. ブロックは3.4（平家建又は2階建の基礎）の布基礎の上に積み上げるものとし、積上げ高さは6段以内とする。
 - ホ. ブロックを補強する鉄筋の太さは、D10又は9φとし、縦筋については、隅角部及び間隔800mm以内に、横筋については上端部及び間隔400mm以内に配筋する。なお、縦筋の布基礎への埋込み長さは、異形鉄筋にあっては400mm以上、丸鋼にあっては405mm以上とする。
 - ヘ. 寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。
- 3.4.4 土間コンクリート床
- 1階床組を行わず、1階全面を土間コンクリート床で形成する場合は次による。（3.4-4図、3.4-5図参照）
 - イ. 土間コンクリート床の高さは、地面より300mm以上とする。
 - ロ. 外周部布基礎沿いには、結露防止のため厚さ25mm以上の発泡プラスチック系断熱材を布基礎天端から下方、底盤の上端まで施工する。ただし、温暖地等においては、断熱材を省略できる。
 - ハ. 凍上のおそれのある場合は、上記ロ. の断熱材の厚さを50mm以上とし、凍結深度以上に貼り付ける。
 - ニ. 地面より2層にわけて盛土をし、それぞれ十分突き固める。なお、盛土は、有機性又は活性の粘土及びシルト類以外の土を使用する。
 - ホ. 盛土の上に目づぶし砂利を厚さ50mm以上敷きつめ十分締き固める。その上にJIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）、JIS K6781（農業用ポリエチレンフィルム）若しくはJIS K6732（農業用ポリ塩化ビニルフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを全面に敷く。
 - ヘ. 土間コンクリート床は、厚さ120mm以上とし、その中央部にワイヤーメッシュ（径4mm以上の鉄線を縦横に間隔150mm以内に組み合わせたもの）を配する。

3.4.5 コンクリートの調合、打込み

- 布基礎その他のコンクリートの調合及び強度は、次のいずれかによる。
- 打込みは空げきの生じないよう十分突き固める。
- イ. レディーミクストコンクリートの場合の設計基準強度（Fc）及びスランプは、特記により、特記がなければFcは18N/mm²、スランプは18cmといふ。設計基準強度18N/mm²を得るためにJIS A5308（レディーミクストコンクリート）に規定されたレディーミクストコンクリートを用いる場合の発注時の呼び強度並びにJIS A5308（レディーミクストコンクリート）の規定によらないレディーミクストコンクリートを用いる場合の水セメント比及び単位セメント量は下記による。

	コンクリートの打ち込みから28日後までの期間の予想平均気温（℃）	15以上	10以上 15未満	2以上 10未満
J I S 規格品	呼 び 強 度 (N/mm ²)	18	21	24

	コンクリートの打ち込みから28日後までの期間の予想平均気温（℃）	15以上	10以上 15未満	5以上 10未満	2以上 5未満
J I S 規格品外	水セメント比（%）	65以下	62以下	60以下	55以下
単位セメント量(kg/m ³)		270以上			

- ロ. 現場練りコンクリートの場合のセメント、砂、砂利の調合は、容積比にして、1:2:4を標準とする。練り方は、原則として機械練りとする。手練りの場合には、から練り・水練りとも十分練り合わせる。

- 3.4.6 アンカーボルト
1. アンカーボルトの品質は、（財）日本住宅・木材技術センター（以下「住・木センター」という。）の定める規格によるCマーク表示品又はこれと同等以上のものとする。ただし、Cマーク表示品以外のものを使用する場合は、その長さを350mm以上、胴径を12mm以上とする。
 2. アンカーボルトの埋込み長さは250mm以上とする。
 3. アンカーボルトの埋込み位置は次による。
 - イ. 住宅の隅角部附近、土台の継手附近とし、その他の部分は間隔2.0m以内。

ロ. 1階床を土間コンクリート床で構成する場合で、床に達する開口部（以下「掃き出し窓」という。）を設けた場合は、その他まぐさ受けがとりつくたて枠の150mm内外の部分。

3.4.7 床下換気 1.外周りの布基礎には間隔4m以内に有効換気面積300cm²以上の床下換気孔を設ける。ただし、土間コンクリート床部分は除く。床下換気孔にはねずみ等の侵入を防ぐため、スクリーンなどを堅固にとりつける。なお、スクリーンなどは鉄製市場出来合品等とする。
2.屋内の布基礎には、床下の換気を確保するために適切な位置に床下換気孔を設ける。

3.4.8 配管スリーブ 基礎貫通の配管スリーブは、基礎のひび割や雨水が流入しない位置に設ける。

3.4.9 養生 1.コンクリート打込み終了後は直射日光、寒気、風雨などをさけるため、シートなどにより養生する。

2.普通ポルトランドセメントを用いる場合の型枠の存置期間は、気温15°C以上の場合3日間以上、5°C以上15°C未満の場合は5日間以上とする。

3.寒冷期に施工する場合は、気温に応じて適切な養生を行う。なお、監督者がいる場合は、その指示を受ける。

3.4.10 天端ならし やりかたにならい陸ズミを出し、布基礎をあらかじめ水湿し、セメント、砂の調合が1:3のモルタルなどを水平に塗りつける。

3.4.11 床下防湿 床下防湿を行う場合は、次のいずれかによる。

イ. 床下地面全面に厚さ60mm以上のコンクリートを打設する。なお、この場合の床下地面は盛土し、十分突き固める。

ロ. 床下地面全面に、JIS Z 1702（包装用ポリエチレンフィルム）、JIS K 6781（農業用ポリエチレンフィルム）若しくはJIS K 6732（農業用ポリ塩化ビニルフィルム）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有する防湿フィルムで厚さ0.1mm以上のものを敷きつめる。なお、防湿フィルムの重ね幅は150mm以上とし、防湿フィルムの全面を乾燥した砂、砂利又はコンクリート押えとする。

3.5 埋戻し及び地ならし

3.5.1 埋戻し 埋戻しは、根切り土のうち良質な土を利用し、厚さ300mm内外ごとにランマーなどで突き固める。

3.5.2 地ならし 建物の周囲1mまでの部分は、水はけをよくするように地ならしをする。

割栗地業 割られた石が相互にかみ合い一つの版のようになって定着地盤の突固めを効果的に行なうこととする。割られた石とは、玉石の割られたもの及び碎石で、大きいものを表わしている。ただし、良質地盤においては、この地業を施すことにより地盤を乱し、かえって耐力を減ずることがあるから注意すること。

地下室の設計・施工 地下室の設計・施工に関しては、建設省住宅局建築指導課及び住宅生産課の監修による「良好な住宅の設計・施工指針」（発行：財日本建築センター）が発行されているので参考にされたい。

練り方 通常、現場機械練りの場合は、全部の材料を同時にミキサーに投入し、練りませ時間は1分間以上、手練りの場合は、砂とセメントのから練り3回以上、さらに砂利を加えて水練り3回以上とする。コンクリートへの強度は、水セメント比（水とセメントの重量比）できまるため調合は十分注意して行う。一般に水セメント比は70%程度が標準である。

凍結深度 地中のある深さで土の温度がほぼ0°Cとなり、地盤の凍結が停止する位置を凍結線といい、地表から凍結線までの深さを凍結深度という。凍結深度については、建物の安全等を確保するため建築基準法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で定めている場合があるので寒冷地等においては建物の設計前に公共団体に照会する必要がある。

床下換気 床下は、地盤面からの湿気の蒸散等により湿気がたまりやすい場所となる。木材腐朽菌のナミダタケ（寒冷地）やワタグサレダケ（温暖地）は乾燥に弱いので床下が十分換気できるように注意して換気孔を設ける必要がある。

なお、3.4.4(土間コンクリート床)の項による場合は、当該床の外周部の布基礎には、換気孔は不要である。

(1) 床下のコーナー部は、換気不足（湿気のこもり）になりがちなのでその箇所に換気孔を設けるのが効果的である。

(2) 間仕切壁の下部が布基礎の場合は、通風、点検のために換気孔を必ず設ける。

(3) 床下が常に乾燥している状態を保つために換気孔はできるだけ高い位置に設ける。

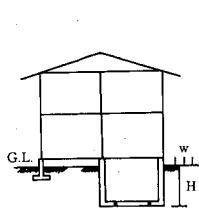
(4) 床下の木片、かんなくず等を除去して、腐朽菌の栄養源を断つ配慮をする。

(5) 外周部布基礎の換気孔から雨水が流入しないように、換気孔下端のモルタルに勾配をつける。

3.3-1図 地下室の構造（参考例）

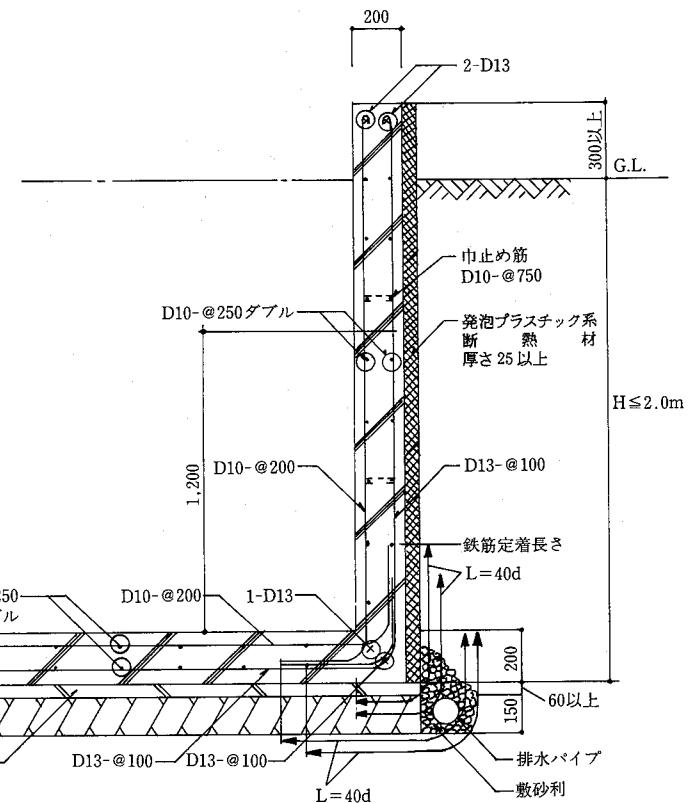
(A) 基礎壁

上部2階建（小屋裏居室を含まない）



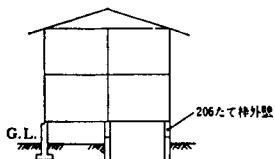
設計条件

1. 表面載荷 $w = 500 \text{ kg/m}^2$ 以下
2. 常水面 地盤面下2.0m以上
3. 地耐力 5.0 t/m^2 以上（長期）
4. コンクリート $F_c = 180 \text{ kg/m}^2$ 以上
5. 鉄筋 SD30
6. 土の単位重量 $\gamma = 1.8 \text{ t/m}^3$
7. 土圧係数 $K_a = 0.5$
8. 滑りに対する対障壁で相殺されるとする。
9. 地下室の面積は制限しない。



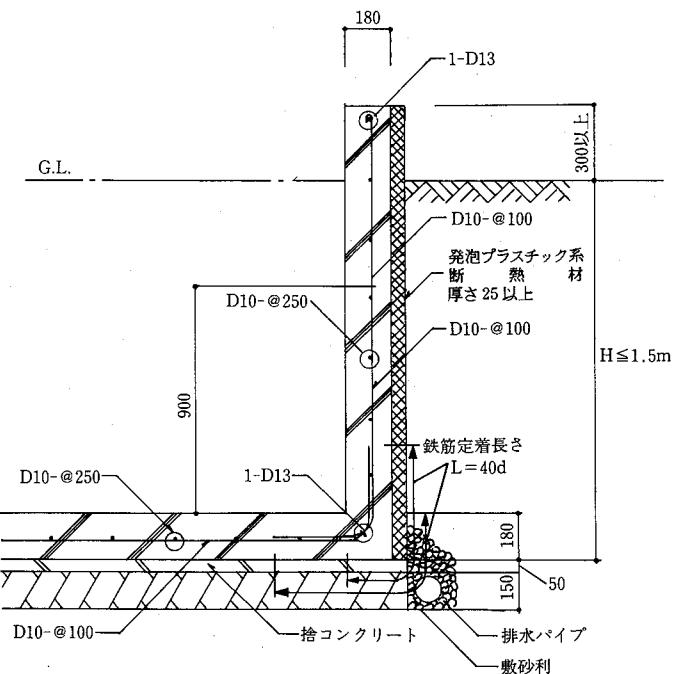
(B) 一部を木造の壁とする場合の基礎壁

上部2階建（小屋裏居室を含まない）

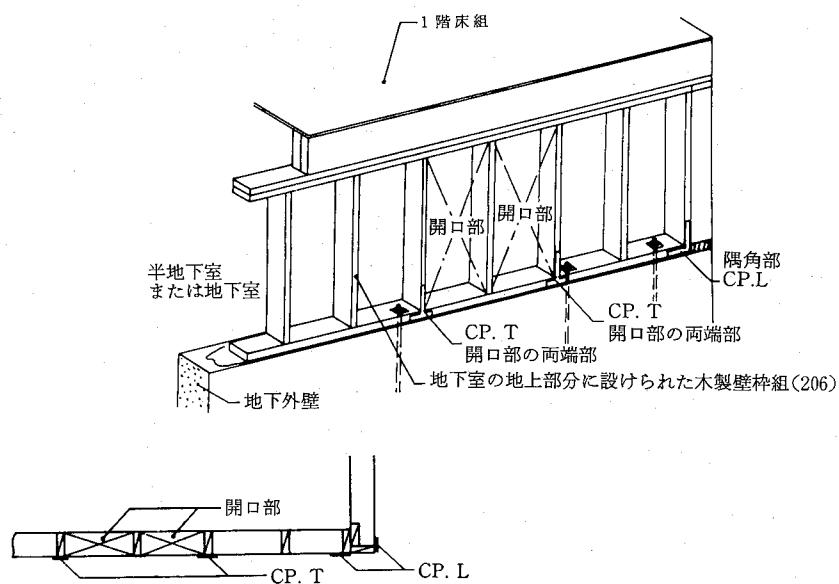


設計条件

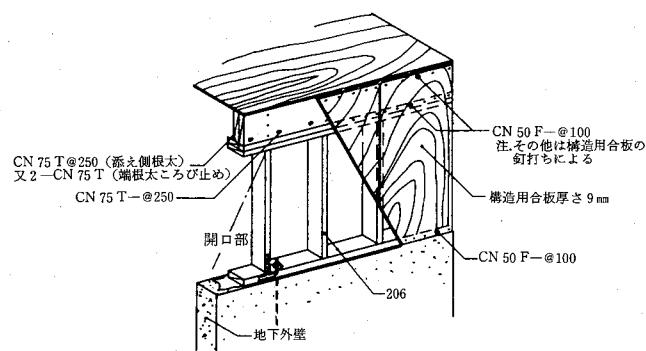
1. 表面載荷 $w = 500 \text{ kg/m}^2$ 以下
2. 常水面 地盤面下2.0m以上
3. 地耐力 5.0 t/m^2 以上（長期）
4. コンクリート $F_c = 180 \text{ kg/m}^2$ 以上
5. 鉄筋 SD30
6. 土の単位重量 $\gamma = 1.8 \text{ t/m}^3$
7. 土圧係数 $K_a = 0.5$
8. 滑りに対する対障壁で相殺されるとする。
9. 地下室の面積は制限しない。



3.3-2図 木造の壁の構造
(A) 隅角部及び開口部両端部の補強

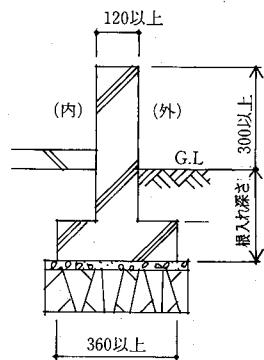


(B) 釘打ち及び面材のはり方

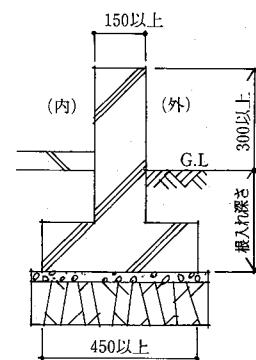


3.4-1図 布基礎詳細図

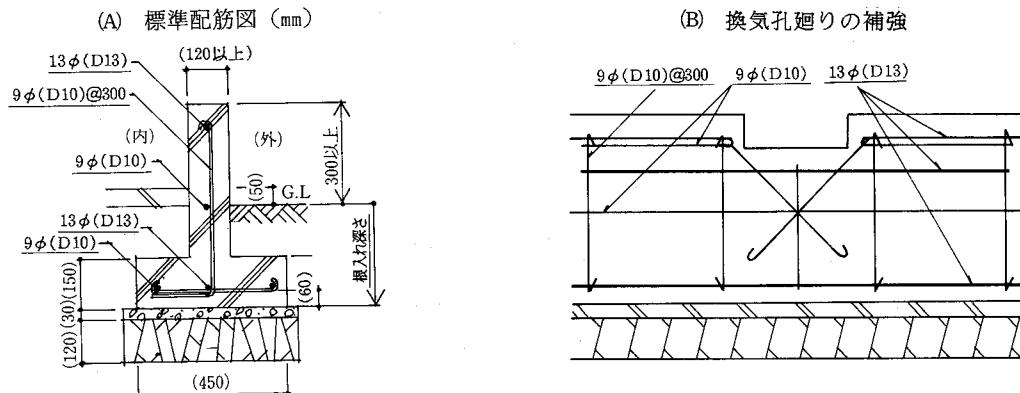
(A) 一般地 2階建
多雪区域平屋建



(B) 多雪区域 2階建

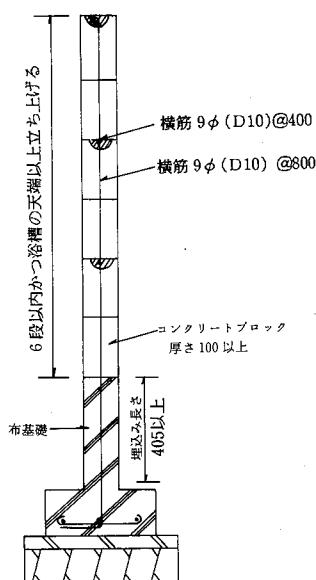


3.4-2図 布基礎 詳細

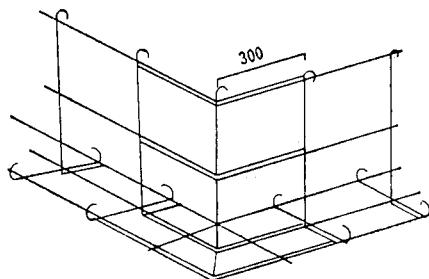


- (注) 1. 布基礎各部の寸法のうち()内の寸法は一般的な参考例であるので布基礎の深さ及び底盤の幅等の決定にあたっては荷重条件及び地盤の地耐力等を勘案して適切なものとする。
2. 横筋のうち上下主筋は13φ(D13)その他横筋及び縦筋は9φ(D10)とし、鉄筋の間隔は300mmとすることを目標とする。
3. 異形鉄筋を使用する場合は立上り筋の上端のみフック付とし、他はフック無しとする。

3.4-3図 腰壁詳細（一般地例）

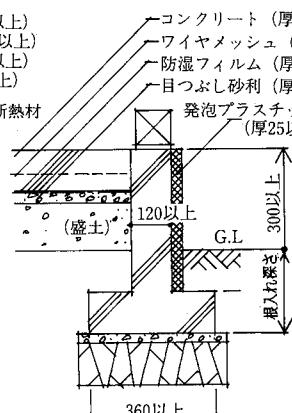
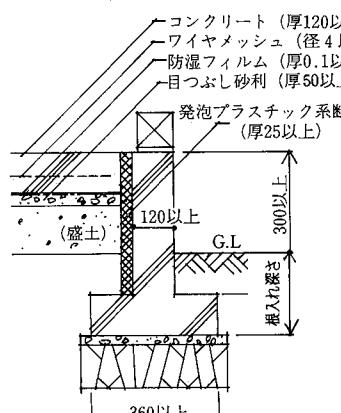


(C) 隅角部補強

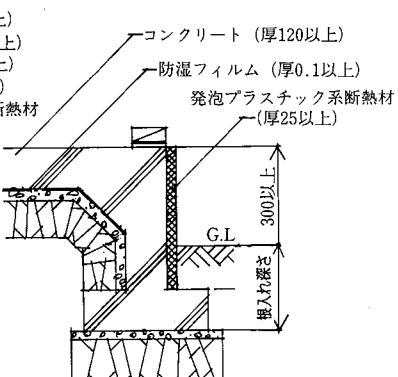


- (注) 隅角部では各横筋を折り曲げた上直交する他方向の横筋に300mm以上重ね合せる。

3.4-4図 土間コンクリート床



3.4-5図 床と一体の布基礎



4. 軸体工事

4.1 一般事項

軸体工事に係わる仕様は本項による。ただし、昭和57年建設省告示第56号（枠組壁工法を用いた建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件）の第9により行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合、本項によらず特記とする。

4.2 材料

4.2.1 構造材及び筋かい等

1. 構造耐力上主要な部分に用いる枠組材は、下表に掲げる規格に適合するものとする。なお、構造耐力上支障がないものとして建設大臣が通則的に認定した海外等の一般的な規格に適合する場合は、当該認定の範囲内で使用するものとし、特記による。

木材規格

	構造部材の種類	規格
(1)	土台、床根太、端根太、側根太、まぐさ、天井根太、たるぎ及びむなぎ	甲種枠組材の特級、1級、2級 化粧ばり構造用集成柱 構造用単板積層材の特級、1級、2級 甲種たて継ぎ材の特級、1級、2級 機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材 構造用集成材
(2)	壁の上枠及び頭つなぎ	(1)に掲げる規格 甲種枠組材の3級 乙種枠組材のコンストラクション、スタンダード 甲種たて継ぎ材の3級 乙種たて継ぎ材のコンストラクション、スタンダード
(3)	壁のたて枠	(2)に掲げる規格 たて枠用たて継ぎ材
(4)	壁の下枠	(2)に掲げる規格 乙種枠組材のユティリティ 乙種たて継ぎ材のユティリティ
(5)	筋かい	(2)に掲げる規格 針葉樹の下地用製材の1級

(注) 上記枠組材に係る表記は、平成9年4月21日現在の枠組壁工法技術基準告示（昭和57年建設省告示第56号。昭和57年1月18日制定。平成9年3月28日最終改正。）に基づくものである。

2. 耐力壁の下張りに用いる製材は、針葉樹の下地用製材のJASの1級に適合するものとする。

3. 構造材は、含水率19%以下の乾燥材又は含水率25%以下の未乾燥材とする。構造材以外の木材にあっても、十分に乾燥したもの用いる。

4.2.2 各種ボード類

1. 構造用合板及び構造用パネルの品質は、それぞれ構造用合板のJAS、構造用パネルのJASに適合するものとする。

2. パーティクルボード、ハードボード、硬質木片セメント板、シージングボード、せっこうボード、ラスシート等の品質は、それぞれのJISに適合するものとする。

4.2.3 合板ボックスビーム

合板ボックスビームを使用する場合は、枠組壁工法技術基準の告示に基づく建設大臣の認定を受けたものとする。

4.2.4 釘

1. 構造用枠組材を取付ける釘は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。JISで規定する釘の種類は以下のものがある。

なお、BN釘を使用する場合の釘の種類、本数、間隔は、付録1による。

釘の種類及び寸法

釘の種類	長さ	胴部径	頭部径	備考
C N 50	50.8	2.87	6.76	
C N 65	63.5	3.33	7.14	
C N 75	76.2	3.76	7.92	
C N 90	88.9	4.11	8.74	
B N 50	50.8	2.51	6.76	
B N 65	63.5	2.87	7.54	JIS A5508
B N 75	76.2	3.25	7.92	
B N 90	88.9	3.43	8.74	
G NF 40	38.1	2.34	7.54	
S FN 45	45.0	2.45	5.60	
S N 40	38.1	3.05	11.13	

2. 釘打ちは、木口打ち(E)、斜め打ち(T)、平打ち(F)とし、木口打ちにはCN90(又はBN90)を、斜め打ちにはCN75(又はBN75)を、平打ちには材料が厚さ40mmの場合にCN90(又はBN90)、板材の場合にCN65(又はBN65)を用いることを原則とする。

(4.2-2図参照)

なお、BN釘を使用する場合の釘の種類、本数、間隔は、付録1による。

3. GNF40又はS FN45は耐力壁となるせっこうボード張り等に、SN40は耐力壁となるシージングボード張りに、CN50は耐力壁となる構造用合板張り等に用いる。

4. 耐力壁となるせっこうボードを取りつけるねじの品質は、JIS B1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B1125(ドリリングタッピングねじ)に適合するものとし、その種類は下表による。

ねじの種類

ねじの種類	
WS N	JIS B1112に定める呼び径3.8mmで長さ32mm以上のもの
D T S N	JIS B1125に定める呼び径4.2mmで長さ30mm以上のもの

5. 釘又はねじについて特記がない場合は、その釘又はねじの長さは打ち付ける板厚の2.5倍以上とする。

6. 釘打ち等には、打ちつける板等に割れが生じないよう適當な端明き及び縁明きを設ける。

4.2.5 諸金物

諸金物(接合金物)は、品質及び性能が明らかで良質なものとする。

4.2.6 その他

建設大臣が認定した材料は、本工事各項にかかわらず当該認定の範囲で使用するものとし、特記による。

構造耐力上主要な部分に使用することができる枠組材

枠組壁工法を用いた建築物の構造耐力上主要な部分に使用する材料で構造耐力上支障がないものとして、建設大臣が通則的に認定した海外の一般的な規格に適合する枠組材の規格は、巻末の付録9による。

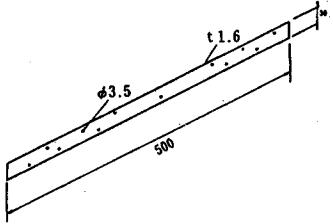
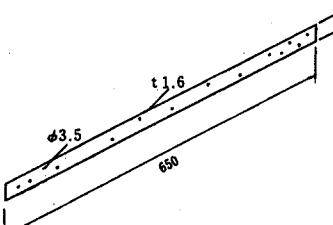
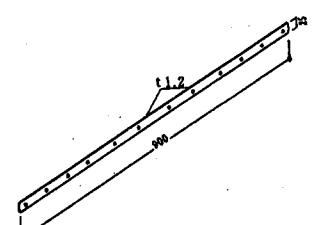
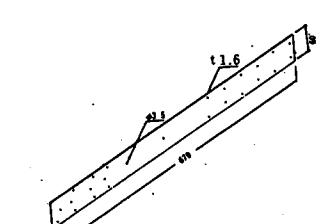
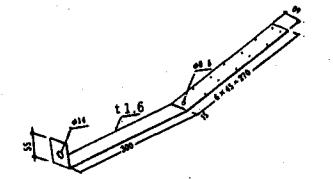
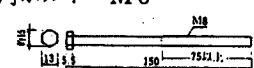
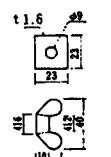
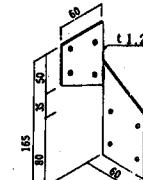
諸金物（接合金物）

枠組壁工法において、接合金物や接合具で構造部材を緊結することは重要であり、昭和57年建設省告示第56号においても、躯体要所の金物等による緊結や構造計算時における接合部の耐力の確認が規定されている。

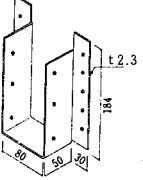
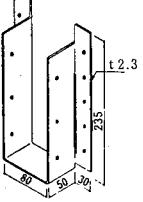
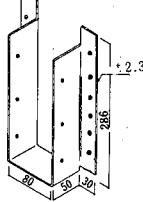
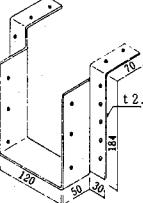
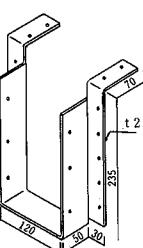
接合部に発生する存在応力を有効に伝達するためには、品質及び性能が明らかで良質な接合金物等を選択することが重要である。このような接合金物の一例として（財）日本住宅・木材技術センターが定める枠組壁工法用金物規格に適合するもの（Cマーク表示金物）及びその同等品があるが、これら以外にも昨今の技術開発により様々な金物が開発されているので、施主及び設計・施工者で打ち合わせの上、良質な金物を選択することが重要である。以下、Cマーク表示金物の一覧表を掲載するので参考にされたい。

4.2-5 図 住・木センター規格枠組壁工法用金物

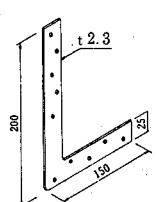
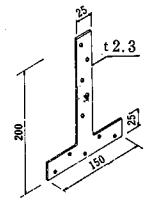
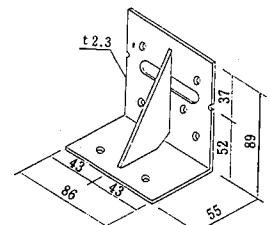
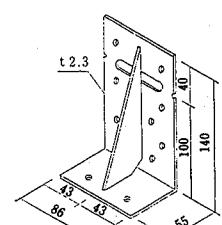
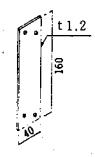
種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用くぎの種類と本数	用途
柱脚金物	PB-33		六角ボルト M12	独立柱の支持
	PB-42		全ねじボルト M12	
	GL-PB		床枠組に 8-Z N65 打込みピン	支持柱脚部と床枠組の緊結
柱頭金物	PC		梁に6-Z N65 柱に6-Z N65	柱と梁の緊結
	GL-PC		梁に8-Z N65 柱に8-Z N65	支持柱頭部と梁の緊結
帶金物	S-45		太めくぎ 6-Z N40	根太、上枠又は頭つなぎの緊結

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用くぎの種類と本数	用途
帶 金	S-50		太めくぎ 12-Z N65	壁と床枠組の緊結 2階に両面開口を設けたときの隅柱、側壁のまぐさ受け及びたて枠と1階壁との緊結等
	S-65		太めくぎ 15-Z N65	
物	S-90		太めくぎ 12-Z N40	棟部たるきの相互の緊結 オーバーハング等の隅角部の緊結
	SW-67		太めくぎ 26-Z N65	両面開口を設けたとき側の壁のまぐさ受け及びたて枠と土台の緊結
ストラップアンカー	SA-65		太めくぎ 12-Z N65 六角ボルト M8  小型角座金 	土間コンクリート床スラブで構成し両面開口を設けた場合の隅柱及びたて枠並びにまぐさ受けと土台の緊結
あおり止め金物	TS		たるきに 4-Z N40 頭つなぎに 2-Z N40 上枠に 2-Z N40	たるきまたはトラスと頭つなぎ、上枠の緊結

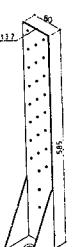
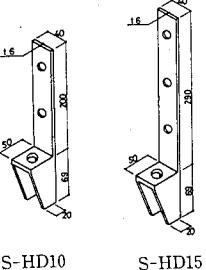
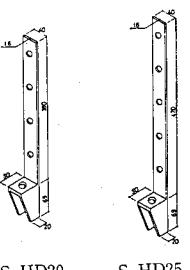
種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用くぎの種類と本数	用途
あ お り 止 め 金 物	TW-23		たるきに 4-Z N40 頭つなぎに 1-Z N40 上枠に 1-Z N40 たて枠に 4-Z N40	たるきまたはトラスと頭つなぎ、上枠、たて枠の繋結
	TW-30		たるきに 4-Z N40 頭つなぎに 1-Z N40 上枠に 1-Z N40 たて枠に 4-Z N40	
根 太	J H-S 204・206		(204及び206用) 端根太に 4-Z N40 根太に 4-Z N40	床根太、たるき、屋根根太又は天井根太の接合部に支持点がない場合の繋結
	J H 204・206		(204及び206用) 端根太に 6-Z N40 根太に 4-Z N40	
受 け 金 物	J H 2-204 2-206		(2-204及び2-206用) 端根太に 6-Z N65 根太に 4-Z N65	
	J H 208・210		(208及び210用) 端根太に 8-Z N65 根太に 6-Z N40	
	J H 212		(212) 端根太に 10-Z N65 根太に 6-Z N40	

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用くぎの種類と本数	用途
梁	B H 2-208		(2-208用) 受け材に 10-Z N65 梁に 6-Z N65	梁の接合部に支持点がない場合の梁の緊結
受け	B H 2-210		(2-210用) 受け材に 10-Z N65 梁に 6-Z N65	
金物	B H 2-212		(2-212) 受け材に 12-Z N90 梁に 6-Z N65	
	B H 3-208		(3-208用) 受け材に 14-Z N90 梁に 6-Z N90	
	B H 3-210		(3-210用) 受け材に 14-Z N90 梁に 6-Z N90	

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用くぎの種類と本数	用途
梁受け金物	B H 3-212		(3-212用) 受け材に 16-Z N90 梁に 6-Z N90	梁の接合部に支持点がない場合の梁の繋結
	B H H 2-210		(2-210用) 受け材に 10-Z N80 梁に 6-Z N65	
	B H H 3-210		(3-210用) 受け材に 14-Z N80 梁に 6-Z N90	
	B H S 2-210 R		(2-210 R用) 受け材に 12-Z N65 梁に 4-Z N65	45°に梁を接合する場合の接合部に支持点がない場合の梁の繋結
	B H S 2-210 L		(2-210 L用) 受け材に 12-Z N65 梁に 4-Z N65	

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用くぎの種類と本数	用 途
か ど 金 物	CP. L		太めくぎ 10-ZN65	土間コンクリート床スラブの隅角部及び開口部両端の補強 半地下室のたて枠の隅角部及び開口部両端の補強
	CP. T		太めくぎ 10-ZN65	
ま ぐ ひ 受 け 金 物	LH-204		たて枠に 6-ZN65 まぐさに 2-ZN65	開口部の幅が1m以下の場合の まぐさとたて枠の緊結
	LH-206		たて枠に 10-ZN65 まぐさに 2-ZN65	
パイプガード	PG		太めくぎ 4-ZN65	たて枠、床根太等の配線、配管の保護

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用接合具	用途	許容耐力(kgf)
ホ ル ダ ウ ン 金 物 (引 き 寄 せ 金 物)	HD-B10		六角ボルト 2-M12 又は ラグスクリュー 2-LS12	たて枠と基礎(土台) 又はたて枠相互の繋結	1000 (短期)
	HD-B15		六角ボルト 3-M12 又は ラグスクリュー 3-LS12		1500 (短期)
	HD-B20		六角ボルト 4-M12 又は ラグスクリュー 4-LS12		2000 (短期)
	HD-B25		六角ボルト 5-M12 又は ラグスクリュー 5-LS12		2500 (短期)
物 (引 き 寄 せ 金 物)	HD-N5		太めくぎ 6-ZN90		500 (短期)
	HD-N10		太めくぎ 10-ZN90		1000 (短期)
	HD-N15		太めくぎ 16-ZN90		1500 (短期)
	HD-N20		太めくぎ 20-ZN90		2000 (短期)

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用接合具	用途	許容耐力(kgf)
	HD-N25	 HD-N25	太めくぎ 26-Z N90	柱と基礎(土台)又は管柱相互の緊結	2500 (短期)
ホ ル ダ ウ ン 金 物 (引 き 寄 せ 金 物)	S-HD10	 S-HD10 S-HD15	六角ボルト 2-M12 又は ラグスクリュー 2-LS12		1000 (短期)
	S-HD15		六角ボルト 3-M12 又は ラグスクリュー 3-LS12		1500 (短期)
	S-HD20	 S-HD20 S-HD25	六角ボルト 4-M12 又は ラグスクリュー 4-LS12		2000 (短期)
	S-HD25		六角ボルト 5-M12 又は ラグスクリュー 5-LS12		2500 (短期)

種類	記号	形状・寸法(単位:mm)	使用くぎの種類と本数	用途
アンカーボルト	A-40		角座金 W4.5×40 六角ナット M12	基礎と土台の緊結
	A-60		角座金 W9.0×80 又は 丸座金 RW9.0×90	ホールダウン金物と基礎又は基礎と土台の緊結
	A-70		六角ナット M16	
座金付きボルト	M16W			ホールダウン金物と土台の緊結
太めくぎ	ZN40			金物接合用の釘
	ZN65			
	ZN80			
	ZN90			

(注) かど金物(CP・L及びCP・T)、アンカーボルト(A-40、A-60、A-70)、座金付きボルト(M16W)及びZN釘は、住・木センターの規格によるZマーク表示品とすることもできる。

また、図中に表示した金物の他にもCマーク金物認定品がある。

4.3 断面寸法等

4.3.1 製材及び集成材の断面寸法

製材及び集成材は、表面調整をほどこしたものとし、その寸法型式と寸法は下表のとおりとする。

製材又は集成材の寸法型式及び寸法 (単位: mm)

区分	寸法型式	未乾燥材(含水率25%以下) 厚さ×幅	乾燥材(含水率19%以下) 厚さ×幅	備考
製材	104 106	20×90 20×143	19×89 19×140	
製材 及び 集成材	203	40×65	38×64	許容誤差はプラス、マイナス1.5mm。
	204	40×90	38×89	
	206	40×143	38×140	
	208	40×190	38×184	
	210	40×241	38×235	
	212	40×292	38×286	
	404	90×90	89×89	
	406 408 410 412	— — — —	89×140 89×184 89×235 89×286	
集成材	414 416	— —	89×336 89×387	
	606	—	140×140	
	610	—	140×235	
	612	—	140×286	

注 1. 上記寸法はJASの格付け時の寸法を表わしており、現場搬入時の実寸法は乾燥の度合等で若干の誤差がある。

2. 集成材の含水率は15%以下とする。

4.3.2 継手及び仕口

継手及び仕口は、突付け又は胴付けとし、乱に配置する。

4.4 防腐・防蟻措置

4.4.1 薬剤による現場処理

- 防腐措置に使用する薬剤の品質は、JIS K 1570（木材防腐剤）に適合するクレオソート油の規格品又はこれと同等以上の効力を有するものとする。
- 木部の防腐措置と併せて防蟻措置を行う場合に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、(社)日本しろあり対策協会（以下「しろあり協会」という。）又は(社)日本木材保存協会（以下「木材保存協会」という。）認定の防腐・防蟻剤又はこれと同等以上の効力を有するものとする。
- 防蟻措置で土壤処理を行う場合に使用する薬剤の品質は、特記による。特記がない場合は、しろあり協会又は木材保存協会認定の土壤処理剤又はこれと同等以上の効力を有するものとする。
- 薬剤を使用する場合の木材の処理方法は、特記による。特記がない場合は、次による。
 - 塗布、吹付け、浸漬に使用する薬剤の量は、木材及び合板の表面積1m²につき300mlを標準とする。
 - 処理むらなどを生じないようイの薬剤量の範囲内で2回処理以上とする。
 - 木材の木口、仕口、継手の接合箇所、亀裂部分コンクリート及び石などに接する部分などは、特に入念な処理を行う。
- 前2及び3の薬剤を使用する場合の処理方法は、しろあり協会制定の標準仕様書に準ずる。(4.4-1 表参照)

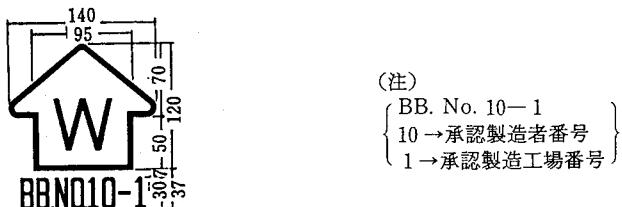
4.4.2 工場処理による防腐・防蟻処理材

- 防腐・防蟻処理材は、枠組壁工法用製材のJASの保存処理(K 1を除く)の規格に適合するもの又はこれらと同等以上の効力を有するものとする。
- 現場の加工、切断、穿孔箇所等は、4.4.1 の4に準じて塗布あるいは吹付処理を行う。

- 4.4.3 防腐・防蟻措置
1. 構造耐力上主要な部分である土台、側根太、添え側根太、端根太、端根太ころび止め及び外周部の壁枠組(すじかい及び下張材を含む。)のうち、地面から高さ1m以内の部分
 2. 浴室(浴室ユニットを除く。)にあっては、壁枠組(壁下材を含む。)、天井下地材及び床枠組(床下張材を含む。)
 3. 台所及び洗面所等の水がかりとなる恐れのある箇所の壁枠組(壁下張材を含む。)及び床枠組(床下張材を含む。)
 4. 前2及び3項において、壁下張り材として、セッコウボードを使用する場合その品質は、JIS A 6901(セッコウボード製品)のシージングセッコウボードに適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。
 5. 防蟻のため、土壤処理を行う場合の施工箇所は、外周部布基礎の内側及び内部布基礎の周辺20cm並びに東石等の周囲20cmを標準とする。
北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県において、防蟻のための薬剤による土壤処理を省略する場合は、特記による。
- 4.4.4 その他
1. 防蟻のための薬剤による土壤処理を行わないで、これにかわる防蟻措置を行う場合は、土壤処理と同等以上の効力を有するものとする。
 2. 給排水用の塩化ビニル管の接する部分に防腐措置又は防腐・防蟻措置を講ずる場合は、薬剤によって損傷しないよう管を保管する。

合板ボックスビーム 合板ボックスビームとは製材の合せ材では、納めにくく、大きなスパンがとれにくい部分のはり材(まぐさ、床梁、屋根梁)用に、住・木センターが開発したもので工場で構造用合板と枠組壁工法構造用製材を接着接合した箱型断面のものをいう。これは、告示第56号(昭和57年1月18日付け)に基づき建設大臣の認定を受けている。

4.2-1図 Wマークの例



工場処理による防腐・防蟻処理材 枠組壁工法用製材のJASの保存処理(K1を除く)の規格に適合する工場処理による防腐・防蟻処理材と同等の効力があるものに、認証木質建材(AQマーク表示品)として認証された保存処理材がある。

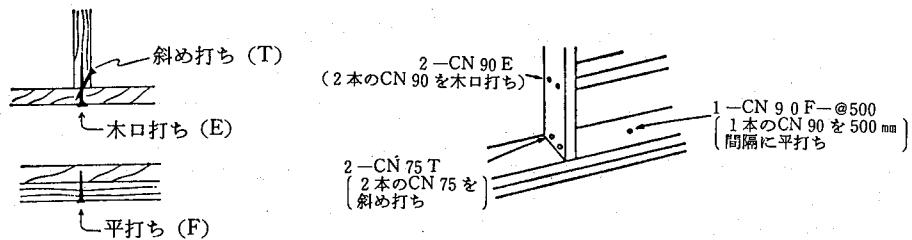
製材の定尺長さ 現在、我が国で使用されている枠組壁工法構造用製材は、北米産(アメリカ・カナダ)のものがほとんどであり、寸法型式ごとの定尺長さは次のとおりである。

(単位:mm)

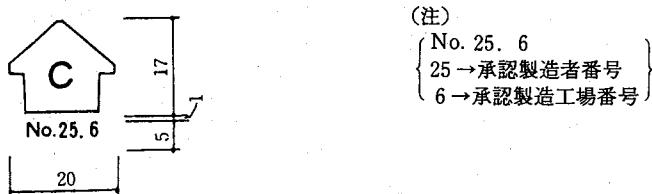
寸法型式 \ 定尺長さ	2,440	3,050	3,660	4,270	4,880	5,490	6,100
204	○	○	○	○	○	○	○
206	—	○	○	○	○	○	○
208	—	○	○	○	○	○	○
210	—	○	○	○	○	○	○
212	—	○	○	○	○	○	○

(注)定尺長さはフィートをメートル法に換算した数値でmmの単位を4捨5入。

4.2-2図 釘の打ち方と表示



4.2-3図 Cマークの例



木材の耐腐朽・耐蟻性 住宅に用いる木材は耐朽性は勿論のこと、耐蟻性の高いものを選択することが建物を長もちさせるための重要なポイントである。特に、土台は、その環境から考えると、日本の大部分の地域において、腐朽菌とシロアリの被害を常に受ける可能性をもっている。

加圧式防腐・防蟻処理木材 加圧式防腐・防蟻処理木材は、工場において、注薬罐中に置かれた木材に薬液を加圧して注入される方法によって製造する。この処理木材は、加圧式防腐・防蟻処理土台として市販されているが、JAS製品については、つぎの4種類があり、それぞれ性能区分が示されている。

表示の方法	性能区分	性能の目安	使用する薬剤名（記号）
保存処理K 2	K 2	気候が比較的寒冷な地域における住宅部材用（従来の防腐3種処理に相当）	クロム・銅・ヒ素化合物(CCA)、アルキルアンモニウム化合物(AAC)、銅・アルキルアンモニウム化合物(ACQ)、ナフテン酸銅(NCU)、ナフテン酸亜鉛(NZN)
保存処理K 3	K 3	土台等住宅部材用（従来の防腐・防蟻2種処理に相当）	クレオソート油(A)
保存処理K 4	K 4	土台等住宅部材用（従来の防腐・防蟻1種処理に相当）	クレオソート油(A)
保存処理K 5	K 5	屋外又は接地用（鉄道の枕木等の用途）	クロム・銅・ヒ素化合物(CCA)

この処理材には、「格付機関名」、「構造材の種類」及び「等級」に加え、「性能区分」と「薬剤名（又は記号）」が表示されており、これを使用する場合には、使用する木材の使用環境や用途により、必要に応じて、使用者が選択できるようになっている。

保存処理K 4は、腐朽やしろありの激しい地域を対象にしている。

なお、保存処理K 1は、広葉樹防虫辺材用であり、一般に防虫処理ラワンと呼ばれている。

木部防腐剤塗り 建築物の木材が腐朽し易い箇所に塗布して腐朽を防ぐのが目的であるから、目的外の所には塗らない。例えば土台は塗らなくてはならないが、防腐・防蟻処理土台はすでに防腐・防蟻剤を注入してあるので土台の木口、穴等加工部分以外は塗る必要がなく、給排水の塩化ビニル管に接する箇所は、クレオソートが塩化ビニル管を侵すので管を保護した上で塗ることが必要である。

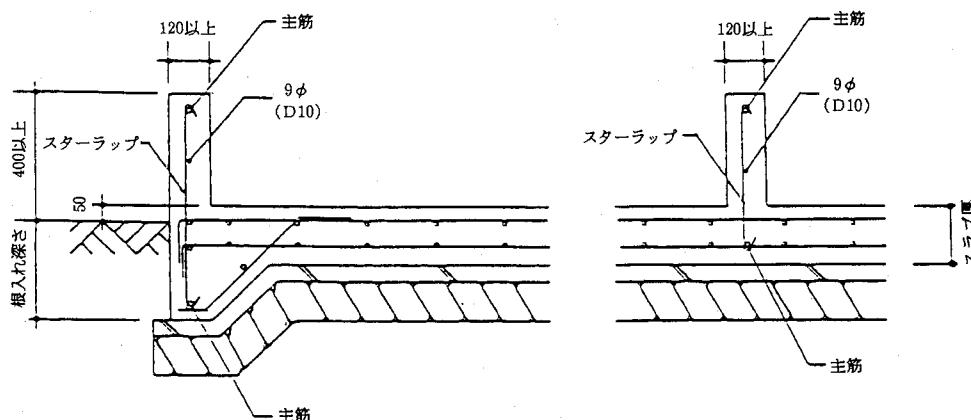
表4.4-1 建設地別の防腐・防蟻処理並びに防腐処理及び土壤処理の適用区分
(木造建築物等防腐・防蟻・防虫処理指針)

対象 建設地区分		木材	土壤	
		加圧注入処理木材	現場で行う処理	
I	沖縄、九州、四国、中国、近畿の各地方及び愛知、静岡の各県	製材の日本農林規格の保存処理K 3以上	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	土壤処理を行う
II	関東地方及び岐阜、長野、山梨の各県	製材の日本農林規格の保存処理K 3以上、またはJIS規格による木材	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	ほとんどの地域で土壤処理を行う
III	福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、岩手、宮城、福島の各県	製材の日本農林規格の保存処理K 2以上、またはJ I S規格による木材	塗布または吹付けによる防腐・防蟻処理	一部の地域で土壤処理を行う
IV	北海道地方及び青森県	製材の日本農林規格の保存処理K 2以上、またはJ I S規格による木材	塗布または吹付けによる防腐または防腐・防蟻処理	必要に応じて土壤処理を行う

土壤処理 ヤマトシロアリ、イエシロアリなどは、地中から基礎、床束及びその他の地面と建物とを橋渡しするものを伝わって建物内に侵入する。これを防ぐために地面の土壤を防蟻薬剤で処理することを土壤処理とい。しかし建物の防蟻にとって有効な土壤処理も状況の判断を誤り施工すれば、薬剤により井戸水あるいは地下水を汚染させることも引き起こしかねない。したがって、土壤処理を行う場合にあっては、敷地の状況、土質などを適切に判断し処理薬剤の選択、処理方法を決定して水質汚染につながらないよう慎重な考慮が払われなければならない。

土壤処理と同等以上の効力を有するもの 薬剤による土壤処理と同等以上の効力があるものには、床下土壤面からのシロアリの侵入を阻止する防蟻効果を有するシートを床下の土壤表面に敷設する工法や樹脂皮膜を形成する方法などの他に、次の参考図のように布基礎と一体となったベタ基礎で鉄筋コンクリート造としたものがある。

参考図 ベタ基礎詳細図(mm)



- (注) 1. ベタ基礎の寸法及び配筋については、建設敷地の地盤状況を勘案の上構造計算により、決定すること。
 2. 1階の床下地盤は、建物周囲の地盤より50mm以上高くする。
 3. 配管類のための穴の間隔には、防蟻性のある材料（ルーフィング用コールタールビッチ、ゴム状の瀝青シール）を充てんする。

4.5 平家建又は2階建の土台

4.5.1 土台の寸法型式 1. 土台に使用する木材は、寸法型式204、206、208、404、406又は408の製材とする。

等

なお、座金ぼりは、寸法型式404、406又は408の場合のみできる。

2. 土台は、枠組壁工法用製材のJASの保存処理（K1を除く）の規格に適合する防腐・防蟻処理材等の工場処理材を使用する。

3. 土台が基礎と接する面には、防水紙、その他これに類するものを數く等の防腐措置を講ずる。

4.5.2 土台の継手、仕

口

寸法型式204、206及び404の土台の隅角部又はT字部の仕口及び継手には、寸法型式204及び206にあって2本のCN65を、寸法型式404、406又は408にあっては3本のCN75を斜め打ちする。（4.5-1図参照）

4.5.3 大引き、束を用

いた床組

1. 1階床組を大引き、束を用いて構成する場合は、次による。

イ. 土台には寸法型式404、床根太には寸法型式204以上、大引きには寸法型式404を用い、床根太相互の間隔は500mm以内、大引き相互の間隔は1,370mm以内とする。

ロ. 土台には、座金ぼりを行なう。（4.5-2図参照）

ハ. 土台と大引きとの仕口は、土台を30mm欠き込み大入れとし、3本のCN75を斜め打ちする。（4.5-3図参照）なお、土台と大引きとの仕口を大入れとしない場合は、土台と大引きを突き付けとし、3本のCN75を斜め打ちしたのち、大引の両面から根太受け金物を用いて取り付ける。（4.5-3図参照）

ニ. 大引きの継手は、束の上で相欠き継ぎを行い、両面からそれぞれ2本のCN90を平打ちする。（4.5-4図参照）

ホ. 束は、寸法型式404を大引き間隔に準じて入れ、大引きより4本のCN75を斜め打ちする。根がらみは、寸法型式104を用い、すべての束に2本のCN65を平打ちする。

2. 大引き、束及び根がらみは、4.4（防腐・防蟻措置）の項の防腐・防蟻措置を講ずる。

4.5.4 大引き、束を用

いた床組床下の

張り

1. 床下張材は、4.6.9（床下張り）の項による。

2. 布基礎及びアンカーボルトを3によるものとする場合の床下張りは次によることができる。（4.5-5図参照）

イ. 床下張材は化粧を施した厚さ12mm以上幅300mm以上の構造用合板とする。この場合、構造用合板は「日合連」で定める継手（本ざね）加工の規格に適合するものを用い、住・木センター認定の床用現場接着剤を床根太部分及び本ざね部分に塗布する。

ロ. 床下張材を壁枠組工事の後に張る場合は、床組の周囲に床根太と同寸の床受け根太を設ける。壁枠組の取り付く部分には壁枠組と同じ幅で床下張材と同厚の構造用合板を事前に張っておくものとし、床根太への釘打ちはCN50を150mm間隔以内で千鳥に平打ちする。

ハ. 床受け根太から床根太又は添え側根太にはCN90を150mm間隔以内に平打ちする。床受け根太から端根太ころび止めには3本のCN90を平打する。

ニ. 床下張材から床根太への釘打ちは1本のCN50を斜め打ちする。床下張材から床受け根太へは見え隠れとなる部分でCN50を150mm間隔以内に平打ちする。

3. 2の床下張りを行う場合の布基礎及びアンカーボルトは次による。

イ. 布基礎の構造は鉄筋コンクリート造布基礎とする。

ロ. 布基礎の幅は150mm以上とし、土台の幅以上とする。

ハ. 布基礎の下部には厚さ150mm以上幅450mm以上の底盤を設ける。

ニ. アンカーボルトの埋込み位置は、住宅の隅角部附近、土台の継手附近、1階部分に掃き出し窓を設けた場合のまぐさ受け材がとりついたて枠の下部150mm内外の部分とし、その他の部分は間隔2.0m以内とする。

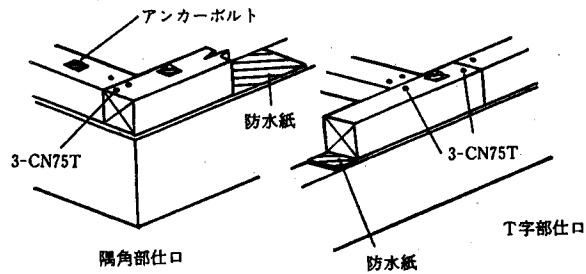
4.5.5 土間コンクリート床の場合には、土台を壁枠組の下枠と兼ねることができる。

ト床の土台

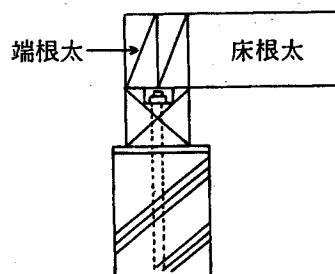
1. 土間コンクリート床の場合には、土台を壁枠組の下枠と兼ねることができる。

2. 土台を下枠として使用する場合の土台の継手は、たて枠の中央で行い、寸法型式204、206又は208の土台を用いる場合は、土台から4本のCN90を木口打ち又はたて枠から4本のCN65を斜め打ちとし、寸法型式404の土台を使用する場合は、たて枠から4本のCN75を斜め打ちとする。（4.5-6図参照）

4.5-1図 寸法型式404の土台の仕口及び継手の釘打ち

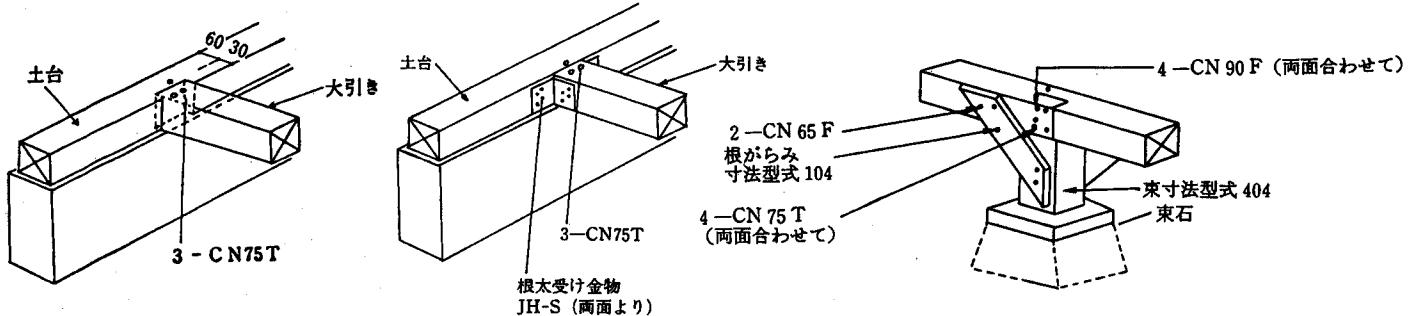


4.5-2図 座金ばり



4.5-3図 土台と大引きの取合

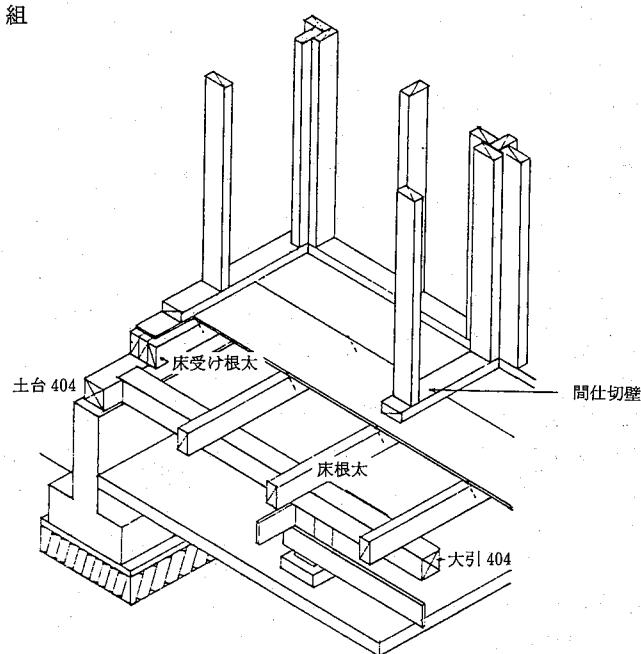
(A) 仕口を大入れとする場合 (B) 仕口を突き付けとする場合



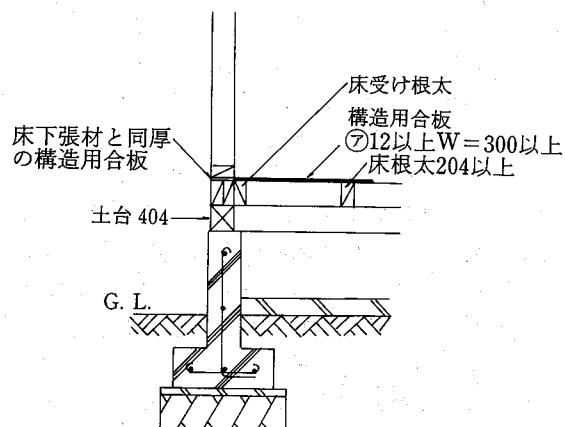
4.5-4図 大引きの継手

4.5-5図 化粧を施した構造用合板による床組

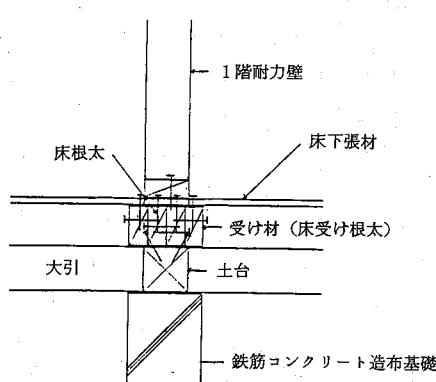
(A) 床組



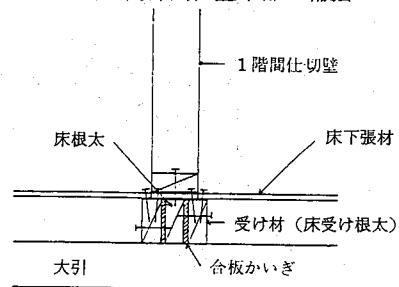
(B) 側根太と床受け
根太



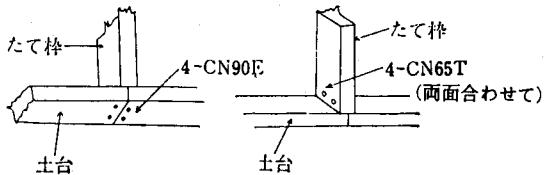
(C) 内部耐力壁下部の補強



(D) 内部間仕壁下部の補強



4.5-6図 土台を下枠として使用する場合の継手



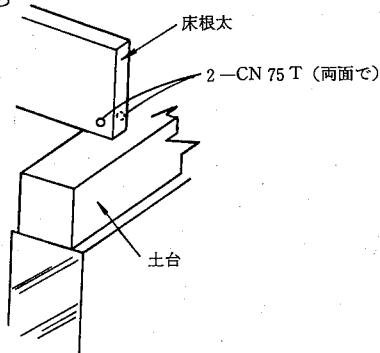
化粧を施した構造用合板 構造用合板の日本農林規格（昭和44年農林省告示第1371号）に規定する特類又は1類の構造用合板の表面に化粧単板張りもしくは印刷を行い、その上に塗装などを施した化粧仕上げを行ったものをいう。

4.6 平家建又は2階建の床枠組

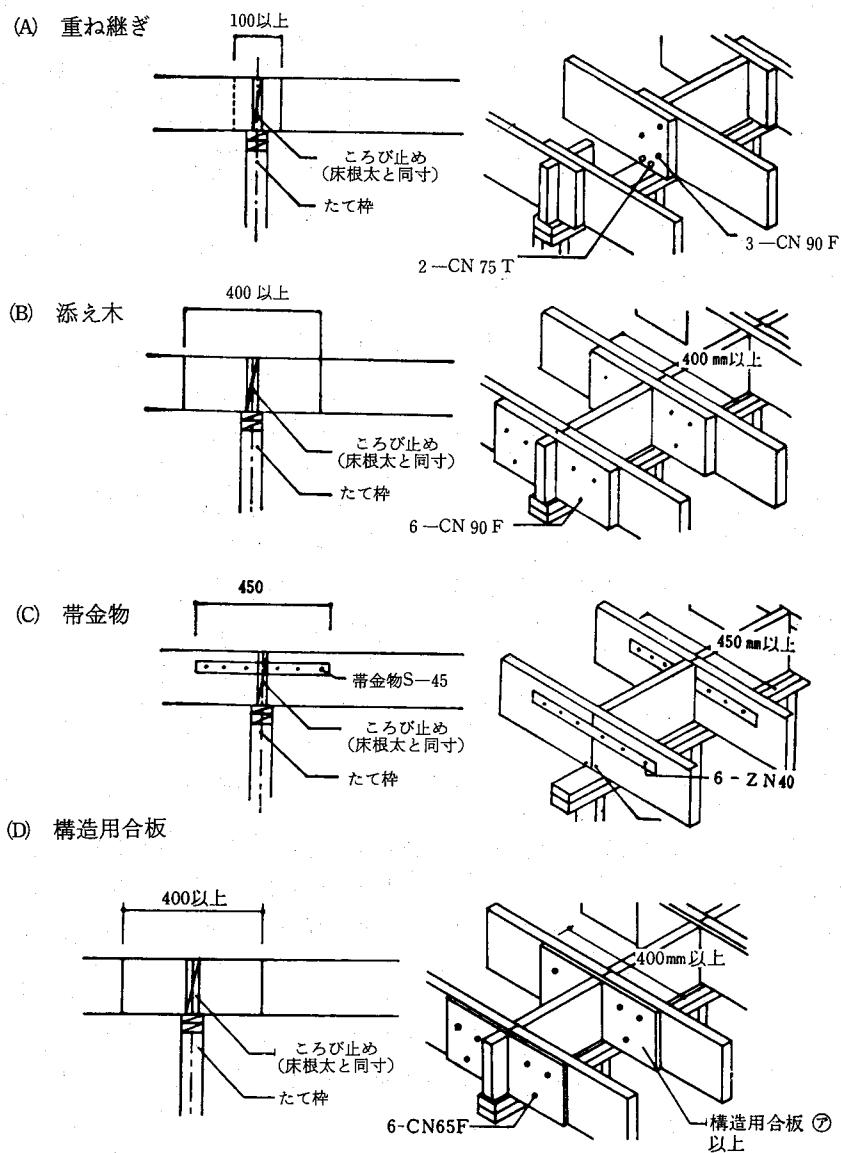
- 4.6.1 床根太 1. 床枠組を構成する床根太は、寸法型式206、208、210及び212の製材を縦使いする。
2. 床根太相互の間隔は4.6.11（50cmを起える床根太間隔）による場合を除き500mm以内とする。
3. 床根太の断面は、構造計算または別冊スパン表による。
4. 床根太の釘打ちは、土台、頭つなぎ、床梁などに対して、2本のCN75を斜め打ちする。ただし、110kg以上の短期許容せん断応力を有する釘打ちは、特記による。
(4.6-1図参照)
- 4.6.2 床根太の継手 1. 床根太の継手は、土台、頭つなぎ又は床梁の上で行う。
2. 床根太の継手は、次のいずれかによるものとし、床根太と同寸のころび止めを入れる。
イ. 重ね合わせて継ぐ場合は、床根太を100mm以上重ね、3本のCN90を平打ちする。
(4.6-2図(A)参照)
ロ. 添え木を用いて継ぐ場合は、床根太と同寸で長さは400mm以上とし、釘は6本以上のCN90を平打ちする。(4.6-2図(B)参照)
ハ. 金物を用いて継ぐ場合は、帶金物を用い、釘は6本のZN40を平打ちする。
(4.6-2図(C)参照)
ニ. 厚さ12mm以上の構造用合板又は構造用パネル3級以上を用いて継ぐ場合は、床根太と同寸で長さ400mm以上とし、釘は6本以上のCN65を平打ちする。(4.6-2図(D)参照)
3. 床根太の継手部分にはそれぞれの床根太から、土台、頭つなぎ又は床梁に対して2本のCN75を斜め打ちする。(4.6-2図(A)(B)(C)(D)参照)
- 4.6.3 側根太と端根太 1. 側根太には、同寸の添え側根太を添え付け、釘打ちは、CN75を両端部2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。
2. 端根太と側根太、添え側根太及び床根太との仕口は、それぞれ3本のCN90を木口打ちする。(4.6-3図参照)
3. 端根太部には、床根太間及び床根太と添え側根太の間に端根太と同寸のころび止め（以下、「端根太ころび止め」という。）を設け、それぞれ4本のCN75を平打ちする。(4.6-4図参照)ただし、耐力壁線で囲まれる部分の床面積が40m²以下の場合で、かつ、床下張り材を端根太の外側迄張りつめる場合、端根太ころび止めを省略することができる。この場合、端根太から土台又は頭つなぎへCN75を150mm間隔以内で斜め打ちする。(4.6-3図参照)
4. 土台又は頭つなぎに対する釘打ちは、次による。(4.6-3図参照)
イ. 側根太及び端根太からはCN75を間隔250mm以内に斜め打ちする。
ロ. 添え側根太からはCN75を間隔500mm以内に、端根太ころび止めからは1本のCN75を斜め打ちする。
5. 側根太と添え側根太の継手は、500mm内外離して配置し、継手の両側200mm内外の範囲内にそれぞれ3本のCN75を平打ちする。
6. 端根太の継手は、床根太間に設け、端根太と端根太ころび止めとの釘打ちは、継手の両側にそれぞれ3本のCN75を平打ちする。
- 4.6.4 ころび止め 1. 床根太に寸法型式212を用いる場合は、3m以内ごとにころび止めを設ける。ただし、床根太を2枚合せ以上とする場合又は床根太の支点間の距離が4.5m未満の場合は、ころび止めを省略することができる。

2. 居住室の間仕切壁とその直上の床根太が直交する場合、又は平行するが間仕切壁の直上に床根太（床根太と同寸のころび止めを含む。）が配置されない場合は、床根太と同寸のファイアーストップ材を間仕切壁直上に設ける。
3. 床根太と同寸若しくは1サイズ小さい寸法のころび止め又は床根太と同寸のファイアーストップ材の釘打ちちは、3本のCN75を斜め打ちするか、3本のCN90を木口打ちする。
(4.6-5図参照)

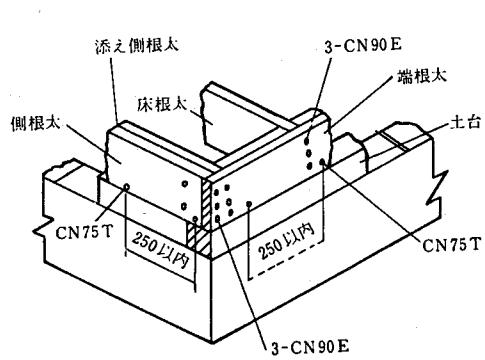
4.6-1図 床根太と土台と釘打ち



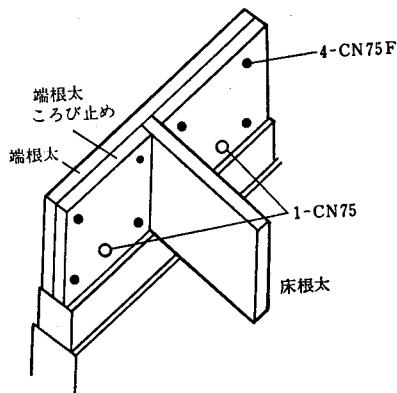
4.6-2図 床根太の継手



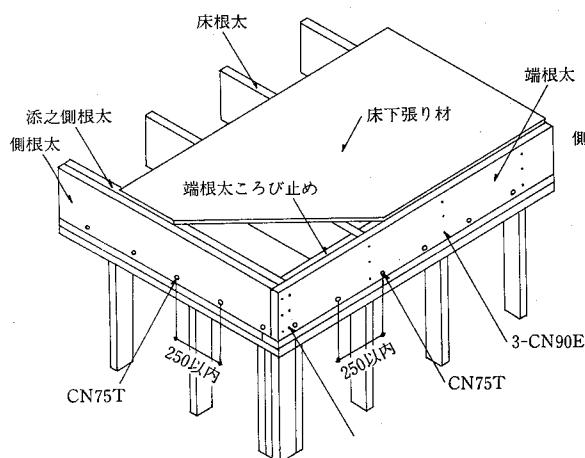
4.6-3図 端根太と側根太又は床根太との仕口



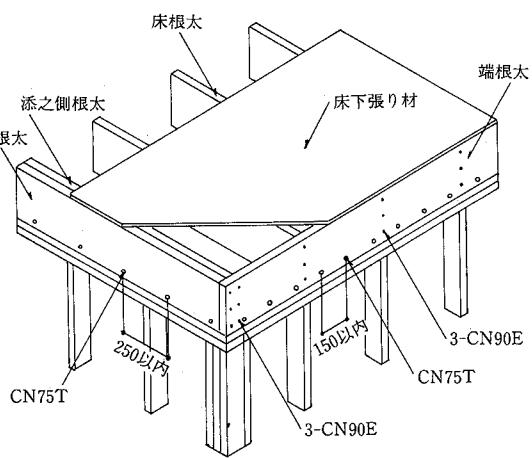
4.6-4図 床の補強



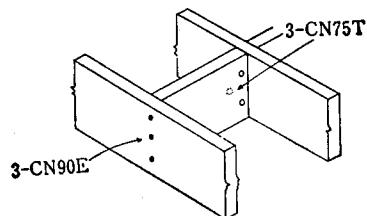
○端根太ころび止めを設ける場合



○端根太ころび止めを省略する場合



4.6-5図 床根太と同寸法によるころび止め



4.6.5 床開口部

- 4.6.5.1 一般事項 1. 床開口部を設ける場合の開口部の幅及び長さは、2.73m以下とし、床開口部の補強等はこの項による。ただし、これによらない場合は、別途、構造計算により安全を確かめる。
2. 床に矩形の開口部を設ける場合の開口部回りの構成は、次による。(4.6-6図参照)
- イ. 開口部端根太
 - ロ. 開口部側根太
 - ハ. 尾根太(開口部端根太に直交する床根太)
3. 開口部を補強する開口部端根太及び開口部側根太は、これを構成する床根太と同寸以上の寸法型式のものとする。

4.6.5.2 開口部端根太 1. 開口部端根太は、開口部の幅により、下表に示す寸法型式以上のものとする。

開口部の幅	寸法型式
1.2m以下	206
1.82m以下	2-208
2.73m以下	2-210

2. 2枚開口部端根太の釘打ちは、4.6.7（床梁）の3と同様とする。（4.6-15図参照）

3. 開口部端根太と尾根太との取付けは、次による。

イ. 尾根太の長さが1.82m以下の場合は、開口部端根太から尾根太に3本のCN90を木口打ちしたのち、尾根太から開口部端根太へ2本のCN75を斜め打ちする。（4.6-7図参照）

ロ. 尾根太の長さが1.82mを越える場合は、4.6.7の5（床梁と床根太の仕口）と同様の手法で尾根太を開口部端根太に取り付ける。（4.6-17図参照）

4. 1枚開口部端根太と開口部側根太との取付けは、次による。

イ. 開口部端根太に取付く尾根太の長さが1.82m以下の場合は、開口部側根太から開口部端根太に3本のCN90を木口打ちしたのち、開口部端根太から開口部側根太へ2本のCN75を斜め打ちする。

ロ. 開口部端根太に取付く尾根太の長さが1.82mを越える場合は、4.6.7の5（床梁と床根太の仕口）と同様の手法で開口部端根太を開口部側根太に取り付ける。（4.6-17図参照）

5. 2枚合わせ開口部端根太は、開口部側根太に梁受け金物を用いて取付ける。ただし、耐力壁又は鉛直力を支持する壁（以下「支持壁」という。）を次により設ける場合は、開口部側根太から開口部端根太へ1枚につき3本のCN90を木口打ちとすることができる。（4.6-8図参照）

イ. 開口部端根太の端部に耐力壁又は支持壁を設ける。

ロ. 耐力壁又は支持壁の端部のたて枠を合わせたて枠（3枚合わせとするか、又は寸法型式404にもう1枚たて枠を添えたもの）とし、開口部端根太及び開口部側根太を支持する。この場合、合わせたて枠の釘打ちは、CN90を上下端2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。

4.6.5.3 開口部側根太 1. 開口部側根太は、開口部の幅及び支点（耐力壁等）間の距離により下表に示す寸法型式以上のものとする。（4.6-9図参照）

開口部の幅	支点間距離	寸法型式
0.5m以下	—	206
0.91m以下	2.73m以下 3.64m以下	2-208 2-210
1.82m以下	1.82m以下 2.73m以下 3.64m以下	2-208 3-208 2-210
2.44m以下	1.82m以下 2.73m以下 3.64m以下	2-208 2-210 3-210
2.73m以下	開口部端根太の端部がすべて耐力壁又は支持壁で支持される場合	206

2. 2枚又は3枚合せ開口部側根太の釘打ちは、4.6.7（床梁）の3.による。（4.6-15図参照）

4.6.5.4 外壁に接する

開口部端根太、開口部側根太

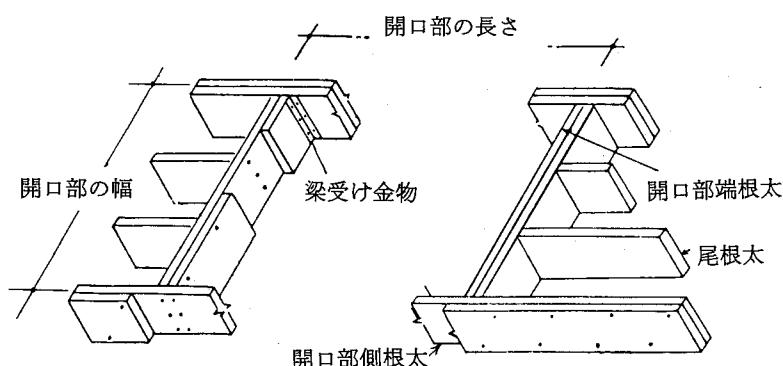
開口部を外壁に接して設ける場合の外壁面の補強は、次のいずれかによる。

イ. 外壁上にくる開口部の幅又は長さにより、外壁上にくる開口部端根太又は開口部側根太の枚数は下表による。

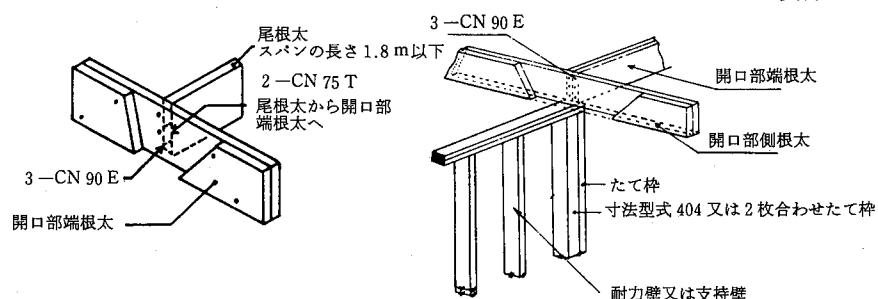
外壁上にくる開口部の幅又は長さ	外壁上にくる開口部端根太又は開口部側根太の枚数
1.82m 以下	2枚合わせ
1.82mを超える2.73m以下	3枚合わせとするか、寸法型式408又は410の集成材

ロ. 開口部に接する外壁を、4.7.12（スキップフロア回り等の壁構成）の手法による長いたて枠とする。

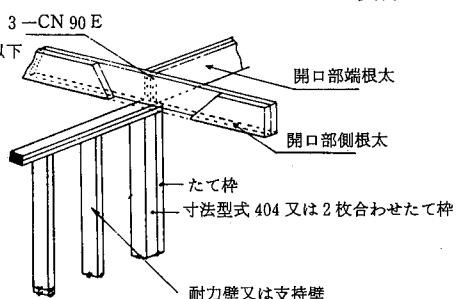
4.6-6図 床開口部回りの補強



4.6-7図 尾根太の釘打ち

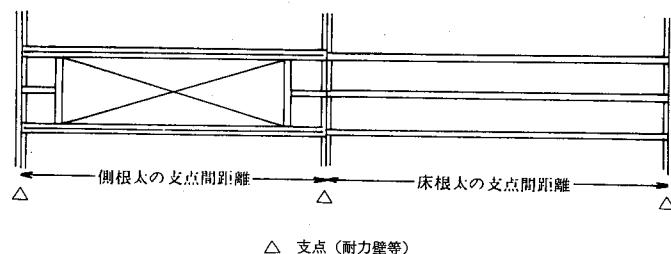


4.6-8図 開口部端根太端部の支持

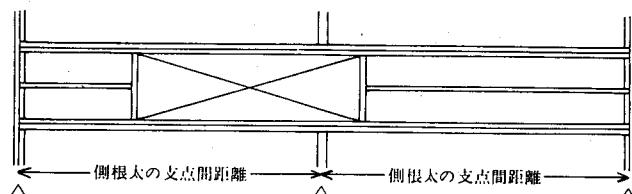


4.6-9図 側根太の支点間距離のとり方

(A) 開口部が支点間ににある場合



(B) 開口部が支点間にまたがる場合



4.6.6 床枠組の補強

4.6.6.1 一般事項

耐力壁のずれ等による床枠組の補強等は、この項による。なお、この項によらない場合は、別途、構造計算等により安全を確かめる。

4.6.6.2 耐力壁が一致している場合

床枠組上部の耐力壁と床枠組下部の耐力壁又は土台が一致している場合（以下「耐力壁が一致している場合」という。）の床枠組上部の耐力壁線直下の床枠組の補強は、次のいずれかによる。（図4.6-10参照）

- イ. 耐力壁線に平行する直下の床根太は2枚合せ以上とし、頭つなぎ又は土台にそれぞれC N75を250mm以内の間隔で斜め打ちする。（4.6-10図(A)参照）
- ロ. 耐力壁線に直交する直下の床根太の間には、4.6.4(ころび止め及びファイアーストップ材)の項による床根太と同寸のころび止めを設け、頭つなぎ又は土台に3本のC N75を斜め打ちする。（4.6-10図(B)参照）

4.6.6.3 床根太と同せいのずれ

床枠組上部耐力壁と床枠組下部耐力壁又は土台が床枠組の床根太と同寸以内の範囲で配置される場合（以下「床根太と同せいのずれ」という。）の床枠組の補強は、次のいずれかによる。

- イ. 床枠組の上部耐力壁に平行する直下の床根太は、2枚合せ以上とする。また、床枠組の下部の耐力壁等に平行する直上の床根太の補強は、4.6.6.2(耐力壁が一致している場合)のイと同様とする。
- ロ. 床枠組の上部耐力壁線に直交する直下の床根太の間には、4.6.4(ころび止め及びファイアーストップ材)の項による床根太と同寸のころび止めを設ける。また、床枠組の下部耐力壁線等に直交する直上の床根太の補強は、4.6.6.2(耐力壁が一致している場合)のロと同様とする。

4.6.6.4 オーバーハング

グ

1. 床枠組上部の外壁が床枠組下部の外壁の位置より床根太のせい以上室外側にはりだす場合（以下「オーバーハング」という。）のはりだし幅は、910mm以内とし、床枠組下部の外壁開口部まぐさ等の断面は、構造計算による。

2. オーバーハングした場合の床枠組の補強等は次による。（4.6-11図参照）

- イ. 床枠組下部の外壁に平行する直上の床根太は、2枚合せ以上とし、それぞれ頭つなぎ及び床梁にC N75を250mm以内の間隔で斜め打ちする。
- ロ. 床枠組下部の外壁に直交の床根太の間には、4.6.4(ころび止め及びファイアーストップ材)の項による床根太と同寸のころび止めを設け、頭つなぎに3本のC N75を斜め打ちする。

3. 屋根荷重を受けないバルコニー等を梁で支持する場合は、構造計算による。

4. 前2項及び3項の床枠組の隅角部は帶金物で補強する。（4.6-12図参照）

4.6.6.5 セットバック

1. 床枠組上部の外壁が床枠組下部の外壁の位置より床根太のせい以上室内側に後退する場合（以下「セットバック」という。）の床枠組上部の外壁の下部には、耐力壁線又は4.6.7（床梁）の項による床梁を設ける。なお、この場合耐力壁開口部まぐさ又は床梁の断面は、構造計算による。

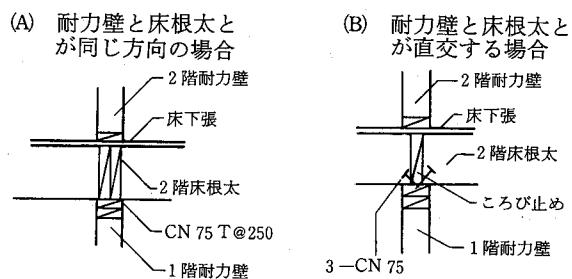
2. 床枠組上部の外壁の下部に耐力壁線を設ける場合の床枠組等の構成は、次による。（4.6-13図参照）

- イ. 床枠組と下部耐力壁との繋結は、4.6.3（側根太と端根太）の4と同様とする。
- ロ. 下屋部分の天井部は、天井根太又はたるきによる構成とすることができます。

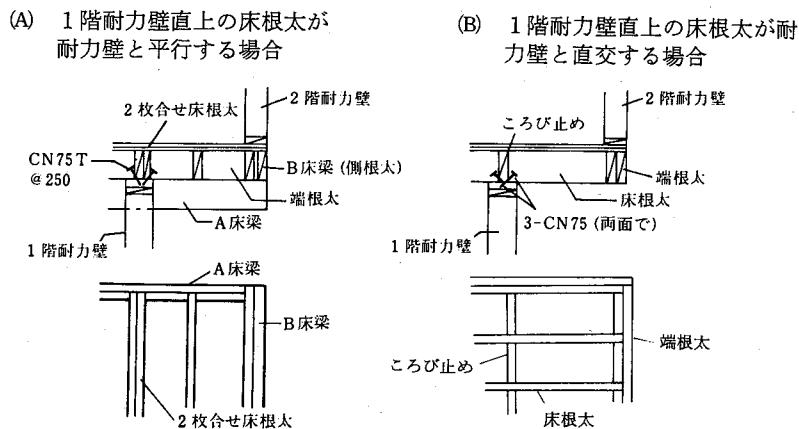
3. 床枠組上部の外壁の下部に床梁を設ける場合の床枠組等の構成は、次による。（4.6-14図参照）

- イ. 床枠組（床下張材を含む。）は、下屋部分の外壁までのばし、下屋部分の外壁との繋結は4.6.3（側根太と端根太）の4による。
- ロ. 下屋部分の小屋は、床下張材を張りつめた後、たるきがとりつく外周部に設けた補足上枠を用いて構成する。
- ハ. 补足上枠は、寸法型式204とし、C N90を間隔250mm以内に平打ちする。

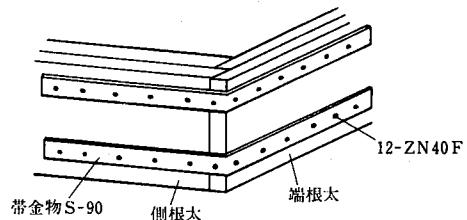
4.6-10図 2階耐力壁下部の補強



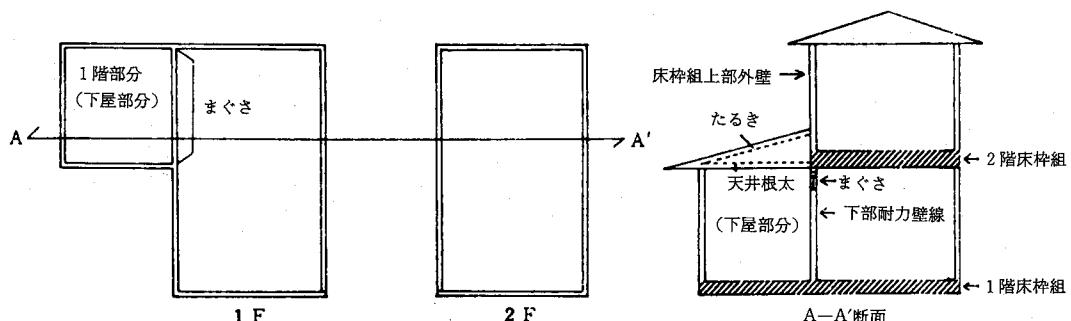
4.6-11図 オーバーハングした場合の床枠組と壁枠組の緊結



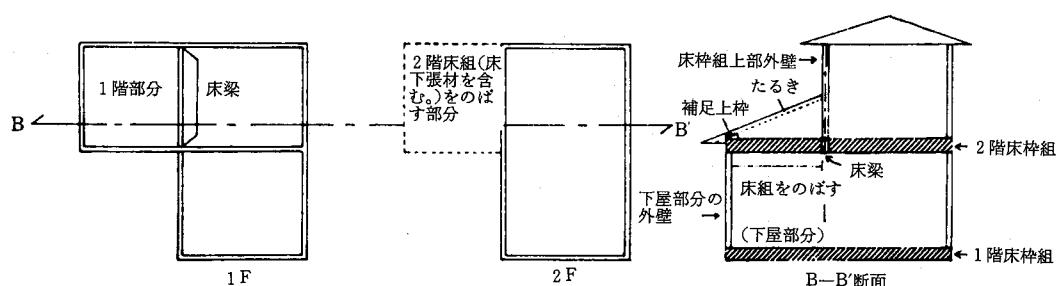
4.6-12図 隅角部の補強



4.6-13図 床枠組等の構成（下部に耐力壁を設ける場合）



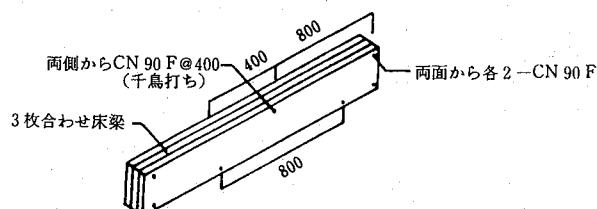
4.6-14図 床枠組の構成（床梁を設ける場合）



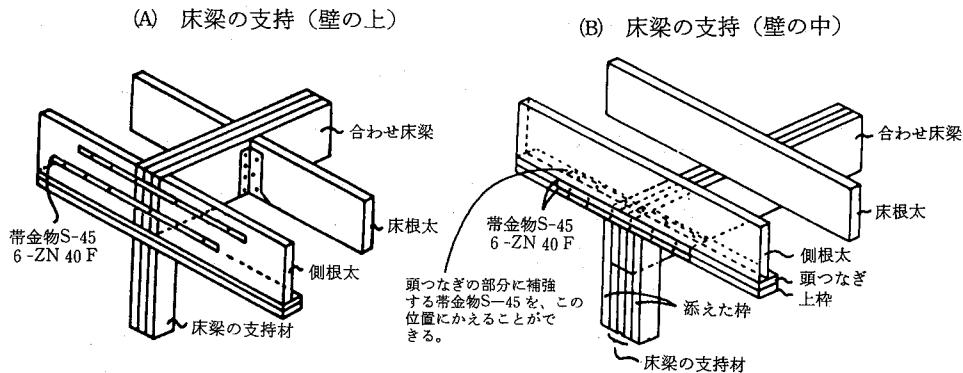
4.6.7 床

- 梁 1. 床根太を支える床梁は、寸法型式208、210及び212のそれぞれ2枚合わせ若しくは3枚合わせ又は集成材の寸法型式408、410及び412とする。なお、集成材は寸法型式412を超える規格も用いることができる。
2. 床梁の断面は、構造計算または別冊スパン表による。
3. 2枚合わせ床梁の釘打ちは、CN90を両端部2本、中間部200mm間隔以内に千鳥に平打ちする。3枚合わせ床梁の釘打ちは、床梁の両面からCN90を両端部2本、中間部400mm間隔以内に千鳥に平打ちする。(4.6-15図参照)
4. 床梁の両端部の支持は、次のいずれかによるものとし、支点への掛けりは、89mm以上とする。
- イ. 床梁を耐力壁及び支持壁の上で支持する場合は、床梁の下部に、床梁の合わせ枚数と同数のたて枠又は床梁と同じ幅のたて枠を床梁の支持材として設ける。
側根太は、2本の帶金物で補強し、釘はそれぞれ6本のZN40を平打ちする。
(4.6-16図(A)参照)
 - ロ. 合わせたて枠による床梁の受け材の釘打ちは、CN90を上・下端2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。
 - ハ. 床梁を耐力壁及び支持壁の中で支持する場合は、壁の頭つなぎ及び上枠を床梁の幅だけ欠き込んでおさめる。
頭つなぎ及び上枠は帶金物で補強し、釘はそれぞれ6本のZN40を平打ちする。
(4.6-16図(B)参照)
- ただし、床梁をおさめるために欠き込んだ上枠又は頭つなぎを、外壁下張材に構造用合板を用いて、つなぐように張る場合には、帶金物を省略することができる。
- 床梁の直下の耐力壁内には、床梁の合わせ枚数と同数のたて枠又は床梁と同じ幅のたて枠を床梁の支持材として設け、さらに床梁の受け材の両側から添えたて枠を床梁を抱くように設ける。
- 合わせたて枠で構成される床梁の支持材及び補助たて枠の釘打ちは、CN90を上・下端2本、中間部300mm間隔に千鳥に平打ちする。
5. 床梁と床根太の仕口は、4.6.1(床根太)の3によるほかは、次のいずれかによる。(4.6-17図参照)
- イ. 根太受け材を用いる場合は、寸法型式204の2つ割り(40mm×40mm)以上の根太受け材から床梁へ3本のCN90を平打ちし床根太を欠き込んで根太受け材にのせかける。床根太から床梁への釘打ちは、3本のCN75を斜め打ちする。
 - ロ. 金物を用いる場合は、床梁に根太受け金物を取り付ける。
 - ハ. 添え木を用いて継ぐ場合は、寸法型式204の2つ割り(40mm×40mm)以上の根太受け材から床梁へ3本のCN90を平打ちし、床根太を欠き込んで根太受け材及び床梁にのせかける。床根太の継手部分は、床梁上に長さ400mm以上の添え木を用い、4本のCN65を平打ちする。
6. 床梁に4.2.3(合板ボックスビーム)の項による合板ボックスビームを使用する場合は、住・木センターの定める仕様による。
7. 床梁に鉄骨梁を用いる場合は、特記による。ただし、この場合には構造耐力上安全であることを確認する。

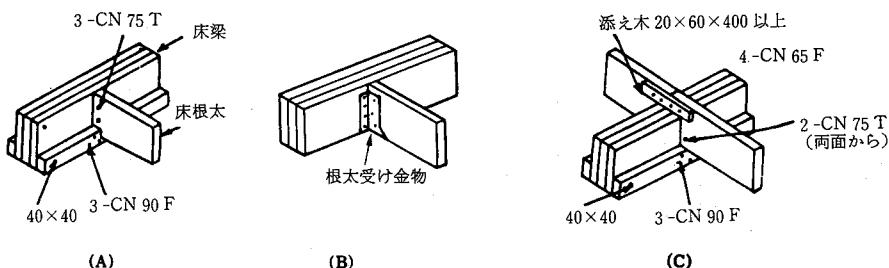
4.6-15図 合わせ床梁のつくり方



4.6-16図 床梁の支持



4.6-17図 根太がけの方法と釘打ち



4.6.8 床根太の欠き込みと穴あけ

4.6.8.1 一般事項 床根太を欠き込む場合は、この項による。なお、この項によらない場合は、別途、構造計算等により安全を確かめる。

4.6.8.2 欠き込み 1. 欠き込み出来る範囲は、床根太の支点位置からスパンの両端1/3以内とする。(4.6-18図参照)

2. 上下端の欠き込み深さ及び幅は、床根太せいのそれぞれ1/6以下、1/2以下とする。ただし、床根太の端部支点で上端を欠き込む場合は、欠き込み幅を床根太のせい以下とし、その深さを床根太のせいの1/3以下とすることができる。(4.6-18図参照)

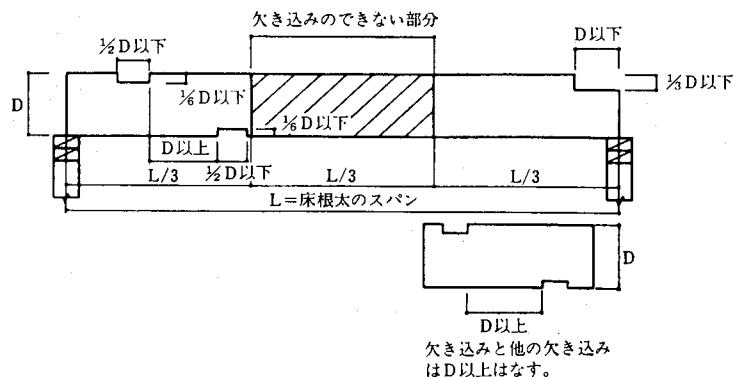
3. 上下端とも欠き込む場合は、床根太のせい以上離して欠き込む。(4.6-18図参照)

4.6.8.3 穴あけその他 1. 床根太に穴をあける場合は、床根太の上下端よりそれぞれ50mm以上離して行い、穴の最大径を床根太せいの1/3以内とする。(4.6-19図参照)

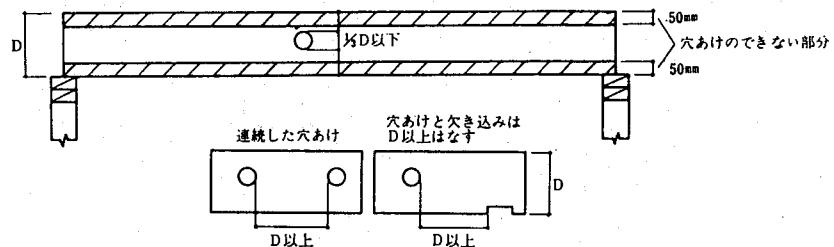
2. 連続して穴あけを行う場合又は穴あけと欠き込みを連続して行う場合は、穴相互間又は穴と欠き込み部との距離はそれぞれ床根太のせいの長さ以上とする。(4.6-19参照)

3. 便器などを取付けるために、太管を配管する場合は、床根太と同じ寸法型式の製材を管の回りに設け、床根太との仕口は3本のCN90を木口打ちする。(4.6-20図参照)

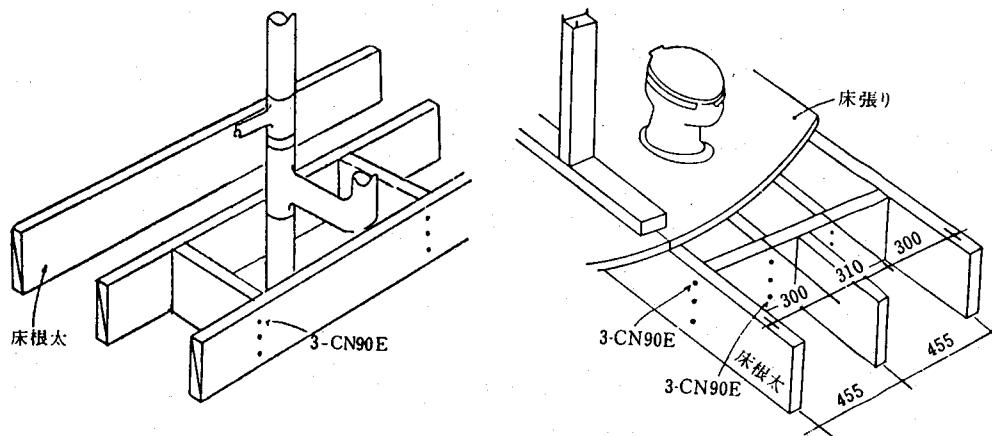
4.6-18図 床根太の欠き込みの制限



4.6-19図 床根太の穴あけの制限



4.6-20図 太い管のおさめ方例

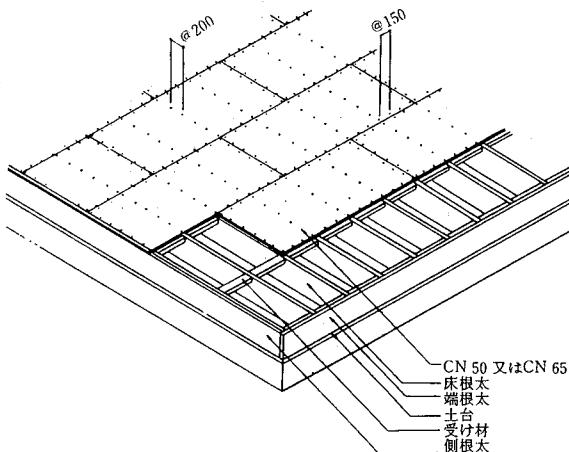


4.6.9 床下張り 1.床下張材の品質は次のいずれかによる。

- イ. 構造用合板のJASに適合するもので厚さ12mm以上のもの
- ロ. JIS A5908(パーティクルボード)に適合するもののうち18M若しくは18Pタイプ、13M若しくは13Pタイプ、24-10M若しくは24-10Pタイプ、17.5-10.5M若しくは17.5-10.5Pタイプ又は30-15M若しくは30-15Pタイプで厚さ15mm以上のもの
- ハ. 構造用パネルのJASに適合するもので1級、2級又は3級のもの(床根太相互又は床根太と側根太の間隔が31cmを超える場合は1級又は2級のもの)
- ニ. JIS A5417(木片セメント板)に適合する硬質木片セメント板で厚さ18mm以上のもの(ただし、床根太の間隔が31cm以下の場合に限る。)
2. 構造用合板は、表面繊維方向が床根太方向と直交するように張り、パーティクルボード、構造用パネル及び硬質木片セメント板は、長手方向が床根太方向と直交するように張る。
3. 床下張りは、千鳥張りとし、3本以上の床根太にかかるようとする。(4.6-21図参照)
4. 接着剤を用いて床下張りを行う場合は、住・木センター認定の床用現場接着剤を床根太部分及び受け材部分又は木ざね部分のよごれ、付着物を除去したうえで塗布する。なお、この場合の床根太の断面は、構造計算による。
5. 床下張材の突き合わせ部分には、寸法型式204の2つ割り(40mm×40mm)以上の受け材を入れる。ただし、次のいずれかによる場合には省略することができる。
 - イ. 床根太間隔を310mm以下とし、厚さ15mm以上の構造用合板又は構造用パネルの2級を用いる。
 - ロ. 床根太間隔を500mm以下とし、厚さ18mm以上の構造用合板又は構造用パネルの1級を用いる。
 - ハ. 床根太間隔を310mm以下とし、厚さ12mm以上の構造用合板で、「日本合板工業組合連合会」(以下「日合連」という。)もしくは、「カナダ林産業審議会」(以下「COFI」(Council of Forest Industries Canada)という。)で定める継手(木ざね)加工の規格に適合するもの、又はこれらと同等以上のものを用いる。
 - ニ. 床根太間隔を500mm以下とし、厚さ15mm以上の構造用合板で、「日合連」もしくは「COFI」で定める継手(木ざね)加工の規格に適合するもの、又はこれらと同等以上のものを用いる。
 - ホ. 床根太間隔を500mm以下とし、厚さ12mm以上の構造用合板で、「日合連」もしくは「COFI」で定める継手(木ざね)加工の規格に適合するもの、又はこれらと同等以上のものを用いる。

- OFI」で定める継手(本ざね)加工の規格に適合するもの、又はこれらと同等以上のものを用い、前号で定める床用現場接着剤を床根太部分及び本ざね部分に塗布する。
6. 床下張材の釘打ちは、CN50を周辺部150mm間隔以内、中間部200mm間隔以内で床根太又は床梁及び受け材に平打ちする。ただし、周辺部280kg/m、中間部210kg/m以上の短期許容せん断応力を有する釘打ちは、特記による。なお、床下張材の厚さが15mm以上の場合の釘はCN65を用いる。
 7. 床下張材にパーティクルボード又は構造用パネルを用いる場合は、突きつけ部分を2~3mmあけ、防水措置は、次のいずれかによる。
 - イ. タール系のペイント又は油性ペイントで、木口全面を塗布する。
 - ロ. 目地の部分に防水テープを張る。
 - ハ. 床養生シートを張る。

4.6-21図 床下張材の張り方と釘打ち



4.6.10 40m²を超える区画

区画

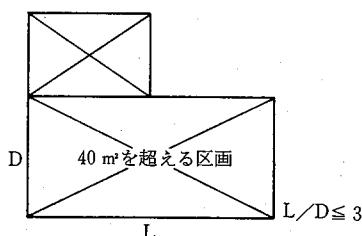
- 4.6.10.1一般事項 平家建又は2階建の住宅で、耐力壁線で囲まれた部分の床面積を40m²を超えるもの(以下「40m²を超える区画」という。)とする場合の当該床枠組は、この項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては前各項による。
- 4.6.10.2形状比率 40m²を超える区画で囲まれた床の形状は矩形とし、長辺(L)の長さは短辺(D)の長さの3倍以下とする。(4.6-22図参照)
- 4.6.10.3床枠組の緊結
1. 土台又は頭つなぎとの緊結は次による。
 - イ. 側根太、添え側根太及び端根太からCN75を間隔250mm以内に斜め打ちする。
 - ロ. 端根太ころび止めから、2本のCN75を斜め打ちする。
 2. 40m²を超える区画が建物の内部にある場合の土台又は頭つなぎとの緊結は次による。
 - イ. 耐力壁線に平行する直下の床根太は、2枚合わせ以上としそれぞれCN75を250mm以内の間隔で斜め打ちする。(4.6-10図(A)参照)
 - ロ. 耐力壁線に直交する直下の床根太の間に、4.6.4(ころび止め)の項による床根太と同寸の2枚合わせのころび止めを設け、それぞれCN75を床根太間に2本斜め打ちをする。(4.6-23図参照)
 3. 床根太と同せいのいずれの床枠組と壁枠組との緊結は次による。
 - イ. 床枠組の上部耐力壁に平行する直下の床根太は、2枚合せ以上とする。また、床枠組の下部の耐力壁等に平行する直上の床根太の補強は2のイと同様とする。
 - ロ. 床枠組の上部耐力壁に直交する直下の床根太の間には、4.6.4(ころび止め)の項による床根太と同寸の2枚合せてころび止めを設ける。また、床枠組の下部耐力壁等に直交する直上の床根太の補強は、2のロと同様とする。
 4. オーバーハングした場合の床枠組と壁枠組との緊結は次による。
 - イ. 1階耐力壁線直上の床根太が耐力壁と平行する場合は、床根太を2枚合わせとし、それぞれ頭つなぎ及び床梁にCN75を250mm間隔以内で斜め打ちする。

ロ. 1階耐力壁線直上の床根太が耐力壁と直交する場合は、床根太間に4.6.4(ころび止め)の項による2枚合わせの床根太と同寸のころび止めを設け、それぞれC N75を床根太間に2本斜め打ちする。

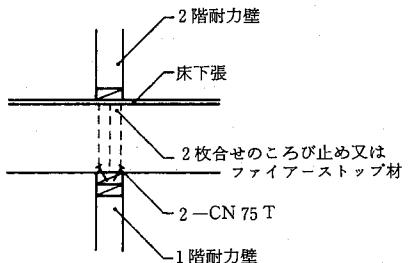
4.6.10.4 床下張り

4.6.9 (床下張り)の項による他、 $40m^2$ を超える区画の耐力壁線上の釘打ち間隔は、100mm以下とする。ただし、同項4の接着張りと併用する場合は、その間隔を150mm以下とすることができる。(4.6-24図) 参照)

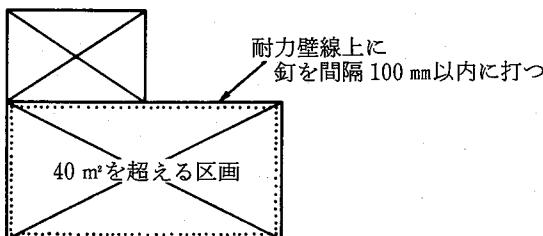
4.6-22図 $40m^2$ を超える区画の形状比



4.6-23図 耐力壁と床根太が直交する場合の2階耐力壁下部の補強



4.6-24図 「 $40m^2$ を超える区画」の床下張り



4.6.11 50cmを超える床根太間隔

4.6.11.1 一般事項 1. 床根太間隔を50cmを超えて65cm以下とする場合(以下「50cmを超える床根太間隔」という。)の床枠組はこの項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては4.6.(平家建又は2階建の床枠組)及び4.6.10の各項による。
2. 床根太の断面は、構造計算による。

4.6.11.2 端根太ころび止め

4.6.11.3 床枠組の補強

4.6.11.4 床開口部

4.6.11.5 床下張り

4.6.10.3.2のロ. (耐力壁と床根太が直交する場合の2階耐力壁下部の補強)の項によるころび止めから頭つなぎ又は土台に対する釘打ちはそれぞれCN 75を床根太間に3本斜め打ちする。

床開口部の補強は4.6.5の各項によるほか構造上有効な補強を行なう。
床下張り材の品質は次のいずれかによる。
イ. 構造用合板のJASに適合するもので厚さ15mm以上のもの
ロ. JIS A5908(パーティクルボード)に適合するもののうち18M若しくは18Pタイプ、13M若しくは13Pタイプ、24-10M若しくは24-10Pタイプ、17.5-10.5M若しくは17.5-10.5Pタイプ又は30-15M若しくは30-15Pタイプで厚さ18mm以上のもの
ハ. 構造用パネルのJASに適合するもので1級のもの

4.7 平家建又は2階建の壁枠組

4.7.1 耐力壁

1. 耐力壁の幅はその高さの1/3以上とし、耐力壁線相互の間隔は12m以下とする。
2. 耐力壁の下枠、上枠、たて枠及び頭つなぎは、寸法型式204、206、208、404、406又は408の製材とする。
3. たて枠相互の間隔は4.7.16(50cmを超えるたて枠間隔)による場合を除き500mm以内とし、寸法型式204を多雪区域で用いる場合は350mm以内とする。ただし、構造計算による場合には、350mmを超え500mm以内とすることができる。

4.1、2階の耐力壁は、原則として、同じ耐力壁線上に設ける。なお、これらによらない場合の補強は、4.6.6(床枠組の補強)による。

5.耐力壁の種類は下表による。

6.通常の耐力壁の下枠の下端から頭つなぎの上端までの寸法は、2,450mmを標準とする。

7.片流れ屋根、切妻屋根等の矢切部分及び吹抜部分に長いたて枠を用いる場合のたて枠の高さの限度は、寸法型式204にあっては3.8m、寸法型式206にあっては6.0mまでとし、構造計算等によって決定する。

耐力壁の種類と倍率

	耐力壁の種類		摘要		
	材 料	倍 率	断 面	釘	釘の本数又は間隔
I 筋 製 材 (横 張 り)	か い い 製 材 (横 張 り)	0.5	18mm×89mm以上 13mm×210mm "	C N65 C N50	上下枠・たて枠各2本 "
II シーディングボード ラスシート	シーディングボード ラスシート	1.0	厚さ 12mm " 0.4mm "	S N40 C N50	外周部@100、中間部@200 " "
III せっこうボード 製材(斜め張り)	せっこうボード 製材(斜め張り)	1.5	厚さ 12mm " 13mm×210mm "	G N40 C N50	外周部@100、中間部@200 上下枠・たて枠各2本
IV 硬質木片セメント板 ハーフボード 構造用合板 (構造用合板規格2級)	硬質木片セメント板 ハーフボード 構造用合板 (構造用合板規格2級)	2.5	厚さ 12mm 以上 "/ 5mm " "/ 7.5mm "	C N50 C N50 C N50	外周部@100、中間部@200 " " "
V 構造用パネル パーティクルボード ハーフボード 構造用合板 (構造用合板規格1級) 構造用合板 (構造用合板規格2級)	構造用パネル パーティクルボード ハーフボード 構造用合板 (構造用合板規格1級) 構造用合板 (構造用合板規格2級)	3.0	厚さ 12mm " "/ 7mm " "/ 7.5mm " "/ 9mm "	C N50 C N50 C N50 C N50	外周部@100、中間部@200 " " " "
VI 構造用合板 (構造用合板規格1級)	構造用合板 (構造用合板規格1級)	3.5	厚さ 9mm以上	C N50	外周部@100、中間部@200

(備考) 1.壁下張りを両面に張った場合の倍率はそれぞれの倍率の和とすることができるが、加算した場合の倍率は5.0を限度とする。

2.G N40に代えてS F N45を使用することができる。

3.せっこうボード張りのG N40に代えてW S N又はD T S Nを使用することができる。

4.表以外には建設省告示第56号(昭和57年1月18日制定、平成9年3月28日最終改正。)に定めるもの及び建設大臣が個別に認定しているものがある。

4.7.2 耐力壁の上枠及び下枠 1.上枠及び下枠は、それぞれの壁面ごとに一体のものを用いる。止むを得ず、中途において継ぐ場合は、次のいずれかによる。

イ. 上枠及び下枠の継手をたて枠の中央で行う場合は、たて枠にそれぞれC N90を4本木口打ちする。この場合、上枠の継手は、梁をおさめる場合を除いて、T字部には設けない。(4.7-1図(A)参照)

ロ. 上枠及び下枠の継手をたて枠相互間の中間位置で行う場合は、上枠の継手位置には添え上枠を設け、たて枠から1本のC N90を木口打ちした後、継手部分の上枠から4本のC N90を平打ちする。下枠の継手部分は下枠から4本のC N90を平打ちする。この場合、上枠と下枠は同一面材内では継がない。(4.7-1図(B)参照)

2.上枠とたて枠の仕口は、上枠側から2本のCN90を木口打ちとする。また、下枠とたて枠の仕口は、下枠側から2本のCN90を木口打ちするか、たて枠から3本のCN75を斜め打ちする。ただし、100kg以上の短期許容せん断応力を有する釘打ちは、特記による。(4.7-1図参照)

4.7.3 耐力壁の頭つなぎ 1.頭つなぎは、上枠と同寸の寸法型式のものとし、なるべく長尺材を用い、継手は上枠の継手位置より600mm以上離す。

2.隅角部及びT字部での頭つなぎの仕口は、上枠と頭つなぎが、相互に交差し重なるようにおさめる。

3.頭つなぎと上枠との接合は、次のいずれかによる。(4.7-2図参照)

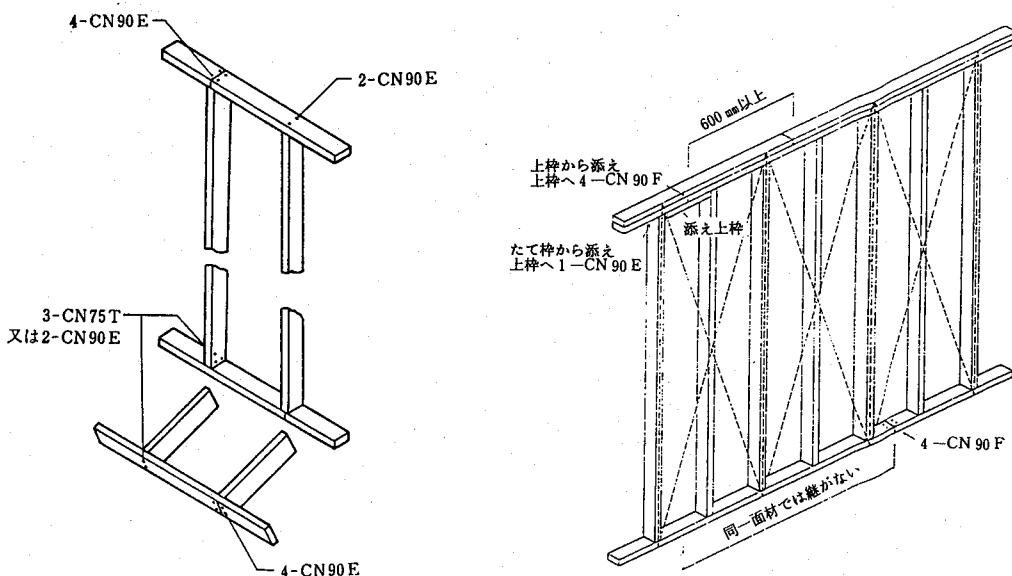
イ. 4.7.1(耐力壁)の4の項による外壁下張り材が頭つなぎに釘打ちされる場合の接合は、頭つなぎから上枠へC N90を端部は2本、中間部は500mm間隔以内に平打ちとす

る。ただし、 160kg/m 以上の短期許容せん断応力を有する釘打ちは、特記による。
ロ. 4.7.1(耐力壁)の4の項による外壁下張り材が上枠に釘打ちされる場合の接合は、頭つなぎから上枠にCN90を端部は2本、中間部は250mm間隔以内に平打ちとする。

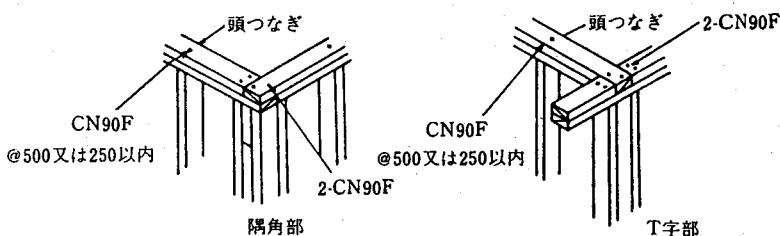
4.7-1図 上枠及び下枠の継手と仕口の釘打ち

(A)図 たて枠の中央で継ぐ場合

(B)図 たて枠相互間の中間位置で継ぐ場合



4.7-2図 頭つなぎ釘打ち



4.7.4 耐力壁の隅柱 1.耐力壁の隅柱は、3本以上のたて枠で構成する。

2.耐力壁がL字型に接合する場合は、次のいずれかによる。

イ. 隅角部に開口部がない場合は、2本のたて枠の間に、たて枠と同寸で長さ300~400mmのかいぎを上、中、下部の3ヶ所に入れ、合わせたて枠を作り、両側のたて枠からそれぞれ3本のCN90を千鳥に平打ちし、第3のたて枠と合わせたて枠の接合は、CN90をかいぎのある部分に2本、その他の部分は300mm間隔以内に平打ちする。又は3本のたて枠を相互にCN90を300mm間隔以内に平打ちする。(4.7-3図(A)、(B)参照)

ロ. 隅角部に開口部がある場合は、2本のたて枠の間に、厚さ9mmの構造用合板でたて枠と同じ幅、長さ300~400mmのかいぎを上、中、下部の3ヶ所に入れ、合わせたて枠を作り、両側のたて枠からそれぞれ3本のCN90を千鳥に平打ちする。第3のたて枠と合わせたて枠との接合は、CN90を上・下端それぞれ2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。(4.7-3図(C)参照)

3.耐力壁がT字部に接合する場合は、次のいずれかによる。

イ. T字部分に開口部がない場合でT字部に壁下張材の目地部分がこない場合は、たて枠と同寸のかいぎを用い、両側のたて枠からCN90を300mm間隔以内に平打ちする。壁と壁との接合には、第3のたて枠からCN90を上、下端に2本、中間部300mm間隔

以内に千鳥に平打ちする。また、T字部に壁下張材の目地がくる場合は、たて枠と同寸のかいぎを用い、たて枠及びかいぎ相互間にCN90を300mm間隔以内で平打ちする。(4.7-4図(A)、(B)参照)

ロ. T字部に開口部がある場合は、4.7.4の2に準ずる。(4.7-4図(C)(D)(E)参照)

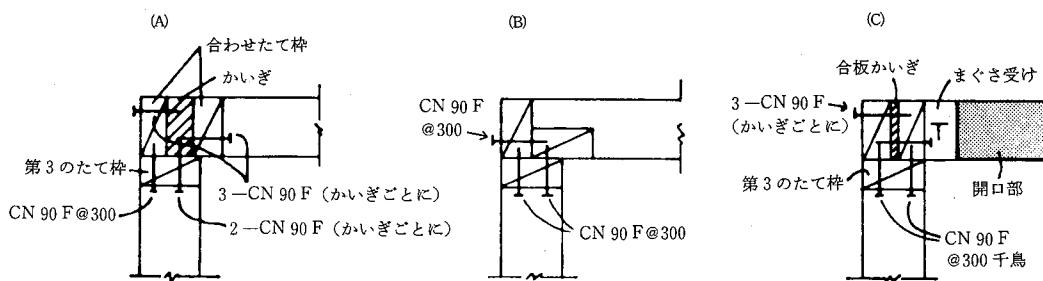
4. 耐力壁が十字型に接合する場合は次のいずれかによる。

イ. 十字部に開口部がない場合で、厚さ9mmの構造用合板をかいぎとして用い、合わせたて枠をつくる場合は、合わせたて枠の釘打ちを、4.7.4の2のロと同じとし、四方のたて枠から合わせたて枠には、それぞれCN90を上・下端に2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。また、たて枠と同寸の木材をかいぎ用として用い、合わせたて枠をつくる場合は、合わせたて枠の釘打ちは、両側のたて枠からかいぎにCN90を上・下端に2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちし、その他のたて枠から合わせたて枠にもCN90を同様に平打ちする。(4.7-5図(A)、(B)参照)

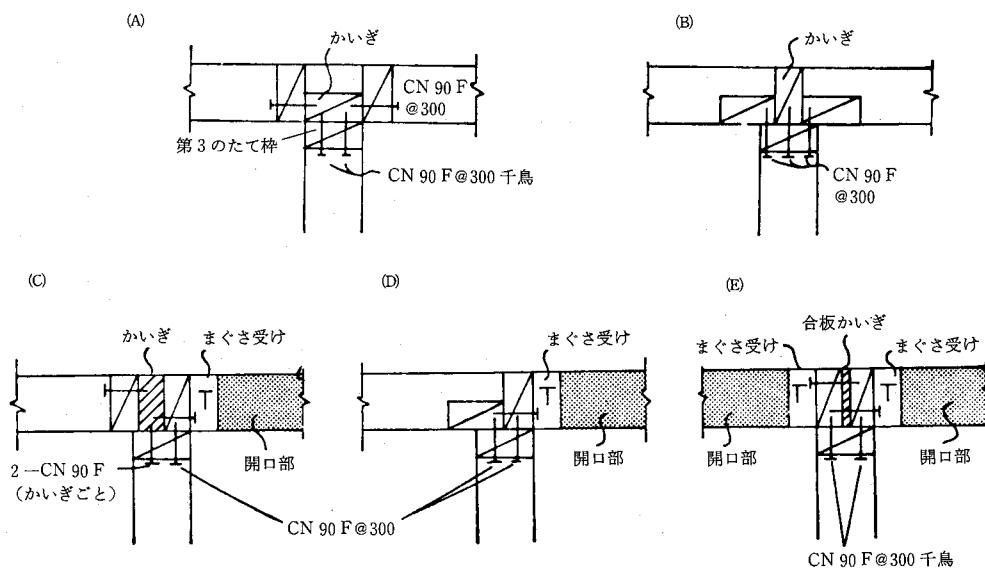
ロ. 十字部に開口部がある場合の釘打ちは、4.7.4の2に準ずる。(4.7-5図(C)、(D)参照)

5. 耐力壁線の張り間方向とけた行方向とが直角に交わらない場合は、4.7.4の2に準じて行い、特記する。(4.7-6図参照)

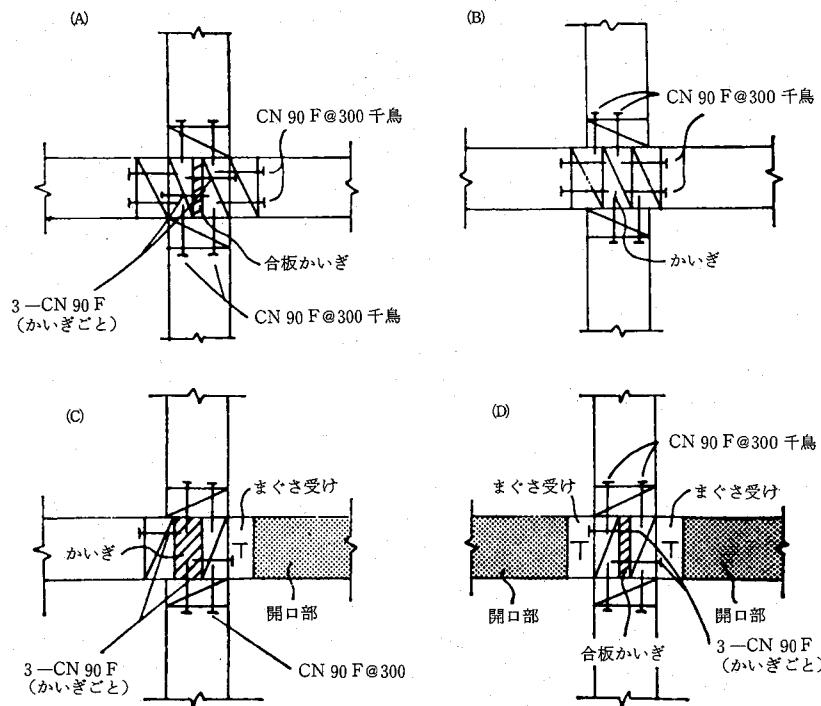
4.7-3図 耐力壁がL字型に接合する場合の隅柱の構成



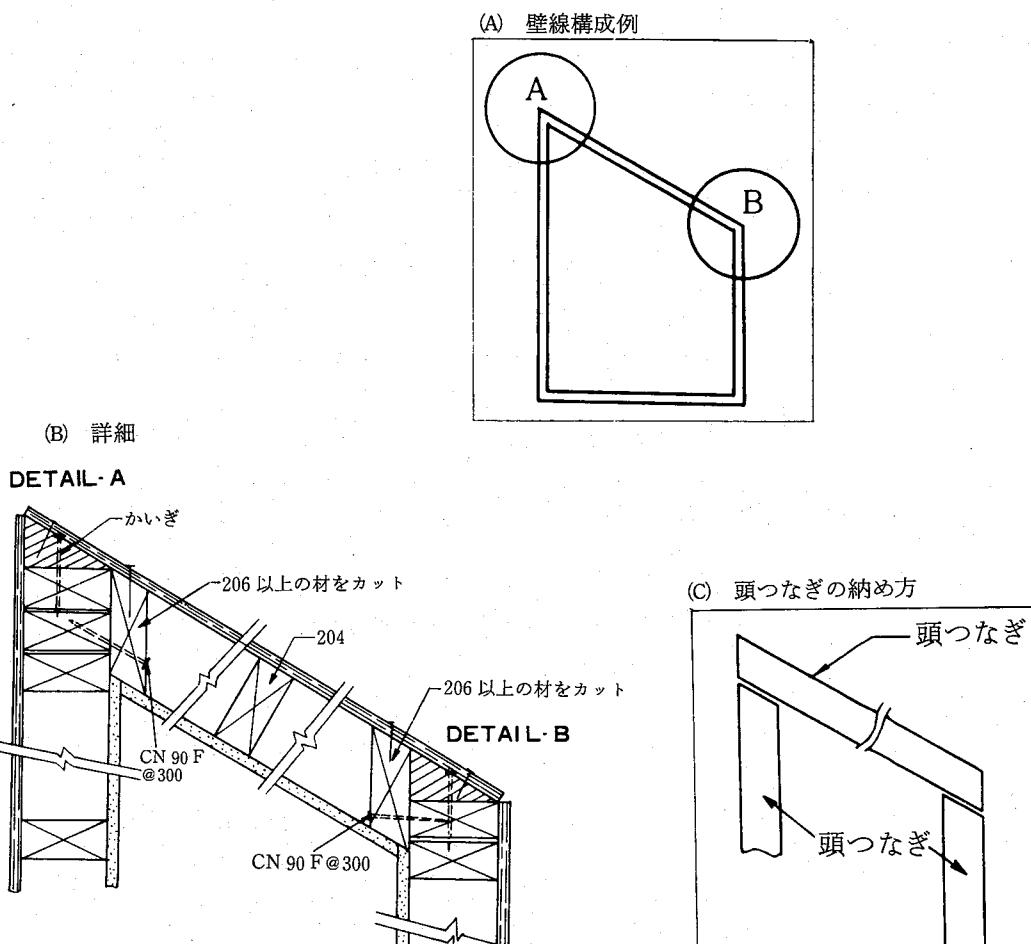
4.7-4図 耐力壁がT字型に接合する場合の隅柱構成



4.7-5図 耐力壁が十字型に接合する場合の隅柱の構成



4.7-6図 耐力壁線が直角に交わらない場合の隅柱の構成



4.7.5 非耐力壁

1. 非耐力壁は、たて枠、上枠、下枠及び頭つなぎにより構成し、鉛直荷重のみを支持する支持壁の場合は寸法形式204以上、間仕切壁の場合は寸法形式203以上の製材又は集成材とする。ただし、頭つなぎは省略できる。
2. 非耐力壁のたて枠間隔は、下表を標準とする。

非耐力壁のたて枠間隔

寸 法 型 式		開 口 部 あ り	開 口 部 な し
支 持 壁	204	たて使い	455
間 仕 切 壁	204	たて使い	600
		平 使 い	—
	203	たて使い	455
			600

3. 上枠とたて枠の仕口は、上枠から2本のCN90を木口打ちとする。また、下枠とたて枠の仕口は、下枠から2本のCN90を木口打ちとするか、たて枠から3本のCN75を斜め打ちとする。
4. たて枠は通しものとし、その長さは寸法型式203にあっては、2.7mまでとする。
5. 下枠から床枠組には、CN90をたて枠間に1本平打ちする。
6. 間仕切壁と床根太及び天井根太とは、直接水平力が伝わらないようとめつける。
7. 可動間仕切壁などの製品のとりつけは、製造所の仕様による。

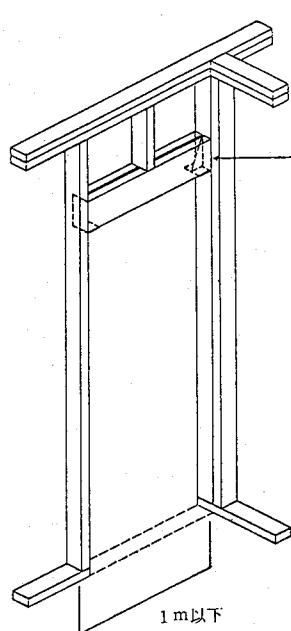
4.7.6 耐力壁線の開口部

1. 耐力壁線に設ける開口部の幅は4m以下とし、その開口部の幅の合計は、その耐力壁線の長さの3/4以下とする。
2. 耐力壁線に幅900mm以上の開口部を設ける場合は、まぐさ及びまぐさ受けを用いる。
3. まぐさ受けは、開口部の幅が2,730mm以上の場合には、2枚合わせの寸法型式204とするか、1枚の寸法型式404とする。開口部の幅が、2,730mm未満の場合は、1枚の寸法型式204とする。ただし、構造計算による場合または別冊のスパン表に、特記のある場合はこれによる。
なお、開口部の幅が1m以下で、まぐさが2枚合わせの寸法型式204又は206の場合は、まぐさ受けに代りまぐさ受け金物が使用できる。(4.7-7(A)、(B)図参照)
ただし、外壁に使用する場合はまぐさ受け金物が取り付いたて枠の外側にたて枠を1本添えて補強する。
4. まぐさの断面は、構造計算または別冊のスパン表による。
5. 2枚合わせのまぐさの場合は、厚さ9mm又は12mmの構造用合板を原則として500mm以内にかい、両面からそれぞれ4本のCN75を平打ちする。(4.7-8図参照)
6. まぐさの両側には、たて枠を接合して配する。
7. 耐力壁線に設ける開口部回りの釘打ちは次による。(4.7-9図参照)
 - イ. まぐさ受けと窓台との釘打ちは、まぐさ受けから窓台に2本のCN90を木口打ちするか、窓台からまぐさ受けに2本のCN75を斜め打ちする。
 - ロ. まぐさ受けからたて枠への釘打ちは、CN90又はCN75を上、下端それぞれ2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。開口部下部たて枠から下枠への釘打ちは、3本のCN75を斜め打ちするか、下枠から開口部下部たて枠へ2本のCN90を木口打ちする。
 - ハ. まぐさには、たて枠から4本のCN90を木口打ちするか、又はまぐさからたて枠に4本のCN75を斜め打ちする。開口部上部たて枠からまぐさには、3本のCN75を斜め打ちする。
 - ニ. 窓台から開口部下部たて枠への釘打ちは、2本のCN90を木口打ちする。
 - ホ. まぐさ受け金物による場合の釘打ちは、まぐさ受け金物からたて枠へ、まぐさの断面が2-204の場合は6本のZN65を平打ちし、まぐさの断面が2-206の場合は10本のZN65を平打ちする。まぐさ受け金物からまぐさへは、2本のZN65を平打ちする。また、まぐさには、たて枠から2本のCN90を木口打ちするか又はまぐさからたて枠に2本のCN75を斜め打ちする。(4.7-7(C)図参照)
8. 出窓などの場合は、1から7に準じてまぐさを設ける。(4.7-10図参照)

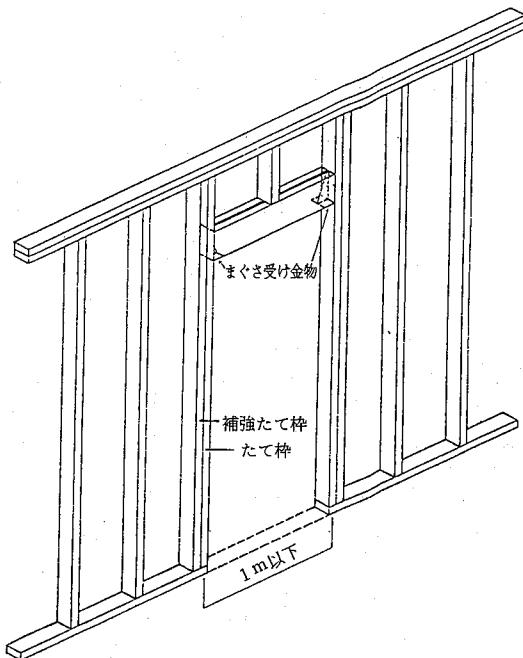
9. まぐさに4.2.3(合板ボックスピーム)の項による合板ボックスピームを用いる場合は、住・木センターの定める仕様による。

4.7-7図 まぐさ受け金物

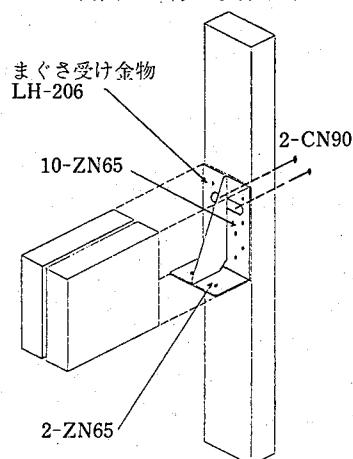
(A)図 まぐさ受け金物の使用例



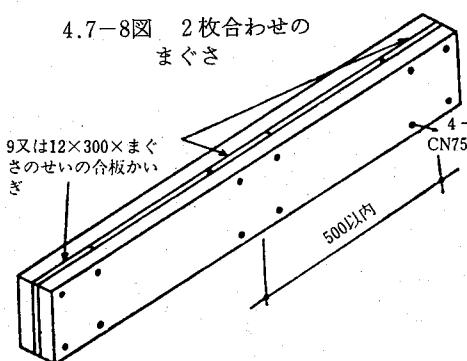
(B)図 外壁で使用する場合の補強



(C)図 金物の取付け方

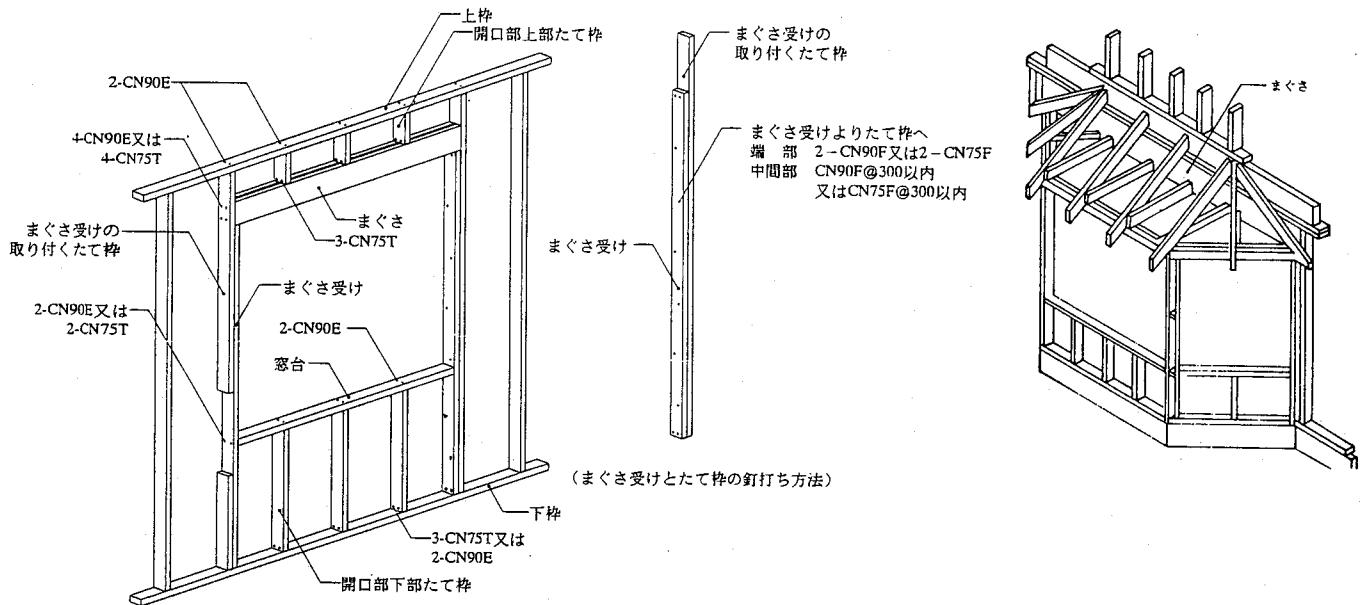


4.7-8図 2枚合わせの
まぐさ



4.7-9図 開口部のまわりの釘打ち

4.7-10図 出窓などのまぐさの入れ方例



4.7.7 両面開口部の補強

等

- 4.7.7.1 一般事項 1. 建物外周部の隅角部に長さ900mm以上の耐力壁を1以上設けることができない場合(以下「両面開口」という。)の補強等は次による。ただし、これによらない場合は、実験等により安全を確かめる。なお、この項に掲げる事項に該当しないものについては、4.7.6(耐力壁の開口部)の項による。
2. 両面開口は各階毎に1箇所を限度とする。
3. 両面開口部双方の幅の合計は4m以下とする。
4. 開口部の側にはいずれも910mm以上の4.7.9.2(構造用合板)又は4.7.9.6(構造用パネル)の項による構造用合板又は構造用パネル耐力壁(以下「側壁」という。)を設ける。
5. 側壁の両側のたて枠の下部150mm内外に3.4.6(アンカーポルト)の項によるアンカーポルトを設ける。
6. 開口部の上下部には、下り壁及び高さ450mm以上の腰壁を設け、いずれも耐力壁に用いる厚さの構造用合板又は構造用パネルを側壁部まで張りつめ、一体とする。ただし、2階建ての場合いずれか片方の腰壁を、平屋建の場合は、腰壁を省略することができる。

(4.7-11図参照)

- 4.7.7.2 床枠組及び土台との繫結 7. 両面開口の隅角部には寸法型式404又は同等断面以上の構造用集成材の隅柱を設ける。隅柱及び側壁の端部たて枠と床枠組及び土台との繫結は次による。
1. 1階部分に両面開口を設ける場合又は2階部分に両面開口を設けその直下に床に達する開口部を設ける場合は、1階の床枠組及び土台と隅柱とは帶金物又はホールダウン金物で、側壁の端部たて枠及びまぐさ受けとは帶金物又はホールダウン金物で繫結する。

(4.7-12図(A)、(B)参照)

2. 基礎の構造を土間コンクリート床とし、両面開口を前項により設ける場合は、土台と隅柱並びに側壁の端部たて枠及びまぐさ受けとはストラップアンカーで繫結する。

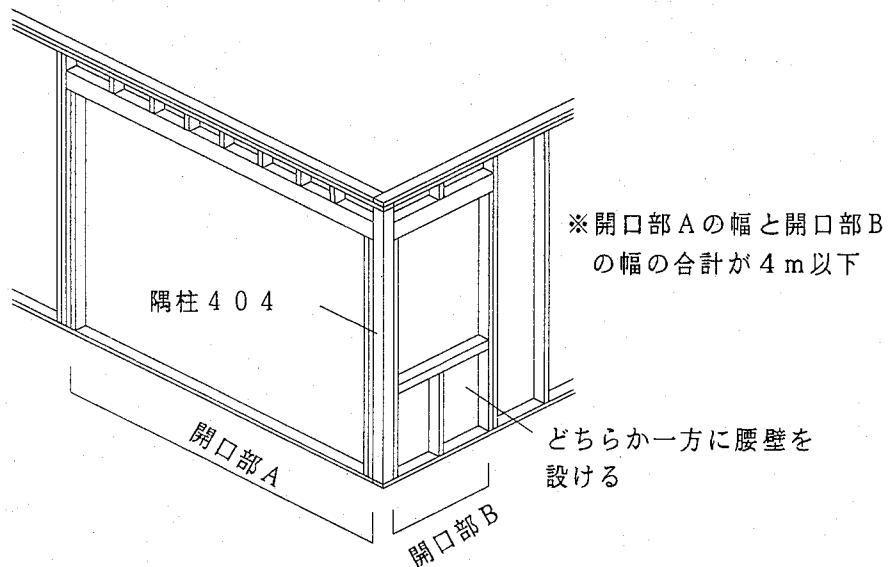
(4.7-13図参照)

3. 2階部分に両面開口を設ける場合は、2階の隅柱並びに側壁の端部たて枠及びまぐさ受けとそれらの直下の1階たて枠(開口部上部たて枠を含む。)とは、それぞれ帶金物2枚で繫結する。なお、この場合、繫結する部分の1階の壁のたて枠(開口部上部たて枠を含む。)は、2枚合わせとするか、又は寸法型式404を使用する。(4.7-12図(A)、(B)参照)
4. 入隅部等で、隅柱又はまぐさ受け材に帶金物が取り付けられない場合は、まぐさ受けを2枚合わせするか、腰壁の開口部下部たて枠をまぐさ受けに添え付けて当該部分に帶金物又はホールダウン金物を取り付ける。

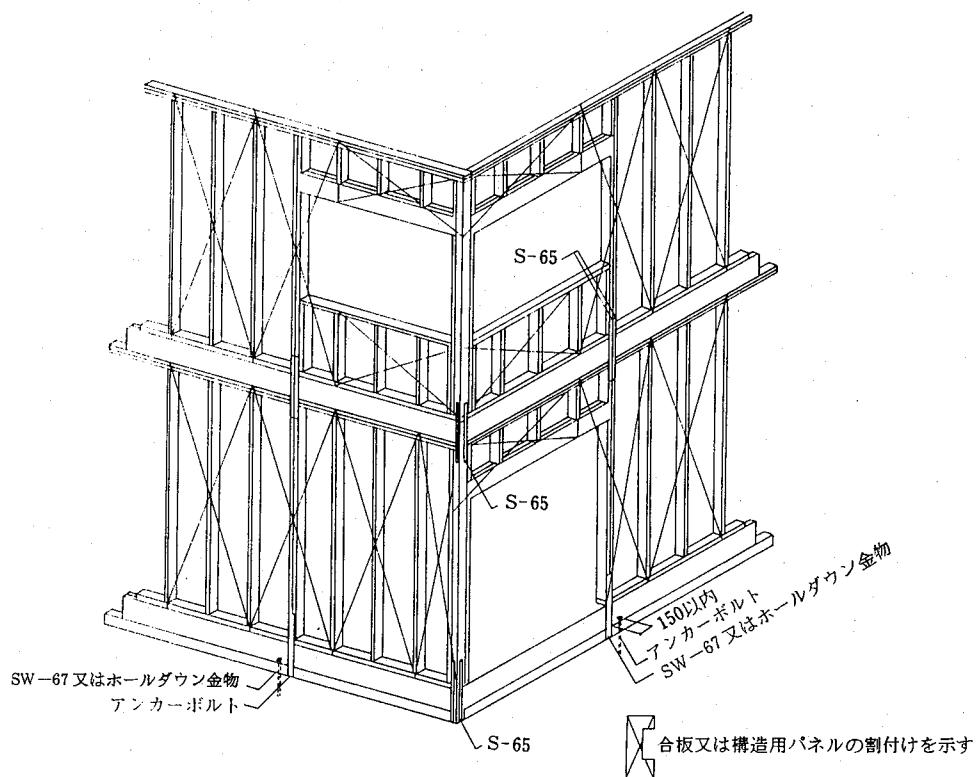
この場合の釘打ちは、2枚合せのまぐさ受けはCN90で両端部2本、中間部200mm間隔以内に千鳥打ち、下部たて枠は、CN90を両端部2本、中間部100mm間隔以内に千鳥打ちとする。(4.7-14図(A)、(B)、(C)参照)

4.7-11図 両面開口部詳細

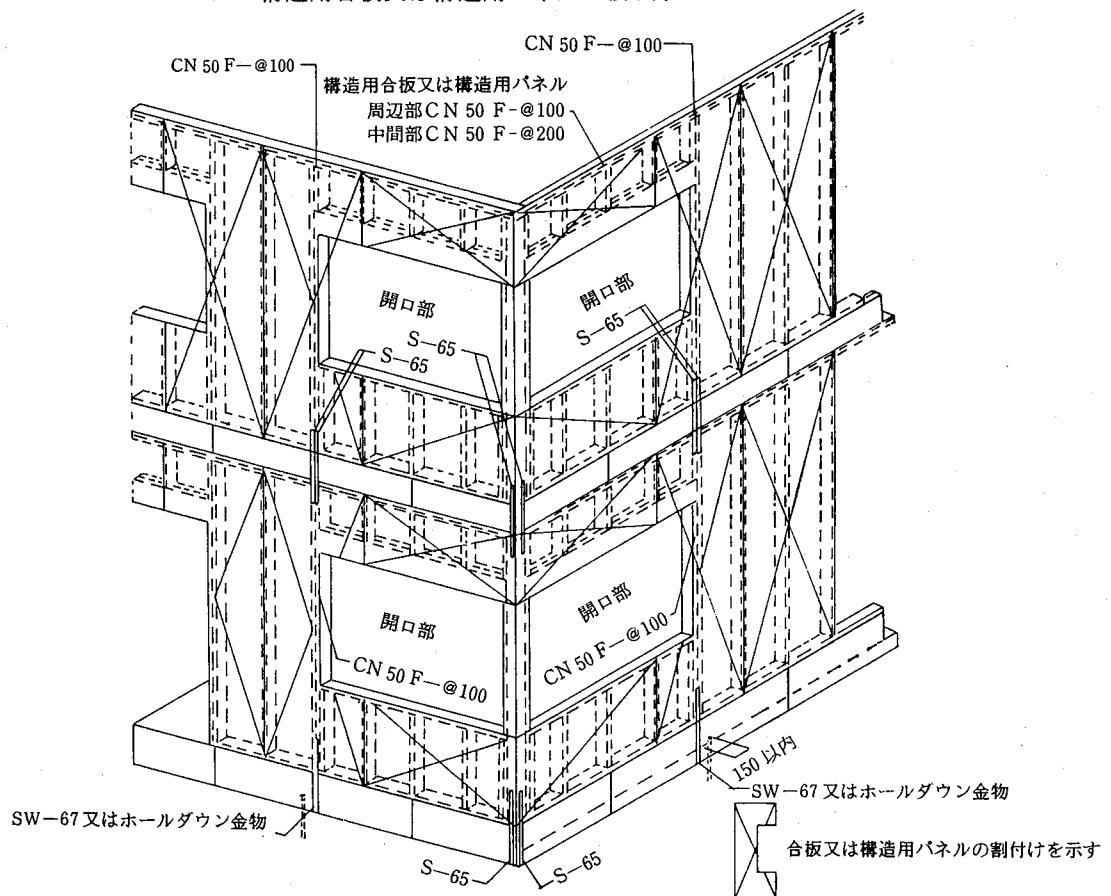
(A) 1階に両面開口を設けた場合



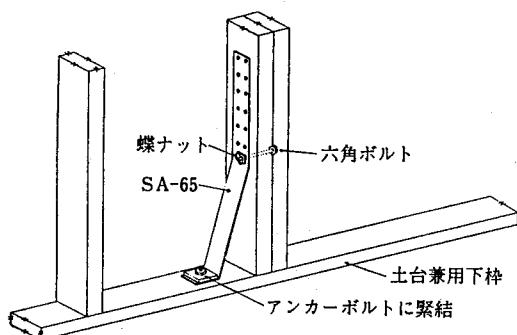
(B) 2階部分に両面開口を設けその直下に掃き出し窓を設けた場合



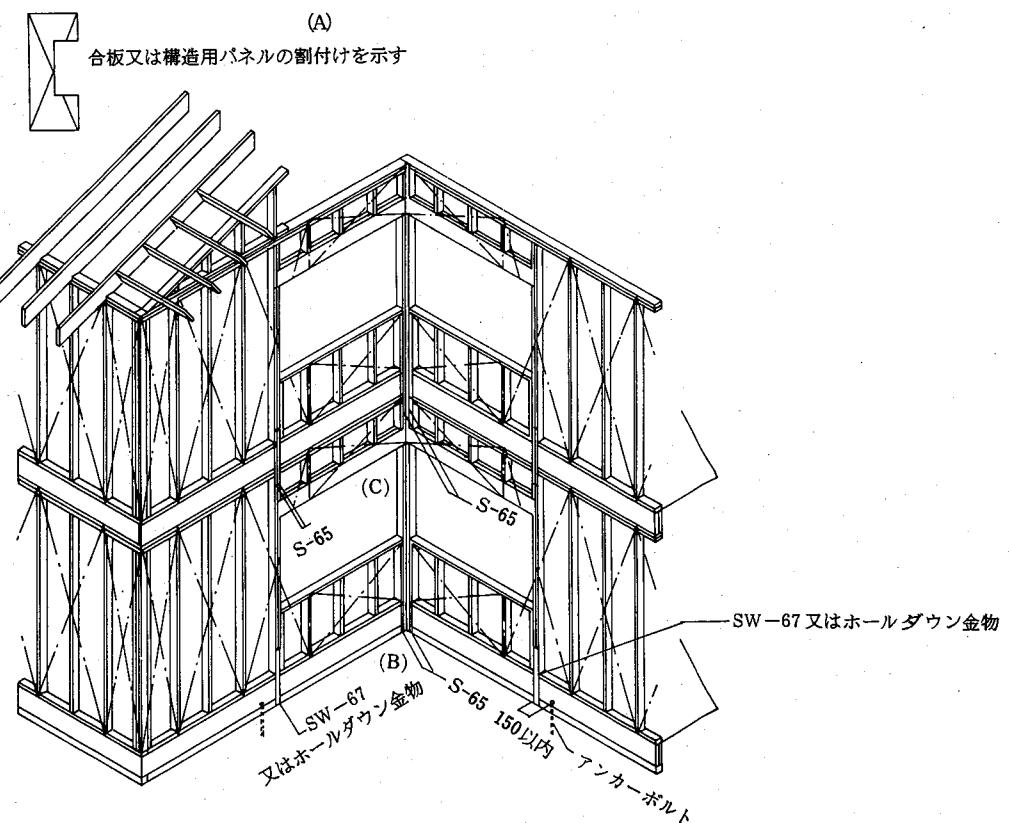
4.7-12図 構造用合板又は構造用パネルの張り方



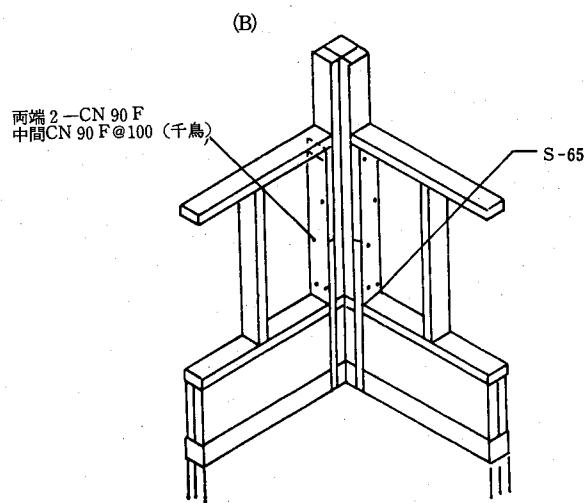
4.7-13図 ストラップアンカーの取付け方



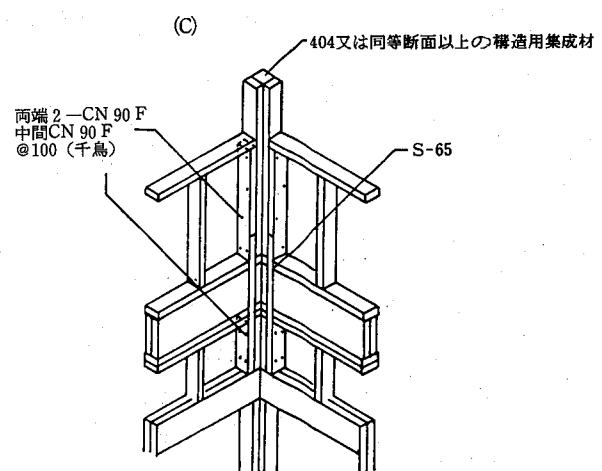
4.7-14図 入隅部の補強



(B) 1階入隅部の緊結の詳細



(C) 2階入隅部の緊結の詳細



4.7.8 耐力壁の枠組材

の欠き込み及び

穴あけ

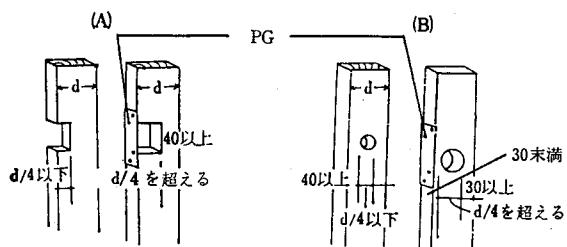
4.7.8.1 たて枠

- 耐力壁のたて枠の欠き込みは、原則として、その断面のせいの $\frac{1}{4}$ 以下とし、1本のたて枠の欠き込みは1箇所とする。なお、 $\frac{1}{4}$ を超えて欠き込む場合は見込みを40mm以上残し、欠き込みをされた部分をパイプガードで補強する。(4.7-15図(A)参照)
- 耐力壁のたて枠に配線・配管などの穴をあける場合は、原則として、その断面のせいの $\frac{1}{4}$ 以下とする。なお、 $\frac{1}{4}$ を超える場合は、一方の見込みを30mm以上残し、見込みが30mmに満たない側をパイプガードで補強する。また、穴の最大径は、寸法型式204のたて枠にあっては、40mm、寸法型式206にあっては50mmまでとする。(4.7-15図(B)参照)
- 前1及び2によらない場合は、まぐさを設けて処理する。
- 配線・配管等が壁下張材の釘打ち等によって損傷されるおそれのある場合は、前1及び2にかかわらずパイプガードで保護する。

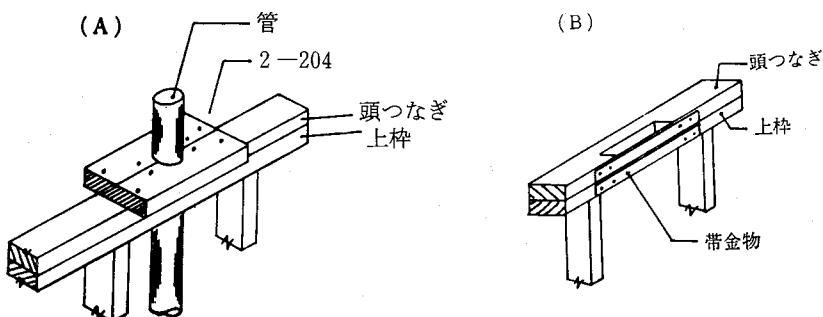
4.7.8.2 上下枠、頭つなぎの欠き込みと穴あけ

耐力壁の上下枠及び頭つなぎを配管やダクト工事のため、欠き込みや穴あけをする場合、その幅は上下枠および頭つなぎの幅の $\frac{1}{2}$ 以下とする。ただし、 $\frac{1}{2}$ をこえる時は、2枚の寸法型式204、パイプガード又は帶金物で補強する。これ以外の場合で太い管を配する場合は、耐力上支障のない補強を行う。(4.7-16、17図参照)

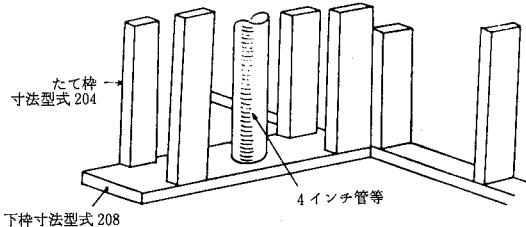
4.7-15図 たて枠の欠き込みと穴あけ



4.7-16図 上枠、頭つなぎの補強



4.7-17図 太い管を壁中に配する方法例



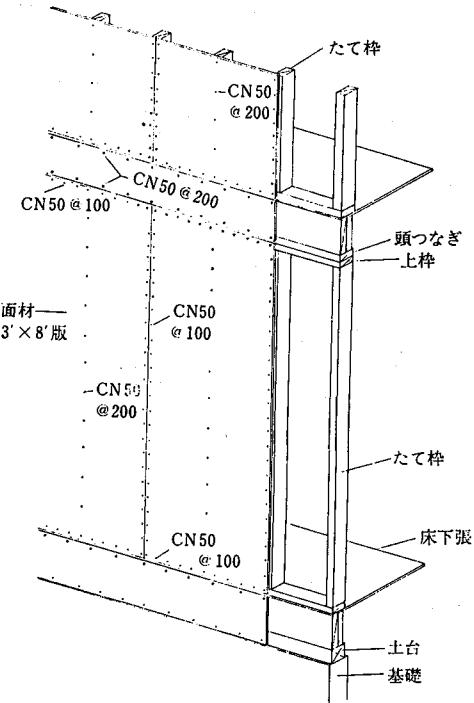
4.7.9 外壁下張り

- 4.7.9.1 一般事項
- 外壁下張り材は、4.7.1 (耐力壁) の5の項による材料を用いる。
 - 外壁下張り材は、1階及び2階の床根太の部分で切断し、相互の上下間隔は原則として6mm以上あける。
 - 土間コンクリート床で土台と下枠を兼ねる場合は、外壁下張り材を土台まで張りつめる。
 - 外壁下張り材は、4.7.9.4(製材)の項による下張りを行う場合を除き、たて張りとする場合は、原則として、一枚の版で下枠又は土台及び頭つなぎ又は上枠まで張るものとする。
 - 外壁下張り材を横張りとする場合又はたて張りとする場合でやむを得ず壁面の中途で版を継ぐ場合は、継手部分に寸法型式204の2つ割り(40mm×40mm)以上の受け材をいれる。
- 4.7.9.2 構造用合板
- 構造用合板の品質は、JASに適合するもので、特類とする。
 - 張り方は、3'×8' (910mm×2,440mm) 若しくは3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張り又は4'×8' (1,220mm×2,440mm) 版を横張り若しくはたて張りとする。(4.7-18図参照)
 - 釘打ちは、CN50を外周部100mm間隔以内、中間部200mm間隔以内に打ちつける。
- 4.7.9.3 シージングボード
- シージングボードの品質は、JIS A 5905(繊維板)のうちシージングボードに適合するものとする。
 - 張り方は、構造用合板と同様とする。
 - 釘打ちは、SN40を外周部100mm間隔以内、中間部200mm間隔以内に打ちつける。
- 4.7.9.4 製材
- 製材の品質は、JASのうち針葉樹の下地用製材の板類に適合するもので1級とする。
 - 張り方は、横張りの場合は継手の位置をたて枠の上で行い、隣接する板の継手が2つ以上並ばないようにし、斜め張りの場合はたて枠に対して45°に張る。
 - 釘打ちは、たて枠に対し2本のCN50を平打ちする。
- 4.7.9.5 パーティクルボード
- パーティクルボードの品質は、JIS A 5908(パーティクルボード)に適合するもので18P、13P、24-10P、17.5-10.5P又は30-15Pタイプとする。
 - 張り方は、3'×8' (910mm×2,440mm) 若しくは3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張り又は4'×8' (1,220mm×2,440mm) 版を横張り若しくはたて張りにし、たて枠上の継目は2~3mmあける。
 - 釘打ちは、構造用合板と同様とする。
- 4.7.9.6 構造用パネル
- 構造用パネルの品質は、構造用パネルのJASに適合するもので1級、2級、3級又は4級とする。
 - 張り方は、3'×8' (910mm×2,440mm) 若しくは3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張り又は4'×8' (1,220mm×2,440mm) 版を横張り若しくはたて張りにし、たて枠上の継目は2~3mmあける。
 - 釘打ちは、構造用合板と同様とする。
- 4.7.9.7 ハードボード
- ハードボードの品質は、JIS A 5905(繊維板)のうちハードファイバーボードに適合するもので35タイプ又は45タイプとする。なお7mm未満のハードボードを用いる場合は、施工する1~2日前にきれいな水をハードボード裏面にまんべんなく散布し、裏面と表面を合わせて平積し、シートなどでおおい養生する。
 - 張り方は、パーティクルボードと同様とする。
 - 釘打ちは、構造用合板と同様とする。
- 4.7.9.8 硬質木片セメント板
- 硬質木片セメント板の品質はJIS A 5417(木片セメント板)のうち硬質木片セメント板に適合するものとする。
 - 張り方は、3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張りする。
 - 釘打ちは、CN50又はステンレス耐力釘(長さ50.8、頭径6.76、釘径2.87)を外周部100mm間隔以内、中間部200mm間隔以内に打ちつける。
- 4.7.9.9 ラスシート
- ラスシートの品質は、JIS A 5524(ラスシート(角波亜鉛板ラス))に適合するもので、LS4(メタルラスの厚さが0.6mm以上のものに限る。)とする。
 - 張り方は、3'×8' (910mm×2,440mm) 若しくは3'×9' (910mm×2,730mm) 版をたて張りし、土台及び壁の端部まで張る。
 - 継目部分は1山重ねとし、鉄板は鉄板で、ラスはラスで重ね結束する。

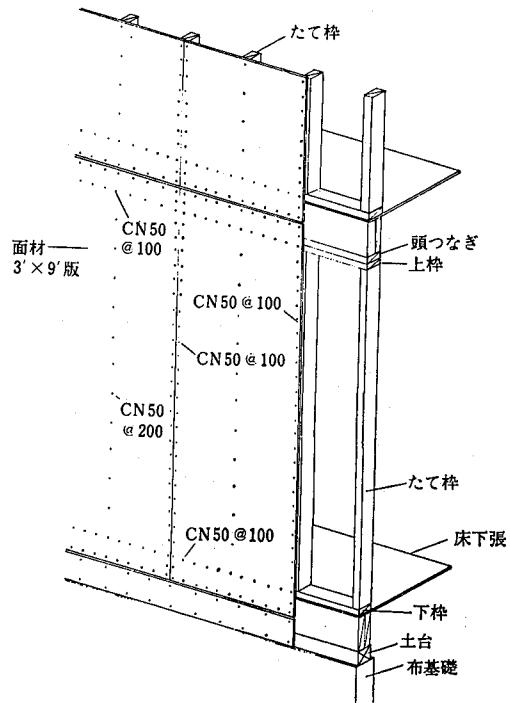
4. 開口部等でラスシートを切り抜く場合は、事前に鉄板を短かく、ラスを長くなるように
切断し、捲き込む。
5. 釘打ちは、亜鉛メッキされたCN50を外周部100mm間隔以内、中間部200mm間隔以内に平
打ちする。

4.7-18 図 外壁下張り材の張り方

(A) 面材3'×8'版の張り方

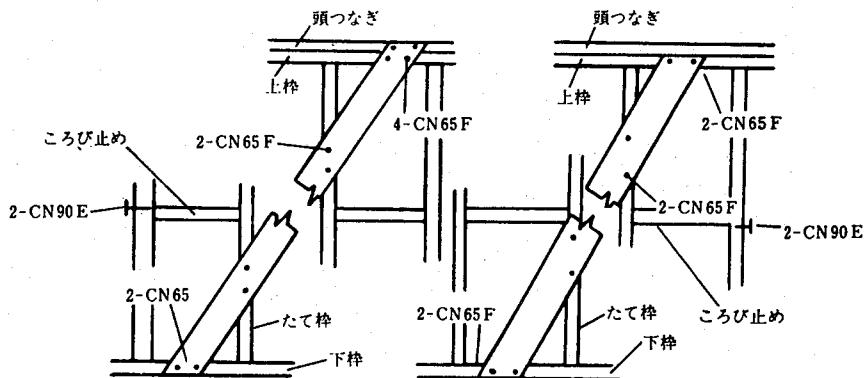


(B) 面材3'×9'版の張り方



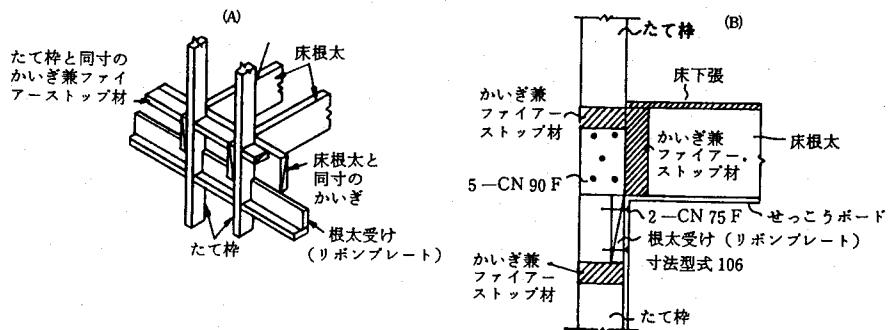
- 4.7.10筋かい
- 構造用合板以外の外壁下張り材を用いる場合は、外壁面の両端に最も近い耐力壁には、できるだけ筋かいを併用し、原則として圧縮にきくように入れる。
 - 筋かいは、寸法型式104及び106の2種類とし、タスキには入れないものとする。
 - 筋かいは、幅900mm以上の壁にわたるように入れ、筋かいを開口部の上下の壁まで使うことが望ましい。
 - 筋かいは、下枠に対して45°以上、たて枠2つ以上にわたるように入れ。
 - 筋かいは、たて枠、上枠及び下枠を欠き込んで入れる。この場合、施工順序によっては、頭つなぎを欠き込むことができる。
 - 筋かいの釘打ちは、筋かいから頭つなぎ、上枠、たて枠及び下枠に対してそれぞれ2本のCN65を平打ちする。ただし、110kg以上の短期許容せん断応力を有する釘打ちは、特記による。
- 4.7.11ころび止め
- 構造用合板以外の外壁下張り材を用いる場合、外壁のたて枠相互間には、寸法型式204のころび止めをできるだけ設けるものとする。
 - ころび止めの釘打ちは、たて枠から2本のCN90を木口打ちするか又は2本のCN75をころび止めからたて枠へ斜め打ちする。

4.7-19図 筋かいの釘打ち



- 4.7.12階段、スキップフロア等を支持する壁の構成
- スッキップフロア等を支持する壁の構成は、床面のレベルごとにそれぞれ独立の壁を設ける場合を除いて、次の2から5による。
 - たて枠は寸法型式206を用い、たて枠を欠きこんで根太受け材(リボンプレート)を入れ、床根太をリボンプレートにのせる。(4.7-20図、(A)参照)
 - リボンプレートは寸法型式106以上を用い、たて枠に2本のCN75を平打ちする。
 - 床根太は、たて枠に5本のCN90を平打ちする。
 - 壁及び床には、たて枠及び床根太と同寸のかいぎ兼ファイアーストップ材を入れる。(4.7-20図、(B)参照)

4.7-20図 スキップフロアの構成例



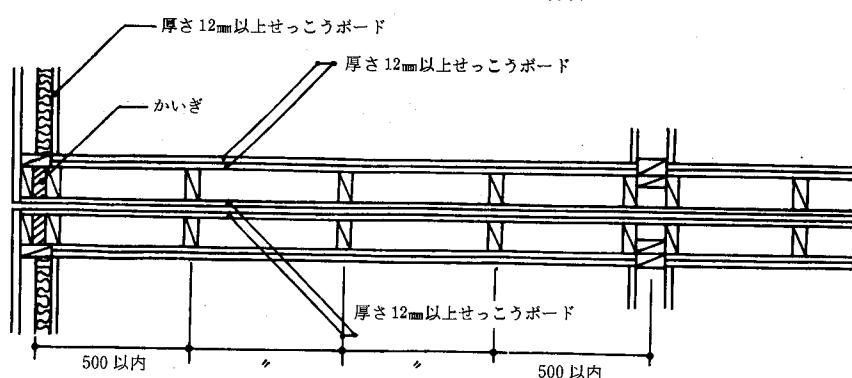
4.7.13 住戸間の界壁

連続建の住宅間の界壁は、次のいずれかによる。

- イ、2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には、厚さ12mm以上のせっこうボードを2枚、壁心側には厚さ12mm以上のせっこうボードを1枚張る。(4.7-21図(A)参照)
- ロ、2重壁とし、それぞれのたて枠の室内側には厚さ12mm以上のせっこうボードを2枚張る。また界壁の室内には厚さ50mm以上のロックウール(40kg/m³以上)又はグラスウール(20kg/m³以上)を入れる。(4.7-21図(B)参照)
- ハ、1重壁とし、下枠、上枠、及び頭つなぎに寸法形式206を用い、たて枠は、寸法形式204を間隔250mm以内に千鳥に配置し、室内側に厚さ12mm以上のせっこうボードを2枚張る。また、界壁の室内には、厚さ50mm以上のロックウール(40kg/m³以上)又はグラスウール(20kg/m³以上)を入れる。(4.7-21図(C)参照)

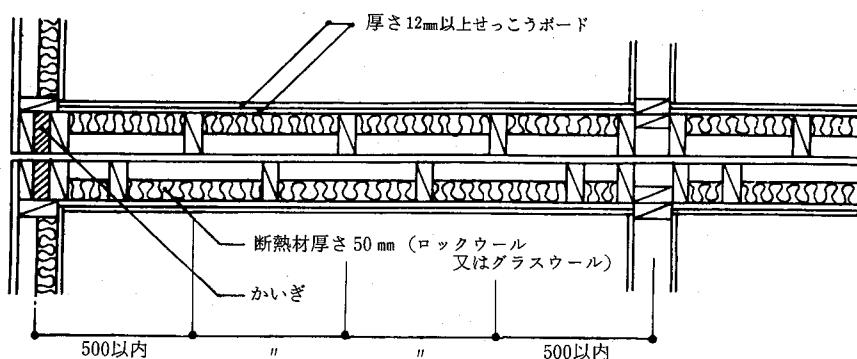
4.7-21図 連続建の住戸間界壁

(A) 2重壁とし壁心にせっこうボードを入れる場合



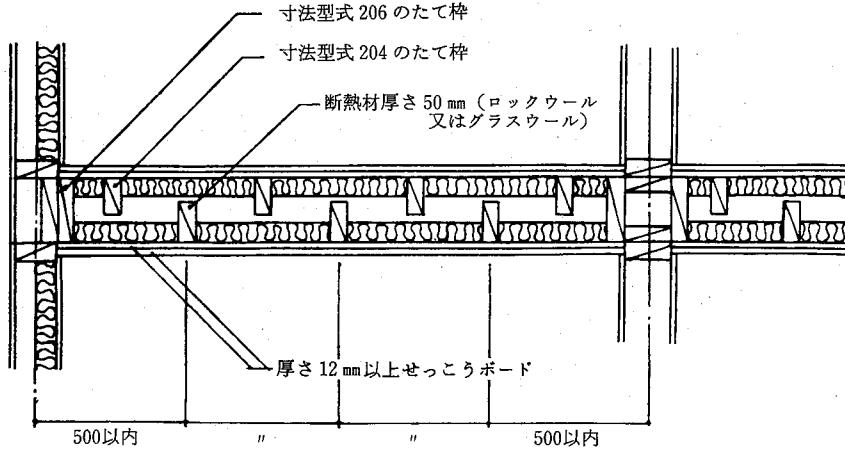
[防火第186号(昭和50.7.5)
遮音(通)第2号(昭和51.4.26)]

(B) 2重壁とし壁心にせっこうボードを入れない場合



[防火第583号(昭和60.11.29)
遮音(通)第10号(昭和62.7.31)]

(C) 1重壁とし上下枠等に206を使用する場合

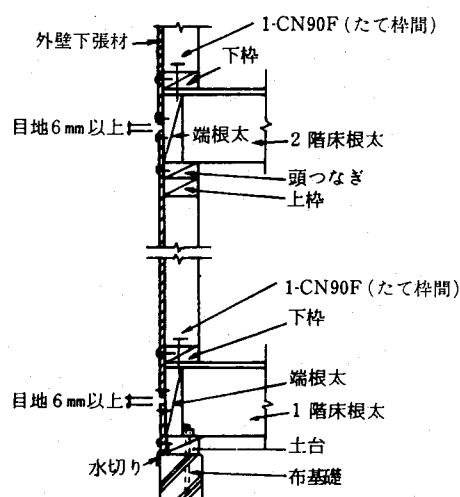


[防火第584号(昭和61.1.28)
遮音(通)第9号(昭和62.7.31)]

4.7.14 壁枠組と床枠組
及び土台との緊結

1. 外壁下張材が土台又は、端根太若しくは側根太まで釘打ちされている場合の壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から端根太及び側根太へCN90を、たて枠間に1本平打ちする。ただし、160kg/m以上の短期許容せん断応力を有する釘打ちは、特記による。この場合、外壁下張り材の上下の継手部分には6mm以上の目地をあける。(4.7-22図参照)
7-22図参照
2. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太まで達しない場合の壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から端根太及び側根太へCN90をたて枠間に2本平打ちする。
3. 内部の耐力壁と床枠組との緊結は、下枠から床根太又はころび止めへCN90をたて枠間に2本平打ちする。
4. 外壁の隅角部隅柱及び外壁の開口部の両端に接する耐力壁のまぐさ受けが取りつくたて枠の下部の補強は次による。
 - イ、2階にあっては、下階の壁の隅柱又はたて枠と帶金物を用いて緊結する。なお、帶金物は外壁下張材を介して取り付けることができる。
 - ロ、1階にあっては、1階床を床枠組で構成する場合は土台及び端根太又は側根太とを帶金物で、1階床を3.5.5(土間コンクリート床スラブ)の項による土間コンクリート床スラブで構成する場合は、土間とを隅角部はかど金物で、開口部はかど金物で緊結する。なお、帶金物は外壁下張材を介して取り付けることができる。
 - ハ、上記イ又はロにおいて構造用合板又は硬質木片セメント板を、2階にあっては、端根太又は側根太まで、1階にあっては土台まで、張りつめた場合は、帶金物又はかど金物を省略することができる。(4.7-22図参照)

4.7-22図 帯金物(S-65)を省略する場合の壁下張りの張り方



4.7.15 40m²を超える区画

4.7.15.1一般事項

40m²を超える区画の壁枠組はこの項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては、4.7.1から4.7.14までの各項による。

4.7.15.2壁枠組と床枠組との緊結

1. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太まで釘打ちされている場合の外壁と床枠組との緊結は、下枠から床枠組へCN90をたて枠間に2本平打ちする。
2. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太に達しない場合の壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から端根太及び側根太へ、2階にあってはCN90をたて枠間に2本、1階にあってはCN90をたて枠間に4本平打ちする。
3. 内部の耐力壁と床枠組との緊結は下枠から床根太又はころび止めへ2階にあってはCN90をたて枠間に2本、1階にあっては、CN90をたて枠間に4本平打ちする。

4.7.16 50cmを超えるたて枠間隔

4.7.16.1一般事項

たて枠間隔を50cmを超えて65cm以下とする場合（以下「50cmを超えるたて枠間隔」という。）の壁枠組は、この項による。ただし、この項に掲げる事項に該当しないものについては、4.7（平家建又は2階建の壁枠組）の各項による。

4.7.16.2たて枠

1. たて枠の寸法型式は次による。
 1. 多雪区域以外の区域における2階建の1階は208以上とし、平家建及び2階建の2階は204以上とする。
 2. 多雪区域におけるたて枠の寸法型式は、特記による。
2. たて枠に寸法型式204を用いる場合のたて枠には、原則として欠き込みを行ってはならない。ただし、配線・配管などのために穴をあける場合は、その径を断面せいの1/4以下とするか、その径が断面せいの1/4を越える時は同寸法のたて枠を沿えて補強する。

4.7.16.3たるき及び床根太とたて枠とのずれ

たるき及び床根太とたて枠の位置がずれる場合は、上枠を1枚重ねて補強する。（4.7-23図参照）なお、補強する上枠と上枠との接合は、4.7.3（耐力壁の頭つなぎ）による。

4.7.16.4耐力壁

耐力壁の種類は下表による。

耐力壁の種類と倍率

	耐力壁の種類		摘要		
	材料	倍率	断面	釘	釘の本数又は間隔
I	筋かい	0.5	18mm×89mm以上	CN65	上・下枠、たて枠各2本
II	セッコウボード シージングボード	1.0	厚さ12mm以上 "	GN40 SN40	外周部@100、中間部@200 " "
III	ハードボード 構造用合板（構造用合板規格2級）	2.5	厚さ5mm以上 " 7.5 "	CN50 CN50	外周部@100、中間部@200 " "
IV	構造用パネル パーティクルボード	3.0	一 厚さ12mm以上	CN50 CN50	外周部@100、中間部@200 " "
	ハードボード		" 7 "	CN50	" "
	構造用合板（構造用合板規格1級）		" 7.5 "	CN50	" "
	構造用合板（構造用合板規格2級）		" 9 "	CN50	" "

（備考） 1. 壁下張りを両面に張った場合の倍率はそれぞれの倍率の和とすることができますが、加算した場合の倍率は5.0を限度とする。

2. GN40に代えてSFN45、WSN又はDTSNを使用することができます。

3. 表以外には建設省告示第56号（昭和57年1月18日制定、平成9年3月28日最終改正。）に定めるもの及び建設大臣が個別に認定しているものがある。

4.7.16.5壁下張り

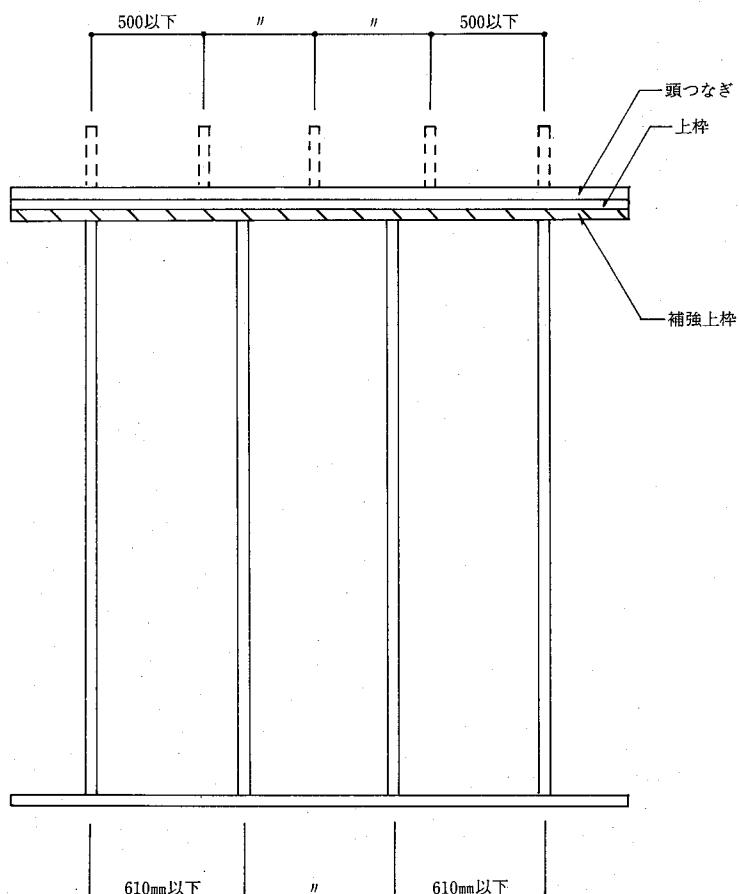
1. 構造用合板を使用する場合は、4'×8'版の横張りとし、継手部分に寸法型式204の受け材を入れる。
2. 構造用合板のたて張り及び構造用合板以外の材料を張る場合は、たわみを生じないよう、また使用上の支障のないよう受け材、ころび止めで補強する。

4.7.16.6壁枠組と床枠組の緊結

1. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太まで釘打ちされている場合の外壁と床枠組との緊結は、下枠から床枠組へCN90をたて枠間に3本平打ちする。

2. 外壁下張材が土台又は端根太若しくは側根太に達しない場合の壁枠組と床枠組との緊結は、下枠から端根太及び側根太へ、2階にあってはCN90をたて枠間に3本、1階にあってはCN90をたて枠間に5本、平打ちする。
3. 内部の耐力壁と床枠組との緊結は、下枠から床根太またはころび止めへ、2階にあってはCN90をたて枠間に3本、1階にあってはCN90をたて枠間に5本、平打ちする。

4.7-23 図 たるき及び床根太とたて枠の位置がずれる場合の補強



4.8 支持柱

4.8.1 一般事項

多雪区域以外の区域で梁からの鉛直力を支持する柱（以下「支持柱」という。）を設ける場合は、この項による。ただし、この項によらない場合又は多雪区域は構造計算等により安全を確かめる。（4.8-1図参照）

4.8.2 支持柱及び梁

支持柱は寸法型式606の集成材とし、梁は6"系列の集成材を標準とする。

4.8.3 床枠組及び梁との緊結

支持柱と床枠組及び梁との緊結は次による。（4.8-2図参照）

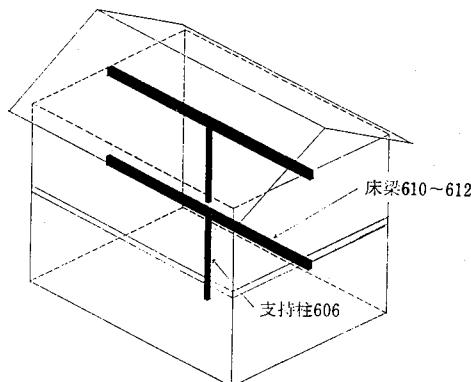
イ、支持柱が載る床下張材は構造用合板とし、支持柱は床下張材の上に柱脚金物を介して設ける。支持柱直下の床根太は支持柱と同寸幅以上となるよう補強する。

ロ、支持柱の柱脚は柱脚金物を用いて床枠組に緊結する。柱脚金物から床枠組への釘打ちは、ZN65を8本平打ちする。支持柱と柱脚の緊結は打込みピン(Φ14)により行なう。

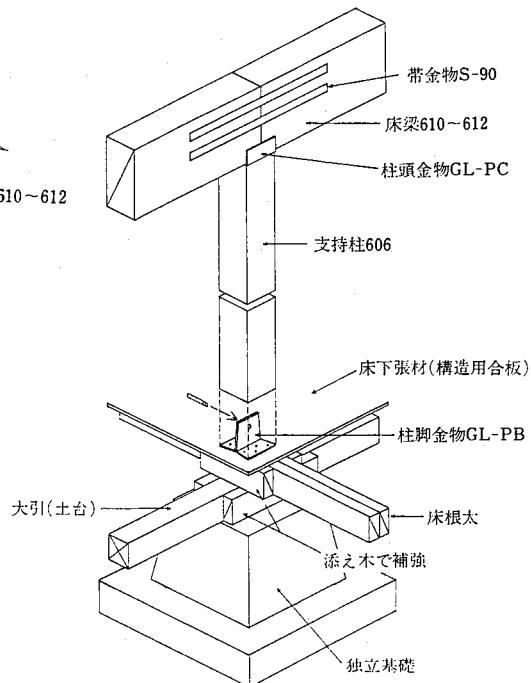
ハ、支持柱の柱頭は柱頭金物を用いて床梁に緊結する。柱頭金物から床梁への釘打ちは、ZN65を8本平打ちする。柱頭金物から支持柱への釘打ちはZN65を6本平打ちする。

- 4.8.4 基礎及び基礎と
1. 支持柱の直下には上階からの鉛直力及び地耐力を考慮した鉄筋コンクリート造による独立基盤等を設ける。(4.8-2図参照)
 2. 支持柱直下の土台又は大引きは支持柱と同寸幅以上となるよう補強し、独立基盤にアンカーボルトにて緊結する。(4.8-2図参照)

4.8-1図 支持柱



4.8-2図 支持柱と梁及び床との納まり

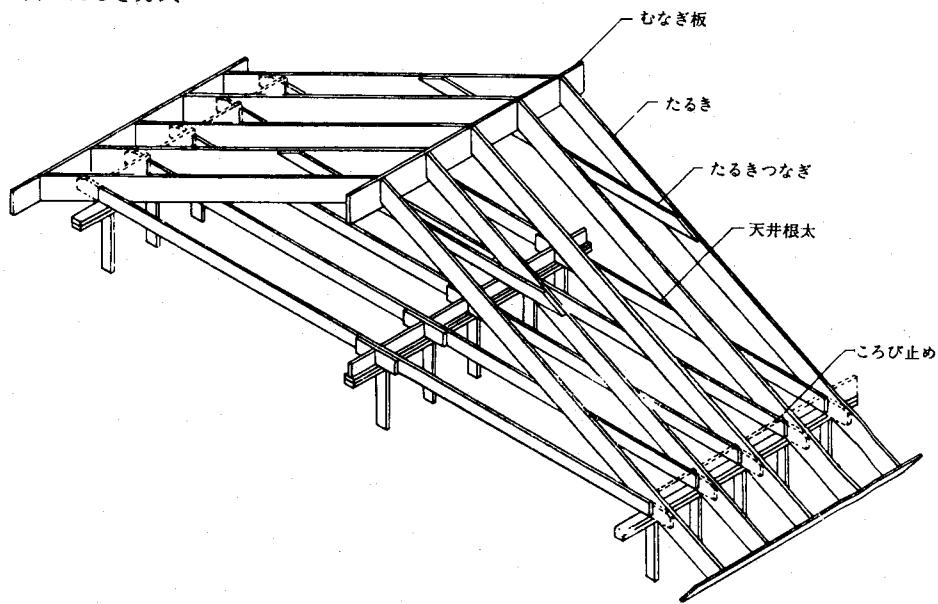


4.9 平家建又は2階建の小屋組

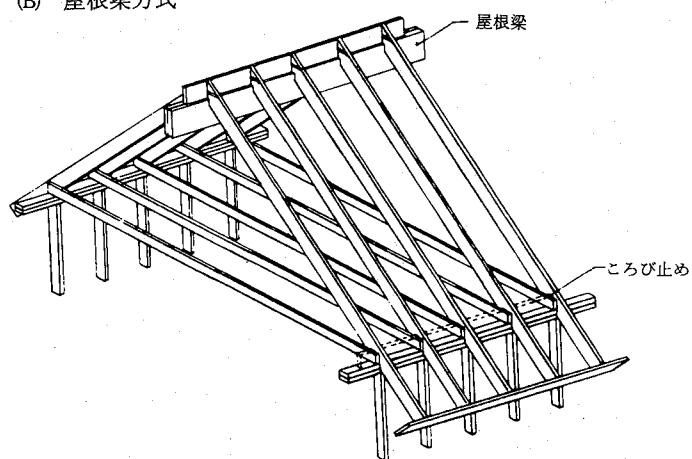
- 4.9.1 一般事項
1. 小屋組を構成するたるき、天井根太は寸法型式204、206、208、210及び212の製材とし、それらの相互の間隔は650mm以内とする。
 2. たるきの断面は、構造計算または別冊のスパン表による。
 3. 小屋組には振れ止めを設ける。
 4. 小屋組の構成は、次のいずれかによる。(4.9-1図参照)
 - イ. たるき方式：たるき、天井根太及びむなぎによるもの。
ただし、勾配が2.5/10以下の場合、むなぎの左右のたるきの長さ及び勾配が異なる場合又はすべてのたるきと天井根太の走行方向が異なる場合は屋根梁方式による。
 - ロ. 屋根梁方式：屋根梁又は耐力壁又は支持壁によって支持されるたるきによるもの。
 - ハ. トラス方式：合成ガセット又はメタルプレートコネクターを用いたトラスによるもの。
 - ニ. 束建て方式：たるき、屋根梁、束を天井梁で支持するもの。

4.9-1図 小屋組の構成

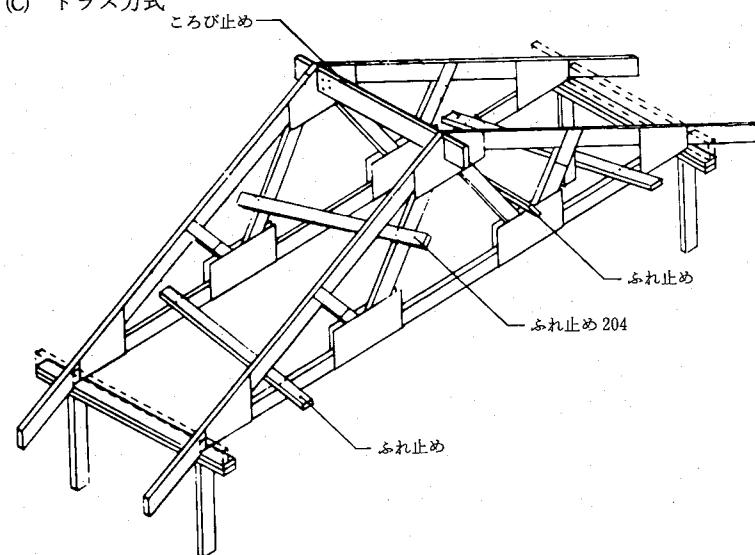
(A) たるき方式



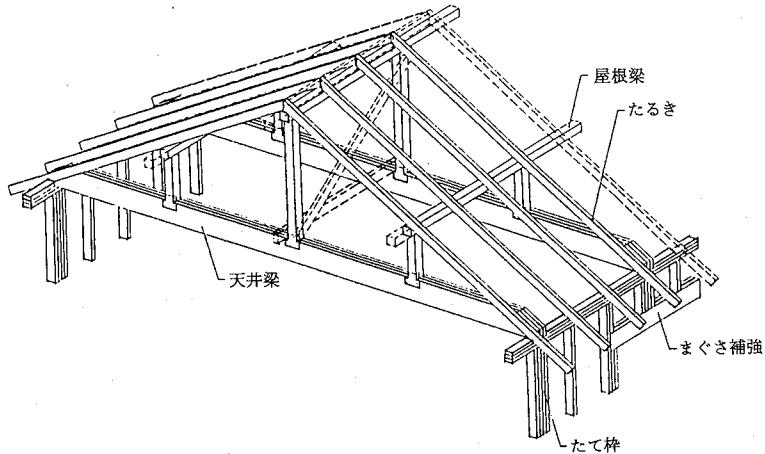
(B) 屋根梁方式



(C) トラス方式



(D) 束建て方式



4.9.2 たるきによる切

妻屋根

- 4.9.2.1 天井根太
1. 天井根太から頭つなぎ又は梁に対しては2本のCN75を斜め打ちする。(4.9-2図参照)
ただし、110kg以上の短期許容たん断応力を有する釘打ちは、特記による。
 2. 天井根太の継手は、耐力壁又は梁の上で、4.6.2(床根太の継手)の項の2と同様な手法で行う。ただし釘打ち本数は4.9.2.5(たるきと天井根太の接合)の項の1による。
 3. 継手部分の天井根太から頭つなぎ又は梁に対しては、CN75を両側からそれぞれ2本斜め打ちする。
 4. 小屋裏部屋を設けない場合の天井根太を梁で支持する場合の梁の断面は、構造計算による。
 5. 梁の構成及び端部の支持方法は、4.6.7(床梁)の項と同様とする。ただし、天井根太を根太受金物又は根太掛けを用いて梁に取りつける場合は、向い合う天井根太同士を帶金物等を用いて緊結し、その釘打ち本数は、4.9.2.5(たるきと天井根太の接合)の1による。
(4.9-3図参照)
 6. 天井根太面に開口部を設ける場合は、4.6.5(床開口部)に準ずる。

- 4.9.2.2 妻小壁
1. 妻側にけらばを出さない場合の妻小壁は、妻小壁たて枠を欠き込んでたるきを納め、たるきより2本のCN75を平打ちし、妻小壁たて枠から頭つなぎへは3本のCN75を斜め打ちする。(4.9-4図参照)
 2. 妻側にけらばを出す場合の妻小壁は次による。
 - イ. 妻小壁は、妻小壁たて枠及び平使いの妻小壁上枠を用いて構成し、妻小壁上枠から妻小壁たて枠へは2本のCN90を木口打ち、妻小壁たて枠から頭つなぎへは3本のCN75を斜め打ちする。(4.9-5図(A)参照)
 - ロ. 妻小壁をあらかじめ構成する場合には、妻小壁下枠を用い、妻小壁下枠から妻小壁たて枠に2本のCN90を木口打ちする。(4.9-5図(B)参照)
 - ハ. むなぎの支持は妻小壁たて枠で行い、その両側に添え妻小壁たて枠を設け、添え妻小壁たて枠から妻小壁たて枠(支持材)へCN90を上・下端2本、中間部150mm間隔以内に千鳥に平打ちする。(4.9-6図参照)
 - ニ. 妻小壁と下部外壁との緊結は、4.7.14(壁枠組と床枠組及び土台との緊結)に準ずる。

- 4.9.2.3 むなぎとたるきの接合
1. むなぎは、たるきより1サイズ以上大きな寸法型式のものを用い、頂部は勾配に沿って角度をつける。ただし、むなぎに代えて合板がセットを用いる場合は、4.9.2.7(たるきつなぎ)のハによる。
 2. たるきからむなぎへは、3本のCN75を斜め打ちする。(4.9-7図参照)ただし、170kg以上の短期許容たん断応力を有する釘打ちは、特記による。

- 4.9.2.4 たるきと頭つなぎの接合
1. たるきと頭つなぎの接合は次による。(4.9-8図参照)
 - イ. たるきは外壁の頭つなぎの部分で欠き込んでおさめる。ただし、たるきが寸法型式204の場合は欠き込みを行ってはならない。

- ロ. たるきの欠き込み幅は原則として75mm以上、欠き込み深さはたるきのせいの1/3以内とする。
2. たるきから頭つなぎに対しては2本のCN75を斜め打ちする。ただし、110kg以上の短期許容せん断応力を有する釘打ちは、特記による。

4.9.2.5 たるきと天井 根太の接合

1. たるきと天井根太の接合はCN90を平打ちしその本数は、下表による。
たるきと天井根太の接合に必要なCN90の本数（多雪区域以外の区域）

たるき間隔が50cm以下の場合

屋根材 建物巾(m) 屋根 勾配	瓦						彩色石綿板・金属板					
	4.55	5.46	6.37	7.28	8.19	9.10	4.55	5.46	6.37	7.28	8.19	9.10
3.5/10以上～ 4.5/10未満	5	6	6	7	8	9	3	3	4	4	5	5
4.5/10～5.5/10	4	5	5	6	7	7	2	3	3	4	4	4
5.5/10～7.5/10	3	4	4	5	6	6	2	2	3	3	3	4
7.5/10以上	3	3	3	4	4	5	2	2	2	2	3	3

たるき間隔が50cmを超えて65cm以下の場合

屋根材 建物巾(m) 屋根 勾配	瓦						彩色石綿板・金属板					
	4.55	5.46	6.37	7.28	8.19	9.10	4.55	5.46	6.37	7.28	8.19	9.10
3.5/10以上～ 4.5/10未満	6	7	8	10	11	12	4	4	5	6	6	7
4.5/10～5.5/10	5	6	7	8	9	9	3	4	4	5	5	6
5.5/10～7.5/10	4	5	6	6	7	8	3	3	3	4	4	5
7.5/10以上	3	4	5	5	6	6	2	2	3	3	3	4

2. 部分的にたるきと天井根太の走行方向が異なる場合は、次による。

- イ. 頭つなぎ部のたるきに最も近い天井根太（以下「隣接天井根太」という）からもち
おり天井根太をのばし、前項に準じてたるきと接合する。
- ロ. もちおり天井根太は、2枚合わせとした隣接天井根太に3本のCN75を斜め打ち
した後、かど金物で緊結する。（4.9-9図参照）

4.9.2.6 軒のはりだし

1. 軒をはりだす場合は、たるきと同寸の腕木、けらばたるき及び配付けたるきを用いて次のいずれかにより構成する。

イ. 軒の出が0.5m以下の場合は、けらばたるきを軒の出と同じだけ内部に伸ばして、た
るきに取付ける。（4.9-10図(A)参照）

ロ. 軒の出が0.5mを越えて1m以下の場合は、けらばたるきを2つのたるき間隔だけ内部
に伸ばし、これを受けるたるき及び腕木は2枚合わせとする。けらばたるきは、2
枚合わせたるきに根太受け金物で固定する。（4.9-10図(B)参照）

2. 腕木、けらばたるき及び配付けたるきには、たるき、腕木又は破風板から2本のCN90
を木口打ちする。

3. けらばたるきの相互間には、けらばたるきと同寸のころび止めを設ける。ころび止めの
釘打ちは、けらばたるきより2本のCN90を木口打ちとするか、ころび止めからけらば
たるきに3本のCN75を斜め打ちする。また、ころび止めから妻小壁上枠へはCN75を
けらばたるき間に2本斜め打ちする。

4. けらばたるきと妻小壁との緊結は、妻小壁上枠に両側からそれぞれ2本のCN75を斜め
打ちし、あおり止め金物により緊結する。

4.9.2.7 たるきつなぎ

たるきつなぎは、次のいずれかにより設ける。

イ. たるきつなぎに寸法型式106又は204を用いる場合は、天井裏スペースの頂部から3
分の1以内の位置に、たるき2本おきに設ける。（4.9-11図(A)参照）寸法型式106の

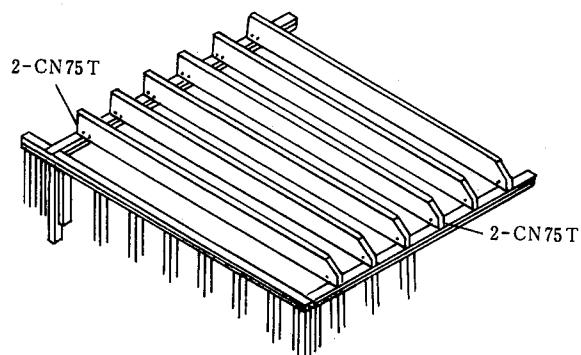
たるきつなぎは、それぞれのたるきに4本のCN65を、寸法型式204のたるきつなぎは、それぞれのたるきに3本のCN90を平打ちする。

ロ. 帶金物をたるきつなぎに用いる場合は、屋根下張りを行った後、たるき1本おきに、それぞれのたるきに4本のZN40を平打ちする。

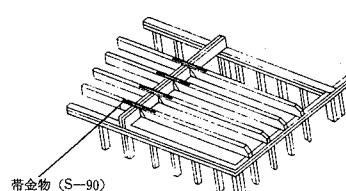
ハ. 厚さ12mm以上の構造用合成ガセットをたるきつなぎに用いる場合は、それぞれのたるきに4本のCN65を平打ちする。この場合は、たるきの間に、むなぎと同寸のころび止めを入れる。ころび止めの釘打ちは、たるきから2本のCN90を木口打ちするか、ころび止めから3本のCN75を斜め打ちする。(4.9-11図(B)参照)

- 4.9.2.8 外壁との繋結
1. たるき、けらばたるき、配付けたるき(以下「たるき等」という。)及び腕木と外壁の繋結は、あおり止め金物により繋結する。
 2. たるき等に寸法型式208以上を用いる場合は、頭つなぎの位置にころび止めを設ける。ころび止めは、たるき等と同寸で換気口を設けたもの又はたるき等より1サイズ小さい寸法型式のものを用い、頭つなぎに2本のCN75をたるき等の相互間に斜め打ちする。
- (4.9-12図参照)

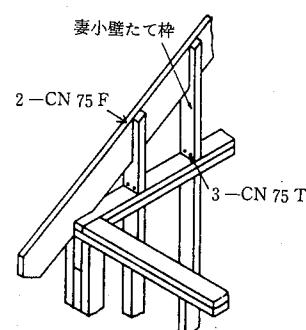
4.9-2 図 天井根太と頭つなぎの釘打ち



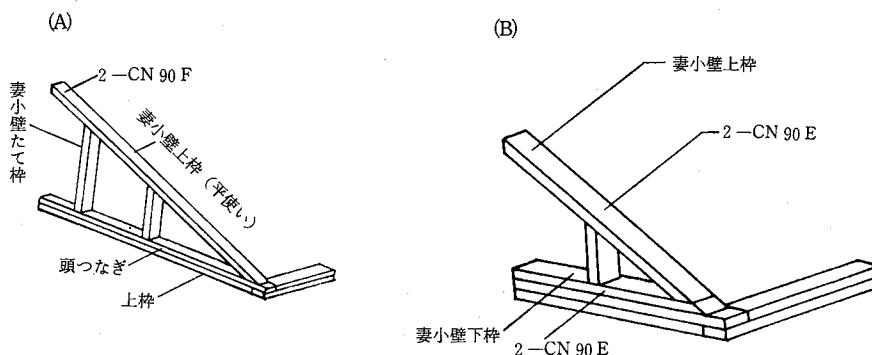
4.9-3 図 梁への接合例



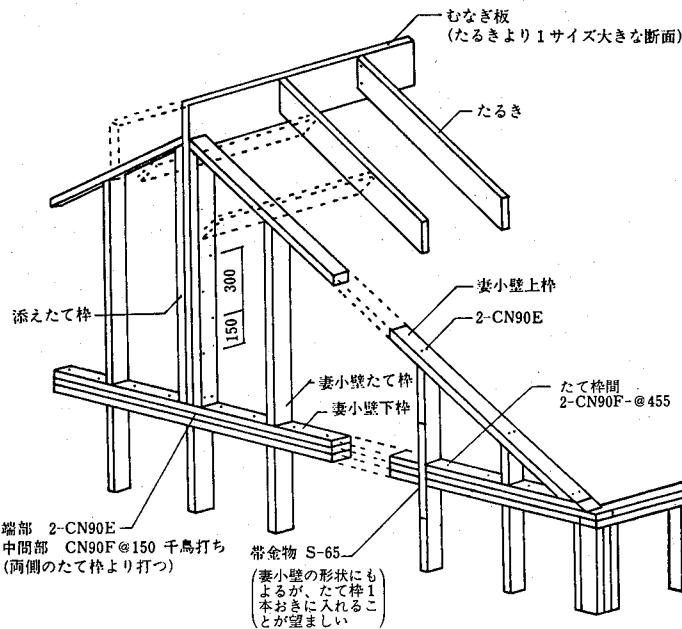
4.9-4 図 妻小壁たて枠



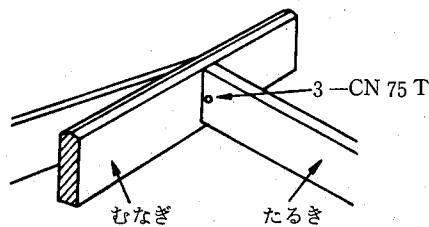
4.9-5 図 妻小壁



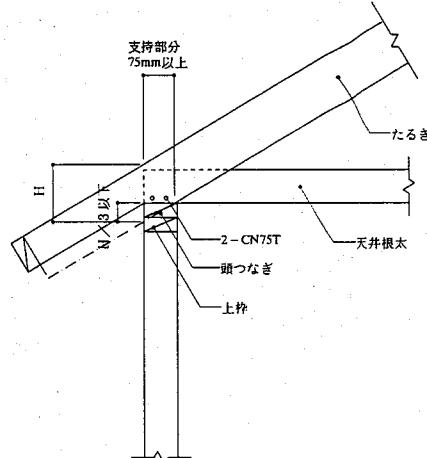
4.9-6 図 むなぎの支持



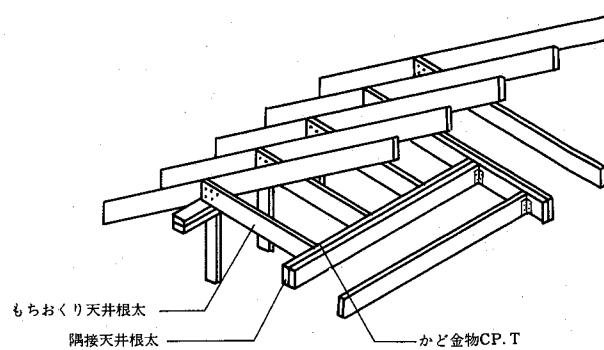
4.9-7 図 むなぎとたるきの仕口



4.9-8 図 たるきのおさまり

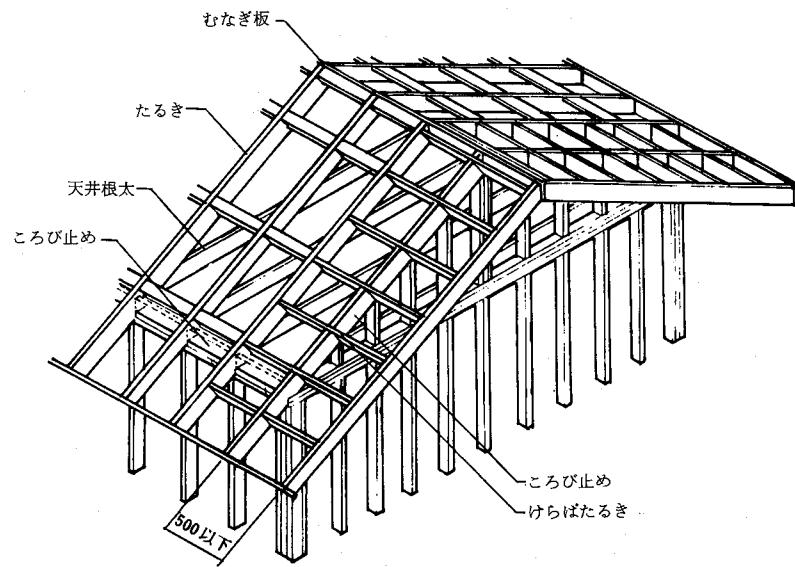


4.9-9 図 部分的にたるきと天井根太の走行方向が異なる場合の繋結方法

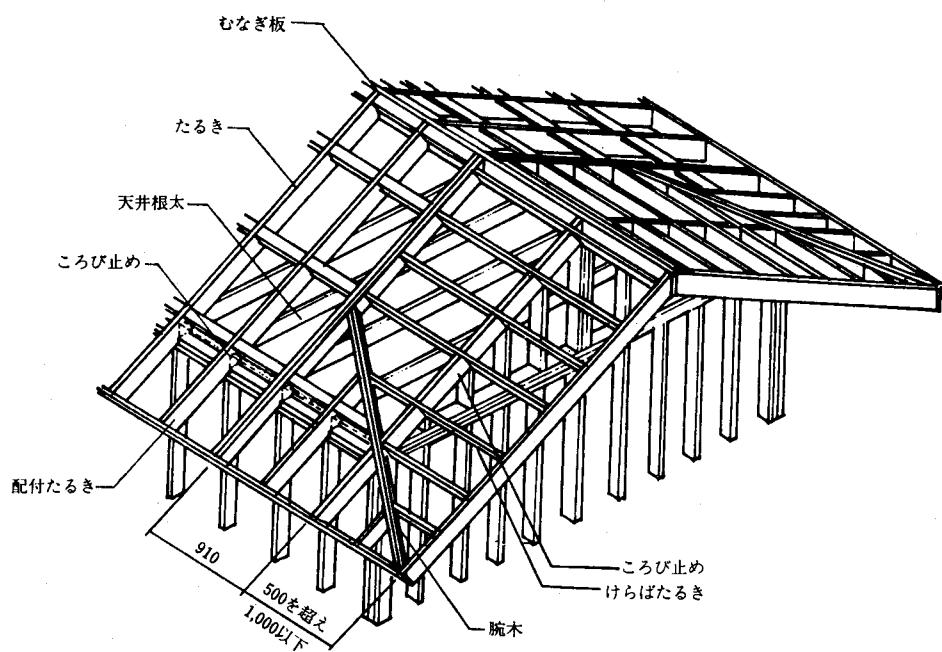


4.9-10 図 軒のはりだし方

(A) けらばの出が 0.5 m 以下の場合

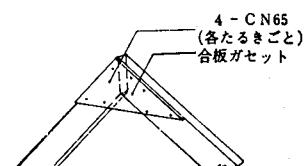
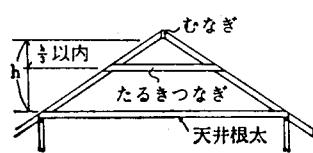


(B) けらばの出が 1.0 m 以下の場合

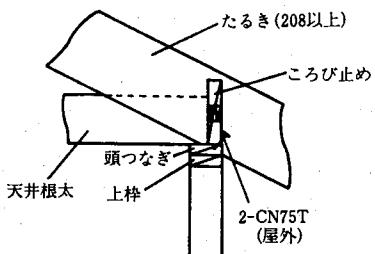


4.9-11 図 たるきつなぎ

(A) たるきつなぎの取り付け方 (B) 合板ガセットのたるきつなぎの取り付け



4.9-12 図 たるきのころび止め



4.9.3 屋根梁による切妻屋根

4.9.3.1 妻 小 壁 妻小壁の構成は、4.9.2.2（妻小壁）の項に準ずる。

4.9.3.2 屋 根 梁 1. 屋根梁の断面は、構造計算又は別冊スパン表による。

2. 合わせ屋根梁の釘打ち方法は、4.6.7（床梁）に準ずる。

3. 屋根梁の支持は次のいずれかにより行い、屋根梁の支持材は、1、2階とも同じ位置に設ける。

イ. 屋根梁に平行する耐力壁で支持する場合は、合わせ屋根梁と同じ枚数のたて枠を、構造用集成材の屋根梁を用いる場合は寸法型式404をそれぞれ屋根梁の支持材とする。屋根梁から屋根梁の支持材へは、両側から4本のCN75を斜め打ちし、耐力壁のたて枠から屋根梁の支持材へは、CN90を上・下端2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。

屋根梁と耐力壁は、帶金物を用い、6本のZN40を平打ちする。(4.9-13図(A)参照)

ロ. 屋根梁に直交する耐力壁で支持する場合、合わせ屋根梁の場合は同じ枚数のたて枠を、構造用集成材の屋根梁を用いる場合は寸法型式404をそれぞれ屋根梁の支持材とする。平部分の耐力壁の上には、4.9.2.2（妻小壁）の2に準じて妻小壁を設ける。

屋根梁の支持材には、両側の添えたて枠からCN90を上・下端2本、中間部300mm間隔以内に千鳥に平打ちする。(4.9-13図(B)参照)

4. 屋根梁を継ぐ場合は、3による1、2階とも同じ位置の支持材の上で行い、継手の補強は、屋根梁の両側から4.6.2（床根太の継手）の2のロ、ハ又はニによって行う。

なお、継手部分の屋根梁の支持材は、上・下部分の画面を柱頭金物で緊結し、1本の寸法型式404と2本の寸法型式204を入れる。(4.9-14図参照)

5. 屋根梁を用いる場合のたるきの接合は、次のいずれかによる。

イ. 屋根梁にたるきをのせる場合は、たるきを幅40mm内外欠き込み、4.6.2(床根太の継手)の2に準じて継ぎ、たるきから屋根梁へCN75を2本斜め打ちする。(4.9-15図(A)参照)

ロ. たるきの中間部に屋根梁を設ける場合は、たるきを原則として、水平方向に75mm以上、垂直方向にたるきのせいの1/3以内欠き込んで屋根梁にのせ、CN75を2本斜め打ちする。(4.9-15図(B)参照)

ハ. 屋根梁にたるきを接合する場合は、4.6.7(床梁)の5に準ずる。(4.9-15図(C)参照)

6. 屋根梁に4.2.3（合板ボックスビーム）の項による合板ボックスビームを用いる場合は、住・木センターの定める仕様による。

7. 屋根梁に鉄骨梁を用いる場合は、特記による。ただし、この場合には構造耐力上安全であることを確認する。

4.9.3.3 たるきと頭つなぎの接合 1. たるきと頭つなぎの接合は、4.9.2.4（たるきと頭つなぎの接合）の項の1による。

なぎの接合

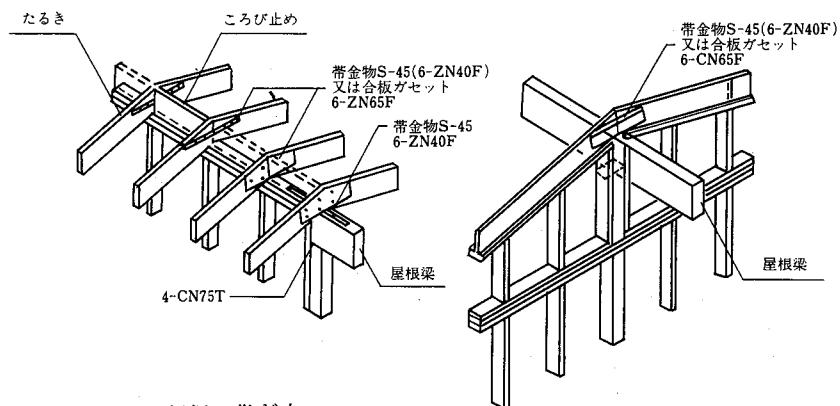
2. たるきから頭つなぎに対しては、両側からそれぞれ2本のCN75を斜め打ちする。

4.9.3.4 軒のはりだし 軒のはりだしの方法は、4.9.2.6（軒のはりだし）の項による。

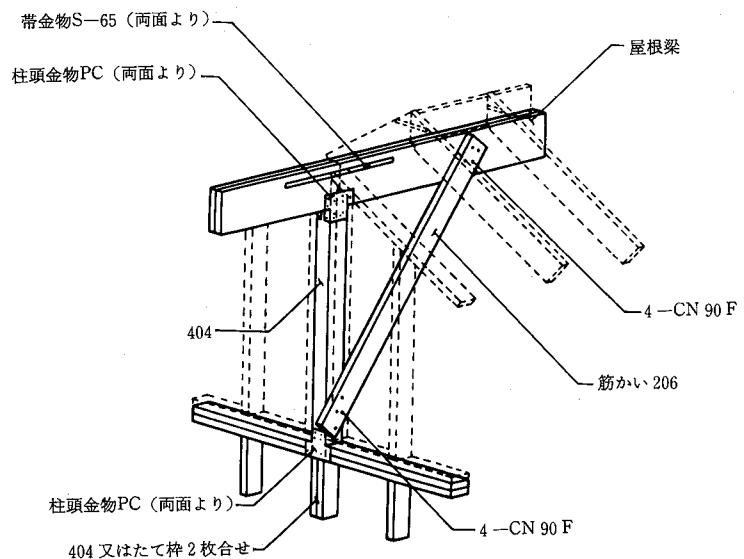
4.9.3.5 外壁との緊結 たるき等及び腕木と外壁の緊結は、4.9.2.8（外壁との緊結）の項による。

4.9-13 屋根梁の支持方法

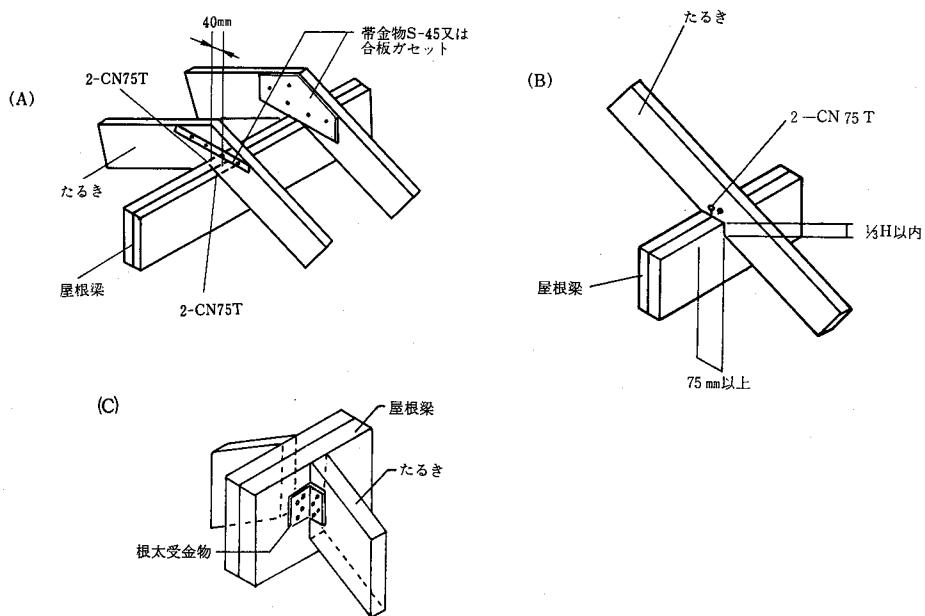
(A) 屋根梁に平行する耐力壁で支持 (B) 屋根梁に直交する耐力壁で支持



4.9-14 図 屋根梁の継ぎ方



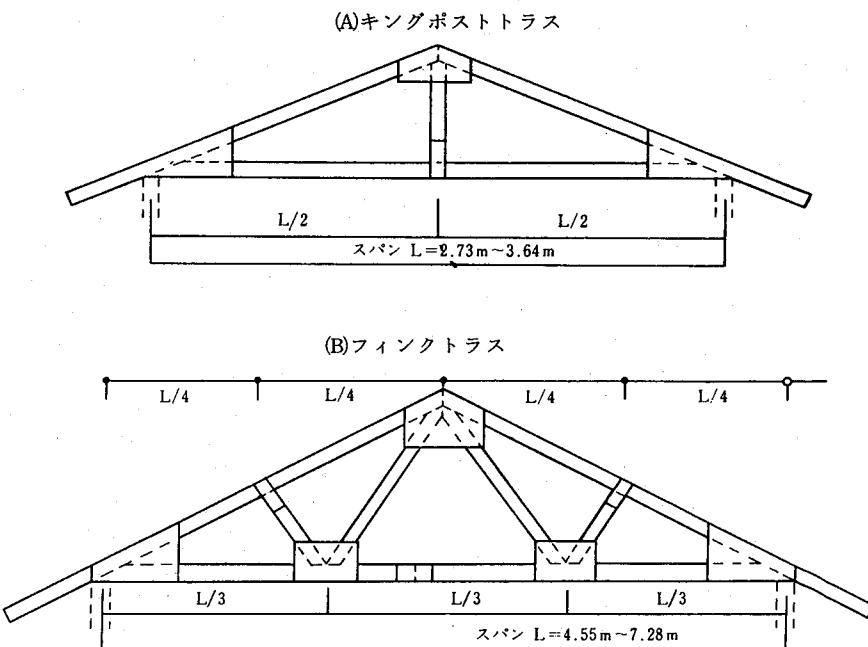
4.9-15 図 屋根梁とたるき接合



4.9.4 トラスによる切妻屋根

- 4.9.4.1 トラス 1. 合板ガセットによるトラスの使用部材及び各仕口部材の釘打ち本数は、構造計算による。
2. 構造計算等により安全を確かめた場合は、合板ガセットに替えてメタルプレートコネクターを使用することができる。
- 4.9.4.2 トラスと頭つなぎの接合 ト拉斯から頭つなぎに対しては、2本のCN75を斜め打ちする。ただし、110kg以上の短期許容せん断応力を有する釘打ちは、特記による。
- 4.9.4.3 軒のはりだし 軒のはりだしの方法は、4.9.2.6（軒のはりだし）の項による。
- 4.9.4.4 外壁との繫結 ト拉斯と外壁の繫結は、4.9.2.8（外壁との繫結）の項に準じて行う。

4.9-16図 トラスの種類



4.9.5 たるきによる寄棟屋根

棟屋根

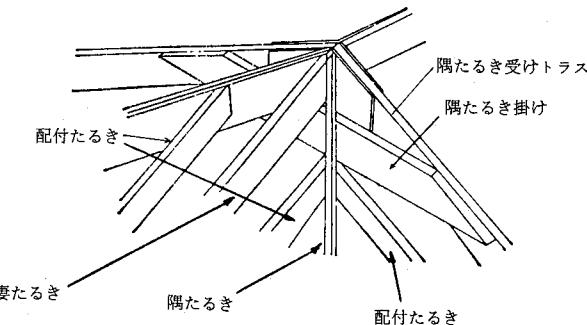
- 4.9.5.1 天井根太 天井根太の取付けは、4.9.2.1（天井根太）の項による。
- 4.9.5.2 隅たるき受け 1. たるきによる寄棟部分は、隅たるき、妻たるき、配付たるき及びこれらを受ける隅たるき受けトラスにより構成する。（4.9-17図参照）
2. 隅たるき受けトラスには、たるきより1サイズ大きな寸法型式の隅たるきを欠き込み、隅たるき掛けに載せ掛け3本のCN75を斜め打ちし取り付ける。隅たるき掛けに用いる製材の寸法型式は206以上とする。（4.9-18図(A)参照）
3. たるきから隅たるきへは3本のCN75を斜め打ちする。（4.9-18図(B)参照）
4. 隅たるき受けトラス及び隅たるきの使用部材及び各仕口部分の釘打ち本数は、構造計算による。
- 4.9.5.3 むなぎとたるきの接合 むなぎとたるきの接合は、4.9.2.3（むなぎとたるきの接合）の項による。
- 4.9.5.4 たるきと頭つなぎの接合 たるきと頭つなぎの接合は、4.9.2.4（たるきと頭つなぎの接合）の項による。
- 4.9.5.5 たるきと天井根太の接合 たるきと天井根太の接合は、4.9.2.5（たるきと天井根太の接合）の項による。

4.9.5.6 たるきつなぎ たるきつなぎは、4.9.2.7（たるきつなぎ）の項により設ける。

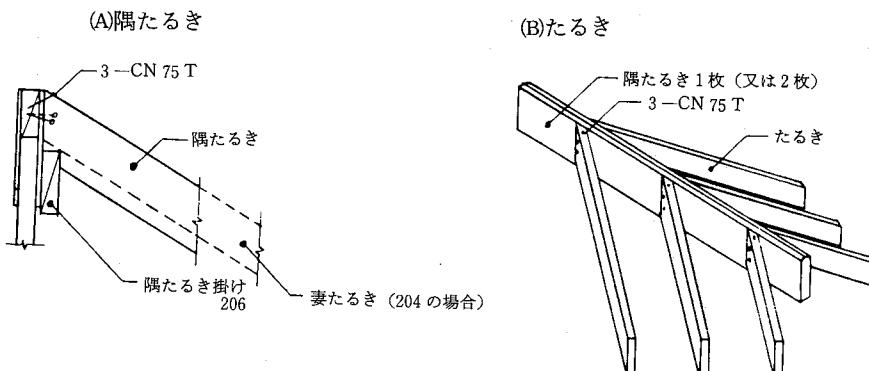
4.9.5.7 外壁との緊結 1.たるき及び隅たるき受けトラスと外壁の緊結は、4.9.2.8(外壁との緊結)の項に準ずる。

2.隅たるき、妻たるき及び配付たるきは、それぞれ両側から2本のCN75を妻側の頭つなぎに斜め打ちする。ただし、もちおくり天井根太を4.9.2.5（たるきと天井根太の接合）に準じて設けた場合は、配付けたるきの外壁頭つなぎへの釘内を2本のCN75の斜め打ちとすることができる。あおり止め金物を用いて、隅たるき及びたるきと外壁に緊結する。

4.9-17 図 寄棟部分の構成



4.9-18 図 寄棟部分のおさまり



4.9.6 ト拉斯による寄

棟屋根

4.9.6.1 ト ラ ス 1.平部分に使用する合板ガセットによるト拉斯は、4.9.4.1（ト拉斯）の項による。

2.平部分にト拉斯を使用し、妻部分をたるきで構成する場合には、4.9.5.2(隅たるき受けト拉斯)の項に準ずる。

3.台形ト拉斯、隅むねト拉斯、妻配付ト拉斯及び配付ト拉斯によって寄棟をつくる場合は、構造計算等によって安全を確かめるものとする。

4.9.6.2 ト拉斯と頭つなぎの接合 ト拉斯と頭つなぎの接合は、4.9.4.2（ト拉斯と頭つなぎの接合）の項による。

4.9.6.3 外壁との緊結 1.平部分に使用する合板ガセットによるト拉斯及び台形ト拉斯と桁側外壁の緊結は、4.9.2.8(外壁との緊結)の項に準ずる。

2.妻部分をたるきで構成する場合の、隅たるき、妻たるき及び配付たるきと妻側外壁の緊結は、4.9.5.7（外壁との緊結）の2の項による。

3.妻部分をト拉斯で構成する場合の隅むねト拉斯、配付ト拉斯及び妻配付ト拉斯と妻側外壁との緊結は、4.9.2.8(外壁との緊結)の項に準ずる。(4.9-19図参照)